

# 福祉文教常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 平成30年3月7日・8日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 301委員会室

3. 委員会審査順

| 審査順序 | 課 等 名   | ページ   |
|------|---------|-------|
| 1    | 文化スポーツ課 | 2～20  |
| 2    | 学校教育課   | 20～28 |
| 3    | 健康推進課   | 28～48 |
| 4    | 税 務 課   | 48～49 |
| 5    | 福 祉 課   | 49～77 |
| 6    | 住民環境課   | 77～88 |
| 7    | 子ども未来課  | 88～96 |

## 議事のとんまつ

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ただいまより福祉文教常任委員会の審査を開会いたします。ただいまの出席委員は7人でございます。ただいまより、先日の本会議で当委員会に付託された案件について審査を行います。それでは会議録署名委員を唐澤千洋委員と小出嶋文雄委員よろしくお願ひします。

午前9時 開会

### ①文化スポーツ課

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは文化スポーツ課に係わる案件の審査を行います。議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)につきまして課長に細部説明をお願いいたします。課長

○唐澤文化スポーツ課長 それでは議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)につきまして各担当係長から説明をさせていただきます。

○柴文化財係長 お願いいたします。予算書の39ページの方から説明をさせていただきます。10款 0604 博物館費の1072 博物館管理費、工事請負費ということで、50万円の補正を計上しております。中身につきましては、今行っております産業会館といひますか、商工観光推進室の方で行っております産業会館の外周工事がこの後予定されておひまして、それを行うに当たりまして今プレハブの埋蔵文化財調査室があるんですが、それを撤去するということになりましたのでこちらによります必要な機能、具体的には土器等を洗う給排水設備といひかシンクですね、そういったものとエアコンを博物館の横にある古い別のプレハブに移転するということ、その工事費ということで50万円を計上しております。

○赤松図書館係長 続きましてその下の図書館費、1075 図書館管理費の関係でございます。事業費でございますが燃料費マイナス70、光熱水費マイナス51万6,000円ということですが、当初の見込みより昨年度耐震工事合わせましてLED化等もして空調設備も整えました。当初見込んだ額よりも大幅に削減ができたということで、減額補正をさせていただきます。その下の積立金の関係でございます。図書館建設基金の積立金の増ということですが、今まで積み立ててあるものの利息分ということで2万5,000円を計上させていただきます。おめぐりいただきまして一番上、1076 図書館事業費の関係でございます。報償費、成人向講座謝礼の減ということですが内訳につきましては開館40周年記念茅野地域づくり後援会の関係の当初見込んだものよりも2月4日に行いましたけれども、県立歴史館の館長、県の職員ということでありまして大幅に謝礼の方が県の規定ということもありまして、多くかからないということがありましたので、ここで40万円を削減させていただきます。以上であります。

○西出スポーツ振興係長 同じく40ページをご覧ください。1096 プール管理費でございます。委託料81万7,000円、工事請負費3,620万円、こちらについては当初予定しておりました町民プールの解体撤去工事に充てる予定のところを町として跡地の活用を検討して

いて、周辺の状況などから改めて解体撤去を含む宅地として売払う方向としたため、減額補正ということでさせていただきました。計の委託料と工事費合わせて3,701万7,000円ということでございます。以上でございます。引き続き収入の方ですけれども21ページをお開きください。23款 町債、教育債になります。ただいまご説明させていただきましたプールの建設費に関するもの、起債を借りないということになりましたので、3,600万円の減ということでございます。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ただ今説明をいただきましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。小出嶋文雄委員

○10番 小出嶋委員 39ページの埋蔵文化財調査室給排水設備等移設工事の、今の産業会館の前にあるプレハブの撤去費用もここに入っているのか。それは向こうの工事費でやるのか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○柴博物館係長 我々が今回工事費に上げているのは、機能を移転するということで外側についてはそのまま残しまして産業会館で行うという事です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他には質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 質疑なしと認め、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決を行います。議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)文化スポーツ課に係わる案件につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、その旨本会議でご報告させていただきます。

続きまして議案第23号 箕輪町元気はつらつ基金条例を廃止する条例制定について担当課より説明をお願いいたします。課長

○唐澤文化スポーツ課長 議案第23号 箕輪町元気はつらつ基金条例を廃止する条例制定について細部説明につきまして公民館の唐澤主事からご説明申し上げます。

○唐澤公民館主事 議案第23号 箕輪町元気はつらつ基金条例を廃止する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。元気はつらつポイント制度では、地域通貨「箕」を寄附したいという方について基金への積み立てを行ってまいりました。この度、元気はつらつのポイント事業が平成30年3月31日をもって終了いたしますので、基金の初期目的を達したということから基金条例を廃止する条例の制定を提案するというものでございます。なお、後ほど当初予算の歳入のところで説明させていただきますけれども基金の処分につきましては、平成30年当初予算で学校教育課予算への充当ということで計上しておりますので、よろしく願いいたします。教育目的ということで、PCタブレットの活用とい

うことで充当しております。それからこの条例の施行日についてですけれども、平成30年4月2日からということになりますので、よろしくお願ひいたします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ただ今説明をいただきました。何か質疑ございますか。  
（「なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑なければ討論に入りますが討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決を行います。議案第23号 箕輪町元気はつらつ基金条例を廃止する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨をご報告させていただきます。

続きまして議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計予算文化スポーツ課に係わる案件を議題といたします。細部説明をお願いします。文化スポーツ課長

○唐澤文化スポーツ課長 議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計予算につきまして文化スポーツ課に係わる部分について、各担当の係長から説明をさせていただきます。

○藤澤生涯学習係長 それでは予算の説明書で歳入から説明させていただきます。おめくりいただきまして15ページになります。文化スポーツ課ですので生涯学習係、スポーツ振興係、公民館、図書館、博物館、2係、3館の歳入につきまして私の方から説明させていただきます。15ページ、14款の分担金及び負担金でございます。10目の教育費負担金でございますけれども、こちら文化財の保護費負担金ということで伊那谷人形浄瑠璃地域の伝承活動費ということで飯田、阿南と一緒にやっているものがございますけれども、各座からいただきました負担金75万円の計上でございます。おめくりいただきまして16ページ、15款 使用料及び手数料になります。こちらが文化施設、文化センター、地域交流センター、それから体育施設の町民体育館ですとかグラウンド、それから博物館の使用料に関する、これが文化スポーツ課の主なものがございますけれども、10目の教育使用料ということで郷土博物館の使用料、こちら入荷に伴います使用料の計上でございます。使用料収入の計上でございます。それから文化センターの管理費、地域交流センターの管理費でございます。次のページ、17ページになりますがその下になります屋内体育施設の使用料、屋内体育施設の管理、屋外体育の施設の管理費の計上でございます、623万円となっております。

おめくりいただきまして25ページになります。17款の県の支出金でございます。02目、10目の教育費県補助金ということで21にあります青少年健全育成費補助金ということで、健全育成の交付金を活用しまして30年度危険予知トレーニング講習会ということで、KYTシートというものを使いまして小学校の保護者が対象なんですけれども、育成会の代表の方を対象に講習会をしていきたいというものがございまして、それに対する2万5,000円の

計上でございます。おめくりいただきまして27ページになります。18款の財産収入でございます。01目 財産貸付収入の中の松島コミュニティセンター土地貸付収入でございます。こちら33万の計上でございます。その下の02目の利子及び配当金でございますが、04番の箕輪町図書館建設基金運用収入でございますが基金の利子収入5万4,000円の計上でございます。おめくりいただきまして30ページになります。20款の繰入金でございます。中段08目 生涯学習まちづくり基金の繰入金でございます。基金からの繰り入れということで1073博物館事業費、こちらまた歳出の方で説明いたしますが、ふるさと学習箕輪学の資料への充当ということで200万円の計上でございます。1093保健体育総務費、こちらはナイトラン&ウォークへの充当ということで692万9,000円の計上でございます。ふるさと応援基金の繰入金ということで事務事業1070青少年健全育成でございますが、内容は児童遊園の遊具等への充当ということで200万の計上でございます。進んでいただきまして31ページ、元気はつらつ基金の繰入金でございますが先ほど議案23号の廃止条例の中でもありましたタブレットPCへの充当ということで、1010小学校教育振興費への17万の計上でございます。

おめくりいただきまして33ページになります。22款の諸収入でございます。5項の01目の雑入の中の03節 複写機の使用料ということで、博物館、それから図書館、文化センターでの複写機の使用料といったことでそれぞれ5,000円、5万円の計上でございます。おめくりいただきまして34ページ、同じく諸収入の中の09節 雇用保険の本人負担分ということで、各3館、2係それぞれ臨時職員おりまして本人負担分の計上でございます。35ページの1065公民館から1073博物館、1075図書館、1081文化財保護費、1082埋蔵文化財の保護費、1093保健体育総務費への計上となっております。その下の10節の文化センター実施事業入場料でございますが、公共ホール事業の入場料としまして100万円の計上をしております。その下の20節の雑入でございますが02の自動販売機の電気料でございます。事務事業1090、1092、1094とそれぞれ計上させていただいております。その下の08の社会教育学習資料代等負担金ということで、1067成人講座事業費での計上でございます。09は各種冊子の売り捌代でございまして1072博物館管理費への計上となっております。

おめくりいただきまして38ページをご覧ください。雑入の続きでございますが中段、1070青少年健全育成費と1072、1075、1091、1091につきましては市町村振興協会の交付金ということで400万の計上でございます。1092の地域交流センター、こちら負担金となっております。同じく1092ですが光熱水費の負担金の118万円の計上、それから太陽光発電の電力販売代でございますが24万の計上でございます。1093保健体育総務費でございますが、体育教室の参加者の保健の負担金としまして15万の計上でございます。その下がスポーツ拠点づくり推進事業助成金としまして400万円を計上したものでございます。1095屋内体育施設の管理費ということで、こちら沢の運動場の駐車場の使用料、沢区からいただいているわけなんです、差額分を3万9,000円の計上でございます。1095の番場原

運動公園水道使用につきましては負担金 4 万を計上したものでございます。歳入につきましては以上でございます。

引き続き歳出の方に移らせていただきます。おめくりいただきまして 53 ページになります。合わせまして別冊ですが、一般会計及び特別会計予算給与費明細書並びに主要事業の概要等調書もご覧いただきたいと思っております。文化スポーツ課に関するものは 13 ページからになります。予算説明書の 53 ページになりますが、0234 健康支援事業費になりますが、こちらは一般質問の中でもありましたけれど新しく町長部局に立ちます若者女性活躍推進係新設になりますが、そちらへ結婚支援事業が教育部局から所管替されるものでございます。内容につきましては質問の中にもございましたとおりコーディネーター1人を立てるということで、配置するというで非常勤職員の報酬、それから各種交流イベント等への委託料を計上してございます。主要事業の方につきましても 0234、02 款の方に載っておりますけれど、町の結婚支援事業のものでございまして以後 27 ページですね、主要事業につきましては 27 ページからになりますのでお願いいたします。

引き続き予算説明書の 141 ページをお開きください。1060 社会教育総務費でございます。こちらは主には社会教育委員さん持っております、委員さんの報酬が主なものとなっております。新しいものとしましては 08 節 報償費に文化芸術大会出場者激励金を新設いたしまして、3 万円を計上してございます。スポーツに関するものへは激励金があったけれど、今まで文化芸術に関するものはなかったということでここで文化関係で全国規模の大会に出場する個人又は団体にそれぞれ個人 1 万円、団体 2 万円を激励金として交付するものでございます。続きまして 1061 人権教育費でございますけれど、こちらは人権尊重まちづくり審議会の委員報酬でございます。ここで各事務事業ごとの説明とさせていただきますのでお願いいたします。

○唐澤公民館主事 公民館費について説明をさせていただきます。142 ページのところ、続きから説明をさせていただきます。まず公民館費 02 目とありますけれども、こちら総額が 2,440 万 9,000 円ということでございまして前年度比 441 万 9,000 円の減ということになっております。こちらほぼ元気はつらつ事業の方が終了したことに伴うというものでございます。それぞれの事業について説明させていただきます。まず公民館管理費 1065 でございます。こちらが、本年度 1,644 万 3,000 円ということになっておりまして、前年度比 56 万 9,000 円の減ということになっております。こちらの管理費ですけれども、公民館職員の報酬の関係、それから公民館運営審議会委員の報酬といったものを計上しております。旅費等々ということ。一番下の委託料という項目ございますけれども、こちらが松島コミュニティセンターのいま庭木等の手入管理委託料ということで 9 万円計上してございます。それからその次のページ、143 ページになりますけれども負担金ということですが、こちらの上伊那視聴覚ライブラリーの負担金とということで、24 万 1,000 円とそれから各種大会の負担金ということで、1 万 7,000 円ということで計上してございます。

続きまして公民館事業費 1066 ですけれども、本年度 715 万 4,000 円ということで計上ご

ざいまして、前年度比同額ということでございます。こちらの事業費ですけれども、町民文化祭の関係、それから分館活動に関する正副分館長主事の報酬の関係、それから公民館の各種事業、例えば夏に行っています町公民館の（聴取不能）教室の事業ですとかそれから冬に行っています子ども冬祭、こういったものの事業、こちらの方の費用ということで計上してございます。文化祭の消耗品についてなんですけれども、こちらは例えば小学校の子どもたちには賞状を渡していますので賞状に関する経費、それから中学校の子どもたちには記念品でペンを渡していますのでペン、それから保育園の園児たちには記念品ということでシャボン玉などをあげていますので、そういったものの費用を計上しているということでございます。次のページに行ってくださいまして144ページになります。成人講座事業費ということですが、こちら本年度81万2,000円ということで前年度と同額ということで計上させていただいております。こちらは今5つあります公民館大学学級、こちらの講師謝礼が主になっております。また陶芸講座ですとかさまざまな講座を行っておりますけれども、こちらの方の講座の講師謝礼ということで盛っておりますのでよろしくお願いたします。なお、元気はつらつ事業については平成30年度はなくなりますので、廃目という形になります。以上です。

○藤澤生涯学習係長 お戻りいただきまして142ページをご覧ください。上の部分ですが、男女共同参画社会費それから結婚支援事業費、こちら歳出の際に申し上げました所管替によります事務事業の変更でございますのでよろしくお願いたします。お進みいただきまして144ページをお願いいたします。1070青少年健全育成費でございます。こちらの青少年の健全育成推進協議会の委員会に関するものでございまして、報酬82万8,000円の計上、それから08報償費の中の青少年健全育成推進協議会研修講師謝礼ということで、歳入の方でありました県補助、KYTの研修に関しますテキストの購入ということで1万円の計上でございます。11の需用費の中の06の修繕料でございますけれども、平成28年度で行いました児童遊具の点検結果に基づく修繕でございます。主なものは錆びて穴があいたものの補修ですとか塗装ですとかブランコの付け替え等を予定しております。113万1,000円の計上でございます。15節の工事請負費でございますけれども、こちら250万で遊具設置を予定してございます。

○柴文化財係長 続きまして145ページの一番下のところになりますが博物館費の説明をいたします。博物館費は1,853万9,000円ということで、前年比222万5,000円の増、全体としては増になります。まず1072の博物館管理費でありますけれども、こちらの方は博物館の維持管理等に係わる経費になります。主な事業につきましては主要事業の概要の27ページにも記載してありますけれども、おめぐりいただきまして146ページになりますけれども、下の方15-01工事請負費ということで電気機関車のフェンスの取替え工事を予定しております。本年度電気機関車の塗装をいたしまして、フェンスを注意までできなかったものですので先ほど申し上げました商工会館の外周工事もありますので、対応する形で老朽化したフェンスの取替え工事をやりたいというふうに考えております。

それから146ページの下の方になりますが、1073 博物館事業費になります。本年度は549万4,000円ということで前年比では201万7,000円の増になります。主な事業のところなんですけれども、先ほど歳入のところでも説明をいたしました、147ページの真ん中ら辺になりますけれども11 需用費の04 印刷製本費ということでふるさと箕輪学資料集印刷代ということで200万計上しております。現在執筆、それから構成等を進めておまして次年度には中学生向けの資料集を印刷したいということで、一応A4版オールカラー100ページくらいのを5,000部印刷する予定ですけれども、こちらにつきましてはその財源といたしまして過去に河手さんからいただいた寄附金、生涯学習まちづくり基金に入っておりますので寄附者の意思もですね、子どもたちのこと、また郷土のために使っていただきたいということでしたのでそちらの基金を活用させていただいて印刷をしていきたいというふうに考えております。それからその下の1083 資料収蔵施設管理費ということで、旧長岡保育園の(聴取不能)にしておりますけれども、そちらの経費になります。主なものとしては、賃金ということで0701 13万5,000円とありますけれども民俗資料ですとか図書の整理、また草刈りとか落ち葉はきがありますので、そういったところでの経費になります。それから一番下の委託料ということで警備の委託料ということでなかなかしよっちゅう行くわけにはいきませんので、電子警備を入れてある関係で警備委託料ということで22万9,000円を計上しております。以上です。

○赤松図書館係長 続きましてその関係をご説明いたします。おめくりいただきまして148ページの頭からですが、図書館費、本年度の予算が3,540万6,000円です。昨年の比較としましては1,310万6,000円の減となっております。それぞれの項目事業費ごとに説明いたします。1075の図書館管理費の関係でございます。昨年費に比べまして1,158万2,000円の減となっております。主に図書館の施設の管理、維持、職員、非常勤職員の報酬の関係の経費になってございます。主だったところでご説明いたしますが中ほどの11の需用費の関係でございます。消耗品費のところ66万4,000円の計上をさせていただきますが、通常維持管理に掛かる消耗品のほか、今年度は2階の一般閲覧室の机を開館以来使って老朽化しているということでございまして、この費用の中で机12脚、椅子12脚を購入するという形になってございます。続きまして14の使用料賃借料の関係でございますが、主要な施策の概要の方にも書いてございますけれども、図書館の管理システムリース料ということで平成32年までの契約ということで、これは町の図書館と学校の図書館連携する共同で使うものでございますが、335万8,000円を計上してございます。

続いて15の工事請負費の関係でございます。28万2,000円の計上で階段の手すりの改修工事ということで、現在の木製の手すりを改修しましてバリアフリー型の握りやすい足腰の悪い来館者にも負担軽減、安全対策ということも兼ねまして取り替え工事を行うものでございます。その下の18の備品購入費でございます。シューズボックスを3台購入するというので、これも開館以来使っているものでして下足と上履きを両方入れられる新しいものに変えたいということで17万2,000円の計上をさせていただきます。あと積立金のところ



でございますが、25ですが5万5,000円、積立金の利息分ということで計上してございます。続いて1076図書館事業費の関係です。昨年費に比べて157万9,000円の減でございます。主だったところと言いますと08の報償費、成人講座それぞれの謝礼に関して23万円を計上しました。需用費の関係ですが図書のところでは522万5,000円でございます。あと13の委託料の関係ですが、昨年度に郷土誌のデジタルアーカイブ化の40万円をこの中で計上してございます。

おめくりいただきまして150ページ、1078子供読書推進事業費の関係ですが昨年費に比べて5万5,000円増になっておりますが主なところとしては報償費の関係です。読育ボランティアの関係の講座等の謝礼の関係でございますが、新年度はおはなし応援団との共催ということで、絵本作家を呼んでの絵本ライブをやるということで25万円計上してございます。あとは例年並の形で予算を計上させていただいておりますので、図書館からの説明は以上でございます。

○柴文化財係長 引き続きまして文化財保護費の説明をいたします。150ページの続きですけれども0607文化財保護費ということで、全体としましては733万円ということで、前年比55万7,000円の減になっております。最初に1080伊那谷人形浄瑠璃地域伝承活動費になりますが、主要事業の概要28ページの方でも説明しておりますけれどもこちらに101万とありますけれども、先ほど歳入で説明をいたしました阿南町と飯田市の負担金75万がきますので実質は26万円の負担となります。中身につきましては報償費が講習等謝礼ということで75万8,000円、それから旅費が講師の費用弁償ということで20万8,000円ということで4座合同で三味線、(聴取不能)、人形操りの研修を行っておりますけれども、こちらでの師匠さんへの謝礼とか旅費とかそういったものになります。続きまして1081文化財保護費ということでこちらが町にあります指定文化財の関係の主費になります。主なものとしては一番下の報償費の関係ですけれども、内訳の中にあります天然記念物樹勢診断謝礼とありますけれども、一番保存が懸念される天然記念物やなんかにつきまして引き続き保存または危険防止の観点から樹木医さん診断をしていただく謝礼になります。それから151ページになりますけれども、13-01委託料の関係、こちらの方にも下段になりますけれども天然記念物の枯枝除去等委託料20万円とありますけれども、安全の観点からどうしても緊急的に除去するものについてはこちらでやるということで委託料を計上しております。

続きましてその下の1082の埋蔵文化財保護費になります。こちらにつきましては年度途中で必要になる遺跡の発掘調査あるいは立ち会い調査等に要する経費になります。主なものとしては一番下の0701賃金ということで、発掘作業員さんの賃金ということで52万6,000円を計上しております。おめくりいただきまして152ページのところになりますけれども14-01使用料及び賃借料ということで、こちらでも調査等があった場合の(聴取不能)等の借り上げ料ということで25万4,000円を計上しております。それからその次の1086東山山麓歴史コース整備事業になります。全体額は44万4,000円ということで主なもので

すが、11-04印刷製本費ということで11万7,000円計上しておりますが、ガイドマップの方がなくなっているため1,000部増冊したいということで計上しております。それから下の委託料の関係ですけれどもコース案内板等製作業務委託料というところで、22万1,000円計上してありますけれども過去に設置した看板が内容等が合わなくなっていたところがありますのでそういった内容修正の委託料ということで計上しております。以上です。

○藤澤生涯学習係長 続きまして1090文化センター管理費でございます。こちらは文化センターの中の維持管理の関係のものでございまして、燃料費ですとか光熱水費、それから休日夜間の管理業務委託ですとか補修点検などの委託料が主なものになってございます。前年比較で964万9,000円の増でございますけれども増額の主な点は153ページ15節 工事請負費におなりますが、こちらで舞台関係の機器の更新、それからエレベーター機能維持ですとか展望テラスとって文化センターの広場のところにあります3階に展望テラスがあるんですけど、そちらの腰パネルが転落の危険性があるということで改修工事を行うものでございます。あとは自家発電の設備改修、中央監視盤の交換で計上しました1,152万7,000円の計上が主なものでございます。その下の18の備品購入費でございますが平行スタックテーブルということで、今文化センター内のテーブルは縦折りで折り畳むと非常に高い状態になっております。不安定でございまして実際けが人も出ているということと利用者の方からあまり評判のいい机ではないということで、ここで160万計上しまして一気に全部というわけにはいきませんので、順次この規模で更新していきたいというものでございます。おめくりいただきまして154ページになります。1091文化センター事業費でございます。こちら前年度比で155万9,000円増でございます。13の委託料でございますが自主事業委託料で647万円計上してございます。一般質問の中にありました「なんでも鑑定団」こちら162万もこの中になっております。続きまして1092の地域交流センター管理費になります。こちら交流センターの方の維持管理に関するものでございまして、こちら燃料費、光熱費と保守、管理等の委託料が主なものとなっております。30年度におきましては15節の工事請負費でございますが、交流室のパーテーション、これも大分年数が経ってきて開け閉めにちょっと難しさも出ていますので、利用者の利便性を上げるためにもここで改修をしたいというものでございまして、工事費130万2,000円の計上でございます。以上です。

○西出スポーツ振興係長 続きまして保健体育費、説明させていただきます。155ページをご覧ください。7項 保健体育費であります。本年度6,105万、前年度比3,494万の減ということでこちら総額でプールの解体工事に掛かるものが減ったところによる額となっております。続きまして保健体育総務費です。本年度3,732万2,000円、前年度が3,350万9,000円ということで381万3,000円の増ということで、こちらナイトランに係る経費の増の分がでございます。主なところ、主要事業の概要の28ページにもございます。またあとでご覧いただければと思いますが、08報償費でございます。大会表彰用物品というのはこちらは

町内1周駅伝の参加費の関係になります。ランニング教室講師謝礼ということですが、こちらはオリンピックと世界陸上の競歩のメダリストの荒井広宙さんの関係になりますが、そちらのランニング教室を計画しておりまして、その謝礼という形になります。その下のみのわナイトランイベント運営協力謝礼ということで、こちらについてはエイドステーションの運営協力をしていただくということで福与区と三日町区にそれぞれ5万円ずつ、またメイン会場の天竜公園の方、イルミネーションの関係で飾っていただくということでみのわTMOに設置の関係で謝礼ということで20万ということで計上してございます。続きまして12の役務費ですけれども、みのわナイトランのイベント広告料ということで62万1,000円、こちらは信毎、みのわ新聞、また週刊いな等の関係の広告掲載の関係を計上してございます。

おめくりいただきまして156ページになります。こちらは13の委託料であります。駅伝の警備委託料、またみのわナイトランのイベント業務委託料ということでございます。ナイトランにつきましては昨年度よりコース、またメイン会場、エイドステーション等の照明の関係の安全管理を強化するというので、そちら台数を増やすということ、またコース内ペットボタルの関係を増設するというのでそちらと、あとメイン会場の関係でライブを行うということでそちら、あとCMを少し流して広告宣伝で周知を強化した方がいいのではないかとということでそちらを増額する関係でご覧の額になっております。フェンシングの競技力向上事業委託料ということで、こちらは昨年に引き続き太田雄貴さんのフェンシングを行うと、昨年は2回でしたけれども30年度は1回ということで計画しております。次の応援幕作成委託料ということは、こちらは箕輪で各種目代表して色んな大会に出させていただいていますが、その時に他の町村は「頑張れ何々市」とか「何々村」とかあるんですけれども、箕輪はそういうものがなかったものですから「頑張れ箕輪町」という応援幕を作成して各大会に出場するときに持って行っていただくというような形のものでございます。備品購入費でございます。駅伝用ストップウォッチ、こちらは町内1周に戻した関係で記録を録るストップウォッチが不足しております。辰野町、南箕輪村から借りてやっている状態ですので徐々に道具を充実させていくということで、ストップウォッチ2台分を計上してございます。ニュースポーツ用具でありますけれども、こちらは昨年公民館でも何回か各学級等で行っていただいたんですが吹き矢の関係ですね、高齢者の関係、健康強化の関係で都合のいい肺活量等々鍛えるような形の道具なんですけれども、吹き矢の関係で危なくないようにマグネットで的につく形のを箕輪でやっていたんですが、道具が製造中止になっておりまして矢の方が製造しないということで全然足りなくなってきました、調べたところ諏訪の方で違う型ですが同じマグネット磁石でくつつく形の吹き矢を製造しているということでそちらを2台入れてまた町民の方に使っていただくということで計上してございます。

続きまして19の負担金及び補助金及び交付金ですけれども、補助金のところですね、フェンシングまちづくり事業補助金とスポーツ拠点事業補助金ということで例年どおりなん

ですけれども、フェンシングのまちづくり事業補助金のところはもみじカップ70万円、あとスポーツ拠点づくり事業補助金で地域活性化センターから400万円とカデ・エペの関係の補助金になります。(聴取不能)から400万と町から250万合わせて650万という形になりますけれどもその関係になります。続きまして体育施設経費ということで1094屋内施設管理費ということでございます。体育館、ドーム等々の施設の維持管理費に掛かる経費でございます。30年度が1,517万、昨年度が1,344万5,000円ということで、172万5,000円の増ということでこちら工事費に掛かるものでありますけれども、おいおい説明しますがまずは事業費のところ修繕料でございます。屋内体育施設の修繕ということで、こちらは体育館またドームの照明の関係の修繕。あとは雨漏りの関係ですとかドームのフットサルのゴールの関係、またドームの駐車場の外灯が切れているということでそちらの配線の関係の修繕ということでそういうようなものを計画しております、合わせて282万5,000円ということでございます。あと委託料については各施設の維持管理に掛かるもので保守点検等々のものがございます。1501工事請負費でございます。藤ヶ丘体育館のバスケットボールライン改線工事等ということですけれども、藤ヶ丘体育館のバスケットのラインが消えかかっている大変競技やるのに不都合だということで、そちらの改線工事と社会体育館の中のギャラリーですね、手すりの関係が大分錆びてきていて危険だということでそちらを関係の改修工事ということで計画しております、合わせて177万ということでございます。

次に1095屋内体育施設管理費でございます。本年度が855万8,000円ということで昨年度に比べて47万8,000円の減ということであります。主なところはですね、需用費の修繕のところになります。山の神のマレットゴルフ場コース設備修繕ということでこちら山の神にかかるマレットの設備がかなり老朽化してきて修繕が必要なところがあるということで、30年度と31年度に合わせて2年にわたっての修繕になります。30年度につきましてはコースの中のポールが他のコースへ飛び出たり、また競技者に当たらないように丸太で(聴取不能)をしているんですがそちらを修繕するということで延長111m分の修繕になります。そちらとコース内でプレーをしている最中に休んでいたベンチがあるんですが、そちらももう朽ちてボロボロになってきてしまっているということで、そちら7基修繕するということで75万1,000円ということでございます。31年度につきましては、コース内のコースの人工芝と仮設のトイレがあるんですがそちらの関係を計画しています。おめぐりいただきまして13の委託料のところになります、こちらはグラウンドの関係の機器の委託とまたシルバーさんをお願いしている草刈り等の維持管理に係る経費となっております。あとはプール管理費については工事行わないということなので0になっております。以上でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 細部説明をいただきましたのでそれでは質問をいただきます。何か質問ありますか。松本委員

○11番 松本委員 144 ページの児童遊具の施設の工事の関係なんですけどどういよう

な形になっておりますか、ご説明をお願いします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○藤澤生涯学習係長 今後も各地区回って遊具を新設していきたいと思っております。場所それから遊具については地元と協議して決めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは関連で。松本委員

○11番 松本委員 関連でお願いいたします。既に設置されている遊具が幾つかあると思うんですが、その維持の管理なんですが、当然ボルトが錆びて使い物にならないとか、あるいはペンキの塗り替えがあるわけですけど、定期的に行っておりますでしょうか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○藤澤生涯学習係長 遊具の維持管理につきましては、町内に37ヶ所ございまして、常にチェックが行き届かない部分もありまして今まで基本的には地元からの声にお答えして直していくといったところが実情でございました。28年度に、3年ごとなんですけれども遊具の点検を業者にしてもらいまして28年度も実施したということでございます。28年度に実施した結果に基づきまして、方々よろしくないところが多いんですけど、その中でも危険度の高いものを優先しまして順次修繕していくものでございます。内容につきましては、主に錆で穴が開いて手を切りそうだとかそういったところを優先的にやり、その後せっかく補修したので綺麗に塗装をするというのが今のところの修繕方法となっております。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 その他にはいかがでしょうか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 ちょっと基本的なあれですけど、結婚支援事業について説明されたんですけど、この委員会でやる…どうですか。企画の方じゃない、所管。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○藤澤生涯学習係長 おっしゃるとおりだと思います。教育部局から町長部局へ今回移るという事で、予算立てに関しては私どもの方でやったという事でこの場で所管替えを含めた説明とさせていただきました。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 総務委員会の方ではやらないということですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○唐澤文化スポーツ課長 今係長から説明させていただきましてけれども、組織の改正に伴って、今回企画振興課新設係の方とへなるという状況になります。当初予算につきまして、文化スポーツ課の方で事業の内容等を要求させていただいております。委員会の審査については、そちらの方で説明するという予定には今のところなっておりませんが確認をさせていただければと思います。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 よろしいですか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 よろしいですかというか、どうするんですか。今は、教育委員会

の所管ということですね。予算については、企画の方に移ったという事なのでどっちで審査するのかということですが。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 今議会では、まだこちらの文化スポーツ課ですので、この場において審査するという事でよろしいですか。そうしますと補正から総務の方へいきます。この次にもし予算が通ったあと何か発生したら。お願いします。課長

○唐澤文化スポーツ課長 組織の改正につきましては、それぞれの組織規則の改正をこれから行うものになります。改正については4月1日の施行となりますので、3月末までについては結婚支援の関係は教育委員会の文化スポーツ課の所管ということをお願いしたいと思います。その後4月1日以降は、町長部局の企画振興課内の組織移行の改正ということでされるかと思いますので4月1日以降は、企画振興課の所管ということをお願いできるかと思います。

○10番 小出嶋委員 分かりました。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。唐澤委員

○9番 唐澤千洋委員 2件お伺いをいたしたいと思います。一つは文化センターが、築20年経過している訳ですけれど、使用の段階で随所に故障箇所が見られるような気がいたします。そういう中で、リフレッシュの総合的な計画を考えているかどうかというのが1点。

それから、体育施設等についてアスベストのことが過去にも課題になっているが、その後調査その他そのことに関わる業務で何らかの対応をしてきたのかどうか。その2件についてお伺いします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○唐澤文化スポーツ課長 文化センターは、平成8年という事で20年以上が経過しておりまして、今年度含めまして修繕の方等も予算の方をお願いしております。また、今後も非常に20年以上経過しているということで修繕等も非常に掛かるかと思いますので舞台装置含めて、年度の計画的なものをですね、今年度、来年度等にかけて維持管理の計画の方も作っていきたくと考えております。

また、体育施設の関係、アスベストにつきましては武道館の方にアスベストがあります。こちらについてはありますけれども今のところ囲われていて飛散をする状況にありませんということで把握しておりますので、武道館の改修に併せてそちらの方も撤去するような形になってくるかと思います。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○9番 唐澤千洋委員 ちょっと今リフレッシュの関係で、かつて話題になった屋根の上の植栽部分。土を盛ってあるところ。その事についての対応は特にしたのかしないのか、お聞きをいたします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○唐澤文化スポーツ課長 文化センターの1階の屋根の上に土がございます。これを撤去し

の方が良いのか若干検討した経過がございます。専門業者に聞いてみましたが、逆に撤去してしまう方が良くないということもあるようですので、今のところ現状のままでいきたいと思っておりますけれども、これからの維持、機能を果たす中で次の計画の中ではそれも再度もう一度検討を行って、どういう状況が長く維持管理できるかという中では、再度検討をしたいと考えております。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 先ほどの体育施設、特に町民体育館、武道館ですけれど、今後の改修の計画というのはどうなのかお聞きしたいです。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○唐澤文化スポーツ課長 町民体育館、武道館につきましては、耐震の診断を行いましたけれど耐震がないという状況が分かっております。このことは町民の皆さんにも説明をさせていただきました。この体育館、武道館につきましては今後どのような形にしていくか10年後の国体等の関係もございまして、体育館のあり方というものも検討が必要になります。どうしても大きな工事費がかかるということで、国の補助等も受けないとなかなか難しいところがありますので、その財源についても検討を行っている状況でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 今の関連ですけれど、まだ具体的ないつ頃という計画はないということですね。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○唐澤文化スポーツ課長 今、現時点で工事をいつ行うということは決まっておりません。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他には。大槻委員

○2番 大槻委員 ちょっと聞き漏らしたかな。145ページの学童クラブの運営費が600万ほど多いのですが、指導員がずっと足りない、足りないということを聞いておりますが、これは指導員さんが増えたという予算案でございませうか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○唐澤文化スポーツ課長 学童クラブの関係につきましては、学校教育課の所管になりますのでこの後お願いできればと思います。

○2番 大槻委員 失礼しました。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 松本委員

○11番 松本委員 先ほど公民館のテーブルの事なんですけど、160万の計上で全て取り替えないとの話なんですけど、今までのテーブルは使うのですか。私も幾つか出し入れに使っているんですけど、非常に危険なんですよね。手を挟む人もいますし、大きな怪我はなかったと思いますが、そうは言ってもね、これからも起きる可能性もあるってことでたぶんこういふことで案で出されたと思いますが、今までのものは使わないようにするのか、あるいは使うとしたらどういう所で使うのか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○藤澤生涯学習係長 平行スタックテーブル、文化センターの貸館の中で研修室ですとか学習室の物です。地域交流センターの物は平行スタックテーブルという、テーブルだけをおしよって安定して運べる物になっているので文化センターだけになりまして、今回は40脚ほどを一部屋分くらいになります。いろいろ使いつりもありまして、一気にやれば一番良いのですが、なるべく各部屋単位で更新していきたいということです。40脚入れますと、抜いた40脚どうするかというのは外でのイベント等での活用を考えております。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 5点ほどお聞きしたいのですが、一つ目は、歳入の使用料ですが文化センターというか教育使用料、16ページですね、これ減になっているのですが主な理由を聞かせていただきたいと思います。それと体育関係は説明があったのですが、142ページ、144ページ、148ページ、142ページの公民館費、144ページの1010ですか、148ページの1075、1076についての減額になった主な理由を説明をお願いします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○唐澤文化スポーツ課長 16ページ17ページの使用料の減額についてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、昨年と若干変わっている部分は屋外体育施設の使用料、照明料、こちらの方で7万円減額させていただいています。平成28年の使用状況から見込みを出したものです。よろしくをお願いします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 よろしいですか。係長

○唐澤公民館主事 142ページの公民館管理費の主な理由という事ですが、昨年度元気はつらつのポイント事業で地域公民館に出向きましてポイント交換をしたという事で3ヶ月間職員をお願いしていたんですけども、30年度はその方がいないというのが一つの理由とですね、あと公民館運営審議会の委員報酬ですが、以前に答申について検討するという事で回数を増やしていたが、その必要がありませんのでその部分を減額したという事もありまして56万9,000円の減となっております。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 よろしいですか。課長

○唐澤文化スポーツ課長 1070青少年健全育成費の減額、昨年等比139万7,000円について、主なものは工事請負費。昨年に比べて158万5,000円減額となっております。こちらについては、木下、松島複合遊具設置工事がありまして、来年度は250万円の範囲内で更新を（聴取不能）行っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○唐澤文化スポーツ課長 148ページ1075図書館管理費の昨年に対する減の理由ですが、今年度1,158万2,000円の対比となっております。こちらは、昨年度当初予算で1,000万円の図書館基金、積立金をみていました。今年度については、利子のみという事で5万5,000円の計上となっておりますのでこの部分が1,000万ほど減額です。また、補正予算でも説明



させていただきましたが、空調設備の改修が終わりまして約1年弱使用する中で電気料の減額を52万6,000円ほど行っております。また、こちらについては新電力の活用ということでも若干減少の理由になっております。続きまして149ページ図書館事業費の減額について説明を申し上げます。こちらは、図書館40周年の事業を平成29年度行いましたけれど、今年度ないということで50万は講師の謝礼の減であります。また、デジタルアーカイブの関係で例年約100万ほど計上しておりましたが、今年度40万の範囲内で行いたいということで、これが主な減額の理由です。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。大槻委員

○2番 大槻委員 みのわナイトランについてお聞きしますが、運営協力謝礼に30万ほど計上されております。先ほど、福与、三日町に5万ずつ、啓蒙に20万というこの内容はどういう内容ですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○西出スポーツ振興係長 エイドステーションの管理運営をしていただくという事で、福与の部分が鹿垣と福与公民館のところ、三日町が番場のところに計画していますが、そちらの方のテント設置や当日の参加者チェック、飲食の関係のおもてなしに係る部分の協力をいただく謝礼です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 大槻委員

○2番 大槻委員 広告料で、どういうコマーシャルを予定していますか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○西出スポーツ振興係長 コマーシャルですが、テレビの関係のスポットのCMを計画しております。カデ・エペの時にやっているCMがあるのですが、フェンシングの。ああいって形のものを計画しています。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 大槻委員

○2番 大槻委員 テレビというと例えばSBCとか、ケーブルテレビですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○西出スポーツ振興係長 テレビ局は細かく決まっている所はないが、カデ・エペですとテレビ信州になろうかと思いますが、そちらで見積もりをしてあるところであります。

○釜屋委員長 関連でよろしいですか。ペットボタルの回収率といいますか、去年のものが使えるものがどのくらいあるのかとかですね、照明を増やすようなら予算が見込まれているのか、全体としては今年に関して新しくするもの、使えるものはどんなふうですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○西出スポーツ振興係長 回収してあるが、実際また新しくペットボタルに関してはバッテリーを入れてみて点灯してみないとどれくらい使えるかということが掴んでおりませんが、回収したもので従来のところを昨年並みに支障なく照らす数はあると思います。盗難、破損したものはあるが特段影響の出る数ではなかったという事です。次年度も特に福与のコースの方、設置できなかった箇所、何箇所か真っ暗になってしまう場所があるという事

でそちらの方へペットボトルを数をさらに導入したいという事で約90万予定しています。あとは照明の関係はメイン会場やコース内の真っ暗になる個所にバルーンライトと言って工事の時に照らすようなライトを置くとかですね、そういうようなものを計画しています。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○9番 唐澤千洋委員 自主事業について伺いましたが、具体的になんでも鑑定団の1件は予算の中にできますが、その他の自主事業はどのように考えているかお聞きしたいのが1点。それから、さきほどリフレッシュの事をお聞きしましたが、この一帯を総合的に判断してリフレッシュを、社体あるいは町民体育館、文化的なゾーンの位置づけなのか、もってやってほしいという考えもありますので、体育館の耐震化を含める中でそうした部分を十分盛り込んで検討をしてほしいと思います。

もう1点、一つの例ですが、博物館の使用料を見ますと少額で入館させる形になっている。予算全体では大きな数字ではない訳ですが、適正な額かどうかという目で見ると少し疑問が私とすればあるわけでありまして。相当の資料を閲覧させたり、見学させたりする訳なので、そうしたことから見れば子どもだから小さい金額でいいということもいかなものかという感じがします。またあとの比較もあるかと思えますけれども、その辺についてお伺いします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○唐澤文化スポーツ課長 3点ご質問をいただきました件ですけれども、文化センターの自主事業につきましても1091、154ページになりますが今年度委託料ということで約1,300万ほどになります。その中の自主事業の委託料としましては647万円を計上しておりますが、内容は今年度新たに先ほどありました「出張！なんでも鑑定団」があります。その他今年度も行いましたけれども自主事業のコンサートの関係、日本の太鼓 in 箕輪、古田人形芝居の講演、人権講演会等を予定しています。内容的には例年並みの新たに一つ（聴取不能）団が増えるということで想定してございます。続いて文化施設の関係等の、体育館含めましてですけれども現在、博物館等もあり方の検討を協議会で進めています。また、近隣には保育園、駐車場等もありますが、文化ゾーンとしてこれだけものが集まっているところも少ないかと思えますので、この文化ゾーンというものを維持していきたいと思えますが、今後博物館のあり方等を含めて全体的にどういう形が良いかについては相対的に含めるもの、体育館含めて考えていきたいと思えます。最後の収入については、担当の係長からご説明させていただきます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○柴博物館係長 使用料の額については、正確ではないんですが長い間改定はしていませんのは事実であります。今子どもは無料ということで、無料になってから学校から帰ったあとの子どもたちが自転車で寄ってくれたり、夏場は駄菓子屋のようにワイワイ集まってくれている状況がありまして、前よりも子どもさんが寄ってくれるようになったなというふ

うな実感を持っております。何年か前から上伊那郡内の在住若しくは通学している高校生は無料にしてくださいという事で、上伊那全体で高校生を無料としています。また、子育てサポートみたいな日という事で毎月第3土日も無料にしてくださいということで無料にしています。傾向としては、子どもさんについては無料で見てもらうという傾向が全体として強くなっておりますし、やってる実感としても子どもさんに多く来てもらえる成果があると思っていますので、今後料金が適正かどうか、大人の料金も含めて検討していきたいと思いますが、感覚としては知ってもらえるようになってきているのかなというふうに思っております。先ほど来話がありますように博物館のあり方については、検討を始めていますので料金の問題についても協議会の中で検討していきたいと思っております。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがですか。唐澤委員

○12番 唐澤敏議員 文化財保護の関係で151のところでは2点をお願いしたいんですけども、交付金の関係、福与城跡の保存、上ノ平城跡の保存の交付金はどちらに交付したのか、区であるのかそれとも何かそういう守る会みたいな団体なのかということ。それから一番下の埋蔵文化財の方で発掘作業の予算が盛ってありますけれども平成30年度、その辺を発掘の予定にされているか、その2点をお伺いしたいと思います。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○柴額弘刊係長 文化財の交付金は、福与城跡と上ノ平城跡に関しましてはそれぞれ地域に守る会というか保存団体があります。上ノ平城跡の会というのと福与城を守る会というのがありましてそれぞれ熱心に維持管理とかお祭りとかご協力をいただいております、そちらの方へ交付しています。

それから2番目の埋蔵文化財の関係は、年度途中で大きな調査が出た場合ということで今の段階でどうっていうのは特にないです。29年度に関しましては途中で民間関係で1件あったこと。それから今一の宮の常盤のところにIHIというのが今度来たのでその倉庫の関係でもしかしたら出てきそうなのがあるので、それが今年度になるのか、なかなか話はあるけど届出が出てこないのでもまだ未確定ですが、それが新年度になる可能性があります。それから現場がなくても過去に掘った未整理のものがたくさんありますのでそういったものも随時進めているということと、それから新年度については遺跡地図も作ってから20年が経ってますので見直しをかけていきたいということでそんな作業も予定しています。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 どういう資金なのか教えていただきたいんですけども、38ページにある諸収入の文化センター事業費の400万。市町村振興協会交付金は宝くじですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○唐澤文化スポーツ課長 こちらの収入400万については、自治振興宝くじになります。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 それはなんでも鑑定団に充当するのですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

平成30年3月定例会福祉文教常任委員会審査

○唐澤文化スポーツ課長 こちらは、平成29年度も収入を見えていますけれども、文化センターの自主事業へ充てるもので、どの事業という事ではない。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ただ今説明をいただきました。何か質疑ありますか。  
（「なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑終わります。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決をいたします。議案第25号 箕輪町一般会計予算文化スポーツ課に係る案件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、その旨本会議でご報告いたします。

【文化スポーツ課 終了】

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは休憩に引き続きまして福祉文教常任委員会の審査を行います。

②学校教育課

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは学校教育課に係わる案件について審査を行います。はじめに議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算（第8号）学校教育に係る案件につきまして審査を行います。細部説明をお願いいたします。課長

○柴学校教育課長 議案第4号 箕輪町一般会計補正予算（第8号）の学校教育課に係わる部分を説明させていただきます。補正予算書の3ページをお開きください。学校教育課に係わる歳入につきましては19の寄附金で71万円でございます。歳出でございますが5ページのお開きください。教育費の中の学校教育課に係わる部分で小学校費2億3,960万1,000円を105万1,000円の増額補正、中学校費で1億1,925万9,000円を268万円の増額補正になっております。詳細につきましては担当の課長補佐から説明させていただきます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長補佐

○小澤学校教育課課長補佐 予算書の方18ページからになります。先ほどすみません机の上に1枚の概要の資料まとめたものをお配りしましたので、そちらもご覧になりながら、また予算書の方も見ながらお願いいたします。18ページでは寄附金ですけれども塩尻鉄鋼さんより71万円の寄附の申し出がありましたので歳入として計上してございます。続きまして歳出ですけれども予算書の方38ページになります。それぞれ小学校、中学校ともにあるんですけれども新電力に4月から切り替えるといったことで3月分の電気料補正対応が必要だといったことで総務課からの指示もありまして小学校費では光熱水費55万1,000円の増、消耗品の方では振興費で先ほどの寄附金により各小学校10万ずつといった形で50

万円、中学校の管理費、同じく光熱水費で22万4,000円、また中学校のネットワークの関係ですけれどもデジタル教科書と今ICTの教育盛んに各クラスの学級で行っておりまして、それに対応すべくネットワークのハード部分で工事が必要になりましたので99万4,000円の増というものであります。39ページの方では振興費の方で寄付金より消耗品の購入に21万1,000円、毎回お願いしている部活動の県大会以上の出場の補助金125万1,000円の計上であります。補正につきましては以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ただ今説明をいただきましたので質疑を行います。質疑ありませんか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 新電力に切り替えるということですがどこに切り替えるのか。なぜ電気料が必要になるのかをお伺いします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小澤学校教育課長補佐 今までは、中部電力で総務課の方で一括契約していて、3月使用分につきましても4月に請求があり、新年度での支払いとなっていた訳ですけれども、今回中部電力3月31日で切れる状態で約半月分は29年度での支払いが発生するといったものであるようです。学校施設だけではなく、公共施設すべてがそういう状況になっているということです。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 よろしいですか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 どこになるのか。今まで、新年度で払っていたのが29年度分で払わなければならないようになったということですね。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小澤学校教育課長補佐 はい。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑終わります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決をいたします。議案第4号 箕輪町一般会計予算補正予算(第8号)学校教育課に係る案件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、その旨本会議でご報告いたします。

続きまして議案第25号 平30年度箕輪町一般会計予算につきまして学校教育課に係るところの細部説明をお願いいたします。課長

○柴学校教育課長 議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計予算の学校教育課に係る分を説明させていただきます。予算に係る説明書で説明いたしますので、よろしくお祈いします。まず1ページ目をお開きください。学校教育課に係わる歳入でございますけれども

関係する款としましては14の分担金、16の国庫補助金、17款の県支出金、18款の財産収入、19款の寄附金と22款の諸収入でございます。歳出でございますが2ページをご覧ください。教育費の全体では、平成29年度より6,296万8,000円減の8億2,403万7,000円で主な理由はプールの解体費の減、各工事費等の減でございます。その中で学校教育課に係わる部分では教育総務費では1億6,016万3,000円の増、小学校費では141万6,000円の減、中学校費では1,679万2,000円の減で主な減の自由は工事費の減、使用料等の減でございます。詳細につきましては課長補佐の方から説明させていただきます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長補佐

○小澤学校教育課課長補佐 先ほど机の上におきましたホッチキス止め二枚目の方をご覧ください。平成30年度学校教育課予算のコード別の概要といったことでざっと29年度と比べたもの先ほど課長が説明したところと被るところもありますけれどもそれぞれちょっと表にしてみました。主な減の部分ですけれども先ほど新電力に係わる部分でも電気料の方が減になっております。また各施設工事の関係、中学校でのタブレットのリース料が29年度途中でリースアップをした状況ですので来年度リース料が発生しないといった部分での減、大きな工事としましては中学校の教室の床の張りかえ約1,000万、29年度にありましてこの3月の春休みに行うわけですけれどもそういったものが大きな工事、来年度ありませんのでそういったところが減の要素かと思えます。下の段でちょっと要求に対して通らなかったもの、通ったもの、ちょっと概略を説明させていただきます。北小の軽トラックを更新しようとしたけれども事務局の方で使っている軽の乗用車の方の購入を優先した部分もございますけれども、軽トラックの更新を先送り、実際にはその軽トラック2年車検取りますので2年先送りになって、次の年は西小学校のトラックを予定しております。上古田の教職員住宅取り壊しと屋根の修繕と改修工事等見比べまして取り壊しといったことで予定して計画しましたが、予算的、財源的に厳しいものがありまして時期等はまだ未定でございますけれども見送りとなりました。学校施設の長寿命化計画それぞれ小学校5校、中学校ありまして、約600万円規模の委託料を予定しましたがけれども1年先送りといった状況になります。

振興費の方では、図書購入費それぞれ各小中学校での20万の減といったものがあります。給食の食器、計画を立てまして更新をしていってるものですがけれども財政難の状況もありまして全体計画を1年先送りといったことになりました。各学校への振興交付金、ここ数年毎年若干ずつ全体で少なくなってきたわけですけれども箕輪学を進める上でも振興交付金が重要だといったことを要求いたしました。29年と同じ金額での交付金となりました。新しい部分では児童用のタブレット、19年度で西小に15台入れたわけですがけれども他の小学校にも計画的に入れていきたいわけですがけれども、とりあえず中部小学校一つの学校ですけれども35台と、北小、南小、東小につきましては31年度以降となります。今小学校5年生が庄内地区へ臨海学習に行っているわけですがけれども、以前別の場所に行っていたよりも若干経費がかさむといったことで保護者の負担が大きくなっているわけですがけれども、

それに対する補助金といたしまして一人当 2,000 円の補助をここで 2 年ほど続けてきたわけですけれども来年度町で見るのはどうかといった議論もありましたが、現状維持ということで要求が通りましたといった状況であります。

では説明書の方で説明させていただきます。歳入からですけれども 15 ページになります。分担金及び負担金の中で民生費の負担金 15 ページの中ほど、学童クラブの運営費の負担金利用料として負担金でいただくものですが現年分と過年度の滞納繰り越し分といったことで計上させていただいております。続いて 20 ページになります。国庫支出金の中で教育費国庫補助金、小学校費補助金、中学校費補助金、それぞれ特別支援の修学奨励費、また美化教育の設備費の補助金とそれぞれ計上しております。社会教育費補助金として学童クラブの運営費国から 3 分の 1、県から 3 分の 1 といったもので 366 万計上しております。おめくりいただきまして 25 ページ先ほどの学童クラブの関係、県の支出金といったことで県からの収入を同額見込んでおります。27 ページでございます。財産収入ということで貸付収入、教職員住宅の貸付収入 109 万 3,000 円となります。利子及び配当金ではそれぞれ基金、米山基金、やまと基金、(聴取不能) 基金を例年どおり利子の歳入として見込んでおります。おめくりいただいて 29 ページで寄附金としまして 1,000 円寄附があった場合の受け口としての予算づけでございます。おめくりいただいた 30 ページでは基金の繰入金米山基金、やまと基金それぞれ 37 万 5,000 円ずつですけれどもトータルして 75 万円、中学生の海外研修への補助金を見込んでの繰入金でございます。その下のふるさと応援基金の繰入金としまして小学校費、中学校費にそれぞれ当てさせていただいておりますけれども、財政係での割り振りでそれぞれ振興費に充当しております。

次のページで元気はつらつ基金繰入金 17 万円につきましても児童用のタブレット等に充てるようご配慮いただきまして充当しているところであります。34 ページでは非常勤職員の雇用保険料の本人半分といたしまして、それぞれ小学校管理費、給食費、中学校の管理費、給食費、ページ移りまして学童クラブの運営費として本人負担分見込んでおります。35 ページの下の方で雑入のところでは公衆電話の使用料、中学校にある公衆電話の使用料を 4 万 8,000 円ということで見込んでおります。38 ページでございますが各学校に乗っている太陽光パネルの電力の販売代と教員住宅の B フレッツの関係での負担金収入を見込んでおります。

続いて歳出になります。52 ページでございますが 0232 財産管理費の中に委託料、中学校の建物管理といったことで 76 万円例年計上しております。シルバーへの委託料でございます。ページ飛んで 130 ページでございます。教育費になっていくわけですが 1001 教育委員会費、主に前年と大きな違いはございません。16 万 3,000 円の増でございますけれどもほぼ前年並みでございます。新しいことといたしましては報償費の中でホームページの管理謝礼を計上いたしました。今まで教育委員さんご本人が箕輪町教育委員会のホームページといったことで立ち上げて運営していただいておりますけれども、教育委員さんを退職されたわけですのでこの謝礼として若干謝礼をしていかななくてはといったもので

あります。次のページ、1002 事務局費でございますけれども全体として 67 万円の増でありますけれども、例年と大きく変わった部分を説明いたしますと次のページ 132 ページのところ委託料の中に通学路整備委託料 248 万 5,000 円計上させていただきました。これ 29 年度に一部 180 万円ほどで具体的には西小学校の通学路、帯無川の南部分、中曽根から一の宮から児童が通学する部分ですけども、気が生い茂っていて非常に暗く、冬は凍ったりと危ない場所で地権者の承諾を得て伐採するといったものであります。この春休みに一部伐採をいたします。30 年度に 248 万 5,000 円計上させていただきましたが全部が全部できませんので 31 年度、3 年に分けて（聴取不能）を伐採するといった事業でございます。備品購入のところでは先ほど言いました軽トラックではなくて軽乗用車 140 万 7,000 円を計上させていただきました。続いて次のページ、1003 教職員住宅の管理費、こちらにつきまして 20 万円の減、全体としてはほぼ変わらないんですけども修繕費、例年支出もあまりないといったことで 20 万円の減となっております。

続いて小学校管理費、全体としましては 1,000 万余の減といったことでありますけれども大きなものとしたしましては非常勤職員、事務の方ですけども学校の事務の関係実際一人減、約 200 万円の減がございます。需用費の方で先ほど申しました新電力の関係では約 210 万から 300 万円近くの減があります。おめぐりいただいて 134 ページですけれども工事費が全体としては約 400 万円ほど減となっております。大きな工事といったものではありませんけども各学校で必要な部分、また財政係とも相談する上で来年度につきましては安全面、機器管理の関係監査委員さんからの指摘の事項を優先しまして箇所づけをしました。全体として約 400 万円ほど減となっております。来年度、大きな工事で見込んでるのが東小学校の体育館の床の改修工事を予定しております。続いて備品のところでも若干減がございます、中身として見れば 29 年度西小学校の理科室のちょっと高額な理科室の台を更新しましたのでその分としまして 100 万円ほどが前年に比べて減となっております。負担金補助金及び交付金の中で森林組合への負担金 25 万 3,000 円を計上しておりますけれども、これにつきましては具体的には中部小学校で家庭科室の椅子を新しくしたいといったものでそれに上伊那森林組合で行っている事業に手を挙げまして木製の椅子を購入するといえますか、負担金でお支払いすると、さらに木育といえますか、苗を植えましてプランターに苗を植えてその育ちを学習し 4 年生を対象にして、4 年生が卒業するときには校庭の隅に植えていったらいいかといったような事業があるといったことで上伊那森林組合さんの方に今お願いをしているものであります。

続いて 1010 小学校の教育振興費全体の比較で 390 万円ほどの増であります。図書費につきまして 20 万の減がありますけれども、増えた部分でいきますと委託料の部分で情報機器の保守業務、デジタル化進みまして、iPad も入れる学校も出てきます。またサーバーを更新したりネット回線の強靱化といった部分で保守料が増えております。その下の使用料及び賃借料の中ではタブレット PC リース料 384 万円、西小の 15 台と中部小学校 35 台であります。負担金補助金の中では臨海学習の補助金、全体では 50 万円ということで計上して



おります。おめくりいただきまして、1015 小学校の給食費前年比較 500 万ほど増となっております。これにつきましては正規の職員の人件費の部分が大きなものを占めておりますし、非常勤につきましても年数が経ってきて単価が若干上がった部分で増がございました。大きなものとしまして北小と中部小の委託料、人件費が民間業者も上がっているといったことでここで増額の要求がございまして、それに対応するための増約 300 万円ほどここで増をしております。工事費の中で給食施設の工事 269 万円、これまで各小学校、中学校も当然ですが調理室にエアコンが南小だけが今ない状態ですので、来年度南小の給食室にエアコンを設置といったものとそれに伴い屋根の改修工事も必要になりまして南小学校の給食室の部分だけの工事費になっておりますけども、269 万円ということであります。

続きまして中学の方に参りまして 1045 中学校管理費、全体では 1,000 万円を超える減となっておりますが新電力に係わる部分でも約 100 万円近く 90 何万円の減をしております。おめくりいただきまして先ほど申しました工事費が大きく減、床工事約 100 万円が丸々なくなりました。ただ必要な工事としましては 239 万 2,000 円、音楽室の今絨毯で大分傷んでめくり上がっているところを板張りにするといった工事、また電気設備でも必要な部分、工事費として計上してございます。中学校の 1047 中学校教育振興費、こちらにつきましても 500 万の減があるわけですけれども図書費で 20 万、また先ほど申しましたタブレットにつきまして 300 万以上の前年対比では減がございます。続いておめくりいただいて、140 ページでは 1049 中学校の給食費でございますが 78 万 9,000 円三角になっておりますが食器の更新、中学校毎年毎年 50 万、60 万の食器の更新があったわけですけれども、来年度見送りといったことになりましたのでその部分が大きい要因かと思えます。その他大きく違うところはございません。

何ページかおめくりいただき 145 ページになります。1071 学童クラブ運営費 600 万円の増がありますがこちらにつきましては非常勤職員の報酬、そして共済費の中での社会保険料が大きく増となっております。学童クラブ五つの小学校で今運営しております。中部小学校、北小学校中部教室、北部教室、児童も増えておりまして 6 人体制を来年度からしていきたいと。あとは合計 18 人での体制でまた休みもありますので代替の非常勤の部分も見込んでおります。前年対比では 280 万円ほど増となっております。また社会保険料につきましては 29 年度から学童クラブの指導員も社保に入っていただくようになりました。ですので 29 年度当初はこれ全くなかったものが 410 万 4,000 円増となっておりますのでそんなところが増の要因ですまた工事費につきましても中部教室、東部教室、カーペットが傷んでおりますのでその更新工事を予定しております。以上で説明を終わります。

○4 番 釜屋福祉文教常任委員長 細部説明終わりまして質疑を行ないますが、質疑ございますか。小出嶋委員

○10 番 小出嶋委員 20 ページの国庫補助金ですけれど、これの減ったのはどういう理由でしょうかというのが一つ。

もう一つ中部小学校にタブレットがある程度入るのですが、今までと違ってどういう使

い方になるのか教えてください。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小澤学校教育課長補佐 20 ページの国庫補助金、減った部分につきましては、理科の教育振興設備、理科算数の理振と呼ばれる2分の1補助ですけれども、今のところ学校で来年度整備したいというものが前年に比べて減って特に中学のほうでは減っています。それに対する2分の1の予算付けでありますので、特支のほうは例年並み小学校、中学校共に特別支援の援助費ですので例年どおりです。中部小学校でのタブレット35台、ひとクラス分といった数での35台です。29年度15台を西小学校で約ひとクラス分として児童用でやっております、今まで各学校では先生用にクラスに1台ってあったんですけれども、今度児童も一人1台かグループで1台かですけれども子どもが使うものとしての整備であります。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○柴学校教育課長 タブレットの個数なんですけれど、文科省で示されている基準というのが昨年示されまして、3クラス分で1クラス分くらいというような基準が設けられております。県内の状況を見てもそういう学校はあんまり無いんですけれど、新学習指導要領が平成32年から移っていきますのでそれまでに整備を徐々に進めていくという流れでございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ただ今の説明でよろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。唐澤委員

○9番 唐澤千洋委員 さっき森林組合のほうで学校の机の天板の話だったけれど、森林組合から直接話があったということか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小澤学校教育課長補佐 産業振興課通しまして、森林組合でこういった事業をやっているということで、天板もですが今回中部小では椅子そのものを入れる予定であります。これも森林組合さんが県へ元気づくりの方での要望している、申請している段階ですのでほぼ大丈夫だろうけれど100%確実ではないというものです。

○9番 唐澤千洋委員 幾つくらい。

○小澤学校教育課長補佐 椅子の数ですか。36台を今予定しています。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがですか。唐澤敏委員

○12番 唐澤敏委員 各学校の振興交付金ですか、配っているという事で、現状維持ということのようすだけれど最近どんなふうな形で各学校で配当しているものは使われているのでしょうか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長補佐

○小澤学校教育課長補佐 以前からと同じですけれど、魅力ある学校づくり、学力向上、指導力向上の三つの柱がありまして、先生方のあれでは能代の研修費にも充てられています。また子ども達にはドリルだったり自学ノートとかの整備、また魅力あるところでは各

地域の方を講師に招いた時の謝礼とかそういったものですが、細かく言えばクラスの調べる（聴取不能）クラスによっては必要に応じて使ったりとかしています。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがですか。唐澤委員

○9番 唐澤千洋委員 たまたま西小学校が今年60周年ということで周年事業が計画をされてくると思うんだけど、そういうことについては町としての対応は特別なものはないという解釈でいいのでしょうか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長補佐

○小澤学校教育課長補佐 来年度予算の中でそれに向けた特別なものはございません。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○9番 唐澤千洋委員 問題になっている教員住宅の取り壊しなり対応が見送られたということですが、財政的な対応が出来ない、措置が出来ないということの見送りなのか、それとも何らかの考え方についてもう少し検討の余地があるということで見送ったのか、その辺についてをお伺いします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○柴学校教育課長 財政的なものだけだと思います。取り壊しについては地元の区長さんにもご相談していましたが、予算が通れば取り壊しと考えてましたので、出来れば補正とかの対応でいければもう一回あげていきたいと考えています。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○9番 唐澤千洋委員 方針とすれば取り壊しという方向で判断しているということではないんですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○柴学校教育課長 状態を見てもやはり今後引き続いてそれを使用するためには屋根の張替をしなければいけないという、その試算を出してもらいましたが取り壊し費用とほぼ同額かそれ以上になってしまったのでやはり解体するという方向、下水も入っていませんし、そういった状況で最近の利用の状況もありますのでそういう方向かと考えております。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○9番 唐澤千洋委員 そうした場合に、取壊しが行われればあと土地だけ残る形だと思うけれど、土地についての対応の考えは持っているのかどうか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○柴学校教育課長 教員住宅を取壊した時点で、普通財産に戻しまして企画なりそういった土地の関係の方に引き継ぎを行いますけれど、そんな大きな土地ではないので地元の区の皆さんに相談して利用方法とかを検討することになるかと思います。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にはいかがですか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 先ほど一番最初に説明がありました、予算に載らなかったものですが、食器の更新というのは1年先送りということですが、直接子ども達の健康には影響はないということですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長補佐

○小澤学校教育課長補佐 年次計画といいますか来年度は小学校ではご飯のボールを更新してといったような計画で、中学校はすみません、ちょっと今手元にありませんけれど、お皿かどっちかをあれだったんですけど、若干古くはなっておりますが今現在使っているもので1年先に延ばしても現状使っているものですので問題はないということであります。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがですか。無ければ一ついいですか。復活予算の中で臨海学習補助金という一人2,000円を維持するという事になったということですが、この見通しとしては今後あれですか、厳しいものがございまして。課長補佐

○小澤学校教育課長補佐 すみません。うまく答えられるかあれなんですけれど、保護者が何年前に比べれば庄内に行くことによって増えた保護者の負担の軽減ということでやっているんですけど、財政サイド、理事者サイド、保護者にただ2,000円を渡すだけの補助金というものがどうなんだと言ったところは検討されました。ただ、去年までは良くてじゃ来年は、今年は良くて来年はというものがスパッと今現状では出来ない、もうちょっと庄内で定着して地引網をやったりフラワーアレンジメントやったりしてとても評判良い臨海ですので当面保護者負担は町でみていきたいなといったところが事務局サイドでは思っているところですけど。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑なしと認め討論行いますが討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決を行います。議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計予算学校教育課に係る案件につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨ご報告させていただきます。

【学校教育課 終了】

### ③健康推進課

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 健康推進課に係る案件について審査を行います。まず、議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)の健康推進課に係るものについて細部説明をお願いいたします。推進課長

○柴宮健康推進課長 それでは議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)につきまして健康づくり支援係の方から北原係長から説明させていただきます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 これから箕輪町一般会計補正予算（第8号）についての説明をさせていただきます。補正予算8号の14ページをお願いいたします。歳入の方からご説明いたします。14ページ国庫支出金、16款 国庫支出金でございます。衛生費国庫負担金、これは国民健康保険基盤安定負担金ということで負担金増に伴う補正でございます。国保会計にて説明をさせていただきます。続きまして15ページをお願いいたします。衛生費県負担金でございます。こちら国民健康保険基盤安定負担金の県負担分ですが、その負担金増に伴う補正でございます。国保会計にて説明させていただきます。続きまして歳出の方のご説明に移らせてもらいます。29ページをお願いいたします。4款 衛生費でございます。0401一般保健費です。19節の負担金、補助及び交付金でございます。上伊那広域連合負担金の5,000円減額に伴う補正と伊那中央行政組合、中央病院ですね、負担金増に伴う補正、あとは地域医療再生事業費負担金の減に伴う補正となっております。続きまして28節 繰出金でございます。国民健康保険基盤安定繰出金の増、国民健康保険事業繰出金の増に伴う補正です。国保の方で説明させていただきます。0407国民健康保険特別会計繰出事業費でございます。こちら繰出金で、国民健康保険特別会計その他の繰出金の減の方になります。国保の方で説明をさせていただきます。続きまして0401保健センター管理費でございます。11 需用費ですが光熱水費の関係で役場の関係新電力に切り替えることになっていきますが、それに伴いまして平成29年度中に4月分のうちの3月15日から3月31日分までの支払いを3月中に支払うということになっておりまして、そのことに伴う補正となっております。続きまして老人保健費、0424後期高齢者医療事業費でございます。こちら繰出金で後期高齢者医療特別会計総務費繰出金の増に伴う補正でございます。こちらは後期高齢者の方の特別会計の方でご説明を申し上げます。補正については以上になります。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 29ページの新電力はどこですか。まだ決まっていないのか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 すみません。総務課と同じなんですけれども、役場庁舎と全部一緒の関係になりますけれども新電力会社というような説明をいただいているんですが…すみません。

○10番 小出嶋委員 あとでお願いします。もう一つ、伊那中央行政組合負担金の増の主なものは何でしょうか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 分担金負担金の表によりますと運営費の増になっております。運営費なんですけれども詳細につきまして、あとで資料のほうで提出をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 よろしいですか。

○10番 小出嶋委員 はい。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他には何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑終わりましたで討論に入りますが討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決を行います。健康推進課に係わる案件、議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計予算補正予算(第8号)健康推進課に係る案件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨ご報告させていただきます。

続きまして議案第5号 平成29年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について細部説明をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 議案第5号 平成29年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)につきまして国保医療係の林係長から説明をさせていただきます。係長

○林国保医療係長 私の方で国保会計の方の補正予算(第5号)についてご説明させていただきます。歳出の方から説明させていただきますので国保の11ページをお願いいたします。2款になりますが、保険給付費になります。4211 一般被保険者療養給付費とその下の4212 退職被保険者等療養給付費いずれも被保険者数の減により給付費を減額するものでございます。続きまして国保12ページをお願いいたします。7款 共同事業拠出金でございます。こちらは県内の市町村で医療費をプールする制度でございますが、国保連合会の方へ支払う拠出金となっております。4411 高額医療費拠出金、その下の4412 の保険財政共同安定化事業拠出金、いずれも今年度の拠出金額の決定による金額の減額となりますのでお願いいたします。続きまして国保13ページをお願いいたします。12款の予備費でございますが予備費につきましては12月の補正で歳入は大きく入ってきた分がありましたけれども、12月増額分となった分を予備費で調整しておりました。今回大幅に歳入が減となりますし歳入歳出の調整予備費を減額して対応させていただくものでございますのでお願いいたします。

続きまして歳入の方のご説明をさせていただきますので国保6ページをお願いいたします。3款 国庫支出金でございます。国庫負担金の療養給付費等負担金でございます。こちらは一般被保険者に係る療養給付費の実績に基づき国から交付される負担金でございますが、医療費の減額に合わせまして負担金の方も支出が減った分交付金が減りますので減額を行うものでございます。続いて目の2 高額医療費共同事業負担金でございます。先ほど歳出の方でご説明をしました国保連合会に支払う高額医療費拠出金の額が決定しましたので、国が負担する4分の1の金額を減額するものでございます。続きまして国保7ページ4

款の療養給付費交付金になります。こちらは退職被保険者の給付に対しまして、社会保険の診療報酬支払基金から支払われる交付金になります。今年度の決定額に基づきまして減額補正するものでございます。続いて国保8ページをお願いいたします。国保8ページ、6款の県支出金でございます。こちら3款の国庫支出金でも説明をさせていただきましたが国保連へ支払う高額医療費の拠出金の減額分に対しまして県が負担する4分の1を減額するものでございます。国庫金と同額の金額の減額になります。

続きまして国保9ページをお願いいたします。7款の共同事業交付金でございます。高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金、いずれも国保連合会から交付される共同事業に係る交付金でございますが今年度の決定額に基づきまして減額補正するものでございます。続きまして国保10ページをお願いいたします。9款の繰入金でございます。一般会計からの繰入金について補正をお願いするものでございますが、まず節1保険基盤安定繰入金でございます。こちらは国保の基盤安定分として保険税の軽減分と保険者支援分という二つがありますけれども、保険税の軽減分については県が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。保険税支援分につきましては国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担するものでございます。それぞれ一般会計に国と県から収入になったものと町の方の繰出分を合わせて国保会計の方に繰り入れをしております。今年度の対象額の決定額に基づきまして繰入金を増額するものでございます。続きまして節04国保財政安定化支援事業繰入金でございます。こちらは法定内の定められた繰入金になっておりまして高齢の被保険者数の割合が多いことによりまして医療費の増高に対するものでございまして、定められた率を掛けて計算を行います。こちらの法定内で一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。続きまして6節 その他繰入金でございます。こちらは法定外繰入として今年度保険料改定の際に大幅な引き上げにならないように2,700万円をその他繰入金として計上させていただいておりましたが、財政安定化支援事業の繰入金増の分を同じ金額減額させていただくものになりますので、お願いいたします。説明の方は以上になります。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ただ今細部説明をいただきましたので質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 質疑なければ討論に入りますが討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決を行います。議案第5号 平成29年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨をご報告させていただきます

続きまして議案第6号 平成29年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）につきまして審査を行います。細部説明をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 議案第6号 平成29年箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）につきまして国保医療係林係長から細部説明を申し上げます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○林国保医療係長 私の方で後期高齢者の特別会計補正予算（第5号）について説明をさせていただきます。補正予算書の後期6ページをお願いいたします。歳入についてのご説明になります。1款の後期高齢者医療保険料でございます。目の01特別徴収の保険料、目の02普通徴収の保険料、いずれも今年度保険料の軽減率が変わったことと、対象となる被保険者数が増加してきておりましたので徴収する保険料の額が増になっております。増額分を補正することになりますのでお願いいたします。続いて後期の7ページ、4款の繰入金でございます。歳出の方で説明をさせていただきますが事務費分で資質が増える分を一般会計の方から事務費分として繰り入れをするものでございます。続きまして後期の8ページをお願いいたします。歳出についての説明になります。後期8ページ、01総務費でございます。6701の徴収費でございますが通信運搬費の補正の増額をお願いするものでございます。昨年の6月にハガキに関する郵便料金が10円値上げがございましたが、そちらの分の不足分を補正をお願いするものでございます。先ほど歳入の方で増額を事務費として繰り入れをさせていただくものでございます。

続いて後期9ページ2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。6720の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、こちらは保険料として徴収したものを後期高齢者医療広域連合へ納付金として納付するための増額補正となりますのでお願いいたします。説明は以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ただ今説明をいただきましたが質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 質疑なしと認め討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決を行います。議案第6号 平成29年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨をご報告させていただきます。

続きまして議案第17号 箕輪町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。担当課より説明をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 議案第17号 箕輪町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定に



ついて国保医療係、林係長から説明を申し上げます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○林国保医療係長 そうしましたら国民健康保険条例の一部を改正する条例制定、議案第17号についてご説明をさせていただきます。この条例改正は平成30年の4月から県も保健者として国民健康保険の事務を行うようになることから県と町の事務を明文化するため条例を改正いたします。文言を追加して改正するものでございますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑を行いますか質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 質疑なしと認め討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決をいたします。議案第17号 箕輪町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨報告させていただきます。

続きまして議案第18号 箕輪町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明をお願いします。課長

○柴宮健康推進課長 議案第18号 箕輪町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について国保医療係、林係長から説明を申し上げます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○林国保医療係長 議案第18号 箕輪町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。内容は、箕輪町国民健康保険の住所地特例者を後期高齢者医療保険の制度が引き継ぐというものになります。本来、医療保険につきましては住所地主義ということで住民票の住所地で保険に加入をいたしますけれども、住所地特例というものは施設ですね。施設に入所する方がいて、住所を変更された場合でも施設の住所地の市町村ではなく施設に入所する前に住所があった市町村で保険が適用されるというものでございます。住所地の施設の所在地の市町村の給付等が偏ってしまわないようにするという制度でございます。後期高齢者の医療保険につきましては県単位で広域連合がございまして、実際には、県外の施設に入った場合が対象となってきております。また、附則の部分の削除につきましては市町村条例の改定を国から示されるのは平成25年の5月以来でございまして、附則につきましては平成20年度に限定した規定でございました。現在にあっては死文化しているということでこの機会に現状では不要な条項であるため削除をするようにということで、資料が来ておりましたら合わせて削除を行うものでございます。説明は以上になります。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ただ今説明をいただきましたが質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 質疑なしと認め討論行いますが討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決を行います。議案第18号 箕輪町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨を報告させていただきます。

それでは議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計予算健康推進課に係わる案件を議題といたします。細部説明をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計予算につきまして健康推進課に係わる部分を健康づくり支援係、北原係長からご説明いたします。すみません、資料でご説明させていただきます。配りますのでお待ちください。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 平成30年度一般会計の予算についてご説明申し上げます。それでは箕輪町予算に関する説明書とお配りしました資料1で説明をしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。歳入の方からお願いいたします。予算書16ページをお願いいたします。15款 使用料及び手数料になります。こちらの方、資料ですと1ページになるんですけども上の方から順に説明をさせていただきます。03 民生使用料ですね。高齢者福祉施設使用料の02 高齢者等福祉施設使用料となっております。こちらはげんきセンターとげんきセンター南部の使用料の方になります。現在65歳以上障がいのある方は無料、64歳以下の方は100円という利用料となっております。続きまして04 衛生使用料、西部診療所使用料でこちらが西部診療所の診療収入となっております。19ページをお願いいたします。こちら国庫支出金でございます。衛生費国庫負担金で、こちら国保基盤安定負担金、母子保健衛生費負担金となります。母子保健衛生費負担金につきましては未熟児養育医療費負担金の国庫分2分の1となっております。

続きまして20ページをお願いいたします。衛生費国庫補助金です。こちら保健衛生費補助金中の15 感染症予防事業費等補助金と18の母子保健域衛生費になります。こちらの感染症予防事業費等補助金につきましては、地域保健従事者現任教育推進事業補助の国庫2分の1となっております。新任期の保健師に対して教育する保健士の報酬についての補助となっております。母子保健衛生費の補助金につきましては産後ケア、育児母乳相談事業に対する国庫補助2分の1となっております。22ページをお願いいたします。県支出金です。衛生費県負担金の02 老人保健費負担金ですがこちらは後期高齢者保険基盤安定負担金、03

国保基盤関係負担金、こちらは国保基盤安定の負担金です。04 母子保健衛生費負担金でございますが、こちらが未熟児養育院医療費の県負担分 4 分の 1 の補助金負担金となっております。23 ページをお願いします。衛生費県補助金でございます。保健衛生費補助金でございます。まず 28 精神保健事業費補助金、これは地域自殺対策強化事業補助金となっております。続きまして健康増進事業費、こちらは歯科ドックですとか肝炎等の健診事業、あとは健康相談健康教育等健康増進事業に対する補助金となっております。

続きまして資料 2 ページをお願いいたします。予算書の方は 27 ページをお願いいたします。財産収入ということで財産貸付収入でございます。土地建物貸付収入でこちらは旧北部診療所の貸し付けの方の収入となっております。30 ページをお願いいたします。繰入金で国民健康保険特別会計繰入金で、こちらは国保加入者の方の各種検診料の軽減差額分となっております。続きましてその下の方、18 ふるさと応援基金繰入金でございます。こちらの方のふるさと応援基金繰入金を 0417 健康増進事業費の方に繰り入れていただいております。続きましてページ 37、雑入でございます。雑入の方はご覧いただいて、大きなところだと 0425 後期高齢者保健事業費の後期高齢者健康診査事業費の補助金、後期高齢者市町村特別対策広報等事業交付金がこちらの雑入の方に補助金として入るという形になっております。歳入については以上になります。

続きまして歳出の方のご説明をさせていただきます。予算書の 75 ページをお願いします。資料の方は 3 ページになりますが歳出につきましては主な増減の理由について中心変わったところだけ説明させていただきたいと思っております。75 ページ 0321 高齢者等福祉施設管理費でございます。こちらはげんきセンター、げんきセンター南部、西部ふれあいサロン、高齢者 3 施設の維持管理に掛かる経費となっております。こちらの方 289 万 2,000 円の減となっておりますが、前年げんきセンターの方にエアコン、空調設備の方設置させていただきました。30 年度は大きな工事の方は予定しておりませんので、その差額となっております。プラスになる部分としてはエアコンを設置したことによります光熱水費が増額となっております。88 ページをお願いいたします。0401 一般保健費でございます。こちらは職員の人件費ですとか保健補導員会食生活改正推進員などの健康づくりの要となる組織の育成ですとか平成 30 年度に予定しております健康増進計画、食育推進計画策定に関する経費です。あと伊那中央行政組合広域連合などの各種負担金、また国民健康保険財政基盤安定に資するための国民健康保険特別会計の繰入金などが主な歳出になっております。増減ですが、平成 30 年度に計画づくりを予定しているんですがその健康増進計画策定委員の報酬ということでそちらの方が増となっております。あと伊那中央行政組合負担金が増となっております。

89 ページをお願いいたします。0404 予防接種事業費でございます。こちらは予防接種に関する経費、今全て医療機関での個別接種になっておりますが、個別接種委託料とワクチン代に掛かる経費となっております。現在小児に対する予防接種が 10 種、高齢者に対する予防接種が 2 種となっております。こちらですが 86 万 1,000 円の減となっておりますが、

接種対象者の減少による医薬材料費の減と委託費の減となっております。出生数が少し減っておりますので、それに見合った予算としてございます。同じ89ページ0408精神保健事業費でございます。こちらの方は非常勤保健士の報酬ですとか、来年平成30年度に計画を予定しているんですが自殺予防計画策定委員の報酬や心の相談の医師ですとか臨床心理士への謝礼、自殺予防対策のための啓発に掛かる経費を計上してございます。主な増減といたしましては、平成30年の計画を策定します自殺予防計画策定委員の報酬の増、あとは平成29年9月から導入をしておりますが、メンタルチェックシステムの委託費が昨年よりプラスとなっております。

予算書90ページをお願いします。保健センターの管理費でございます。こちらは保健センターの施設維持管理に関する経費でございます。保健センターにあるエレベーターですとか自動ドア、電気管理、消防設備点検等が含まれます。こちらの主な増減理由ですが11の需用費、光熱水費ですが新電力切り替えによる光熱水費の減というのが1点、それと15工事請負費ですがエレベーターの機能維持工事請負費の増額と備品購入費が増となっております。予算書91ページをお願いします。資料4ページをお願いします。こちら0415母子衛生費でございます。こちらは非常勤の保健士ですとか管理栄養士、歯科衛生士の報酬、妊婦健康診査、乳幼児健診等の健康診査ですとか、産後ケア、育児母乳相談等事業の委託料、離乳食教室、母親学級等各種教室相談事業、保健指導に掛かる経費ですとか、不妊治療、未熟児養育医療費等の補助金に掛かる経費となっております。主な増減ですが13-01委託料です。妊婦健康診査の委託料の方が実績の方から献上しまして減額となっております。19の負担金及び税金ですが、こちらの方は妊婦一般健康診査、乳児一般健康診査について県外でお受けになられた方、あとは不妊治療費の補助に対する金額ですが、こちらの方は実績に応じて増額となっております。

予算書の92ページをお願いします。0416検診事業費でございます。こちらは循環器ですとか各種成人の健診に掛かる経費となっております。こちらの主な増減理由なんですけれども、非常勤職員の報酬の増と胃がんリスク健診の対象者を拡大し42歳を追加しております。リスク健診の対象者は拡大しているんですが、健診委託費自体は減額となっております。対象者を増やしておりますが実績等応じまして委託費全体としては減ということになっております。同じく92ページ、0417健康増進事業費でございます。こちらは健康アカデミーですとか健康ポイント事業活動量計読み取りシステムといった健康増進に係る事業に関する経費となっております。こちらの主な増減ですが、非常勤職員の報酬の減です。主なここの事業の経費なんですけれども、健康ポイント事業について165万9,000円、活動量計を用いた健康事業について82万7,000円という予算を計上させていただいております。こちらの経費につきましてはこれに係る経費、いろいろな委託料ですとか印刷物ですとかそれを含めたものを計上してあります。

93ページをお願いします。老人保健費の方になります。0424後期高齢者医療事業費でございます。こちらは後期高齢者医療療養給付費、後期高齢者医療広域連合事務費負担金、

後期高齢者医療保険基盤安定繰出金となっております。0425 後期高齢者保健事業でございます。予算書は94ページをお願いいたします。こちらは後期高齢者の健診ですとか人間ドック、健康づくりに係る経費となっております。後期高齢者受診者が増加して後期高齢者の方の健診を受ける方が増えておまして、それに伴いまして健診費の方は増額、人間ドックの補助の方も増としてございます。例年外出支援金ということで予算を計上しておりましたが、後期高齢者の方の補助の方でこの外出支援金という補助の方が来年度から廃止となるということでこちらの方は減となっております。予算書97ページをお願いいたします。0440 西部診療所を運営事業費でございます。こちらは西部診療所の運営に掛かる経費でございます。診療の実績に応じまして医薬材料費の方が減となっております。一般会計のご説明については以上となります。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは説明をいただきましたので質疑を行います。質疑ございませんか。小出嶋委員

○小出嶋委員 二つちょっと、一つはげんきセンターの利用状況、沢と南部ですけれど減っているんですけれど人数が減る見込みがあるのかどうかということ。

それから二つ目ですけれど、健康ポイント事業の今年事業費を160万くらい増やしておりますけれど今年の特徴、特徴というか30年度の健康ポイント事業の特徴が何かどういふのがあるのかというのをお願いします。それから、健康診断というか健診事業の受診率の向上に向けた部分の取組みについて簡単に解説をお願いします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 げんきセンターの利用状況ございますが、こちら歳入の方を見ると料金も100円と、平成29年4月に改定させていただきました、300円から100円に値段を下げたということもございます。利用された方が段々65歳以上になられて無料の方に移行しているということもございますが、実績的にはですね、減ってはいないです。利用については収入は減っていますが利用実績としては減っていません、平成28年度と比較しましてもげんきセンター、げんきセンター南部両方合わせまして増えているような状況となっております。特に100円と金額を安くしたことも影響しているのか若い方の利用の方も増えているような状況でございます。

次の健康ポイントですが、すみません、こちら資料の書き方がいけないんですが、資料の方で書いた165万9,000円というのは増えた分ではなくて、これに掛かる経費をいろいろすみません、予算書でいくと印刷製本ですとかいろいろなところに健康ポイント事業のものが分かれているもんですから、こちらをまとめさせていただいて健康ポイント事業に掛かる経費が165万9,000円という形で平成29年度に比べて特別予算的にはあげている状況ではないです。予算規模的には同程度となっております。内容につきましては、一応年度で一端区切る形になっておりますので、新しいカードで新しいウォーキングパップでスタートする予定でございます。同じように大体対象となる事業はそれ程は変わらないんですが、例えば高齢者のほうのサロンですとかそういう所でやっているような健康づくりとか、

他の課で行っているような健康づくりの教室ですとかそういったものをですね、今募集しているところなんですけれども、少し範囲を拡大して対象となる講座ですとか教室を増やしたいなと思っております。今の制度上ですと後半にスタートする方がなかなかポイントが貯まりにくいような状況になっておりますので、げんきセンターを利用した際のポイントの還元率をですね、少し見直しをしてもう少しげんきセンターを利用した際のポイントが貯まりやすいような形には変えていきたいというふうに考えております。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 受診率向上の取り組みですけれども、今まで行っているものと今年からちょっと考えているものをご説明いたします。まず春に健診の取りまとめをするんですけれども、不明確な方とか申し込みのない方にまず電話で勧奨を行います。春の健診、秋の健診あるんですけれども、そこでまた未受診の方にも電話等で勧奨、受診を勧めます。あと保険証の更新が年1回あるんですけれども、そこでも通知を同封して保険証と一緒に送付をさせていただいております。春、秋で大体さわやか健診が終わるんですけれども、そこで尚且つ未受診の方にもまた再度電話で受けていただくように勧奨をしております。今年は国保に入っている方も事業所に勤めている方が事業所で受けるという場合があるんですね、そちらは町の方でも件数が把握できないものですから、事業所のほうに提出のお願いをしています。商工会を通して600件ほど通知を差し上げました。あとは医師会のほうに厚労省からも通知が出てるんですけれども医師のほうからも受診を勧めさせていただくということで町のほうでも医師会のほうにこちらお願いをしております。あと今年は何度も電話をしたりとか通知を差し上げたりするんですけれども、尚且つ未受診の方にはこちらから受診券を送ってしまうことを考えております。郵送料等掛かるんですけれども、そんな形で未受診者に対する勧奨を行っていく予定でおります。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはございませんか。唐澤委員

○9番 唐澤千洋委員 二つ質問をさせていただきますが、健診事業の（聴取不能）行っているわけですけれども、その事後指導の実態について数字は分かっているのがありましたらお願いいたします。

それから西部診療所について健診の日数等を減らした経過がある訳ですけれども、そういう中での現状、課題等がありましたらお教えいただきたい。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 ただ今の質問ですが、まず健診後の事後指導なんですが、循環器のさわやか健診につきましては、健診を受けていただいた方全員に結果説明会という形で実施いたしまして、全員の方に結果説明会に来ていただくようお願いをしております。大体結果説明会にお越しいただいたり、あと窓口のほうでお返しをする形、直接面接して指導しながらお返して出来る方が約9割くらいになっております。かなり結果説明会でお返しすることが定着しているのかなというところでわりと多くの方に参加をしていただいておりますので、会って説明出来るような状況にはあります。あと中でも今特定健診

と言われている中では階層化、リスクの高い方については、より綿密な特定保健指導というものを実施することになっております。その特定保健指導の実施率につきましては平成28年が今法定報告が確定しているものになりますが、今83%ということで県内でも12番目の上位の成績となっております。あと精密検査とがん健診等につきましては、精密検査の方に確実に精密検査を受けていただけるように成形管理のほうを行いまして、医療機関のほうに精密検査の受診票を出していただけて戻ってくるんですけど、その戻ってこない方については電話をしたりですとか、まだ受けていない方は勧奨したりして取り組んでいるところでございます。

続いて西部診療所ですが、西部診療所につきましては1日平均週に2回だったのが週に1回になっているんですが、1日平均の利用率については、週2回やっていた時も1日やった時も変わらない状況でして、1日平均2.76、約3人弱という状況になっております。ですので利用されている方がですね、大体80、平均が85弱くらいの感じなんですけれどもその方達が10名くらい利用いただいているんですが、来てお薬をもらってという状況です。週1日になってもそんなには大きな影響はなく運営出来ているかなという状況であります。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 あとはよろしいですか。議長

○15番 木村議長 90ページにメンタルチェックシステム委託料5万円とありますけれども、これって心の体温計の関係ですか。5万円なんですか。これだけ月に1,200件以上の利用があつて5万円。安いですね。

もう一つ、がん健診の関係で委員長も一般質問していたんですけど子宮がん健診、全国平均の半分じゃないですか、受診率が。施政方針の中に健診実施期間を拡充し環境を整えていきたいとあるが、具体的にどんな取り組みをされているか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 子宮がん健診につきましては、出来るだけ受けやすくということで県の相互乗り入れ事業とかもありますので、町のバスの検診だけではなく個人の医療機関でも受けられるように節目の年齢にはなりますが、そういう方たちが受けていただけるような体制には昨年からなっております。それに合わせて辰野町にはたるの里健診センターというのが新しく出来ています。そちらの方で子宮がん検診が健診可能という話がありましたので、町の検診が大体12月くらいに終了となってしまいますので、それで受けられなかった方たちに受診勧奨しましてそちらの検診センターの方にご案内できたらと考えております。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 すみません。今の説明の捕捉なんですけれども、受診率のほうなんですけど、町で16%くらいと申し上げたのは、町のさわやか健診とかで受けた方しかこちらが把握できないものですから実はそれだけの数字なんです。健診を、子宮がん健診を勤務先で受けるとか医療機関で受けるとかいった方々についてちょっとこちらでは把握が出来

ない部分がございます、実はそういった方々は町で受ける方々の2倍、3倍近くいらっしゃるのです。そういった方々が正確な数字を把握できないものですが、実際に受けているかというのを把握できない方がいらっしゃってそういう方を入れると多分、国には近い数字になるかなと思っております。

○15番 議長 あまりにも少なすぎたので、答弁の中で少なすぎたので。

○柴宮健康推進課長 もう少し詳しく説明すれば良かったですね。すみません。町だけで受けた健診の数字でしたので、すみません。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 よろしいですか一つ。この資料の1でお聞きしたいんですけど、最後のページの胃がんリスク健診、45歳で始まったこの健診者数ですかね、それと発見された数ですか、それをちょっと教えていただきたいんですけど。係長

○北原健康づくり支援係長 正確な数字をすみません、(聴取不能)80人くらいの方がお受けになっていて、内視鏡検査をした方が良いですよという判定が出た方が10数名だったというふうに認識をしております。追跡のほうについては今後していく予定ではあります。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。大槻委員

○2番 大槻委員 外出支援券、減とあるんですけど取りやめなんですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 主に、外出支援券は福祉課で行っているものでして、後期高齢者の75歳以上の方の活動支援という形で補助事業の対象になっておりましたので、そちらの方で補助するという事で健康推進課の方で費用負担していた部分がございます。事業自体ではなく補助があったのでこちらのほうで支払いをしていたという、それがなくなるということがございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはよろしいですか。それでは質疑終わりました。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決を行います。議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計予算、健康推進課係わる案件につきまして原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、その旨本会議でご報告させていただきます。

○柴宮健康推進課長 議案第26号 平成30年度箕輪町国民健康保険特別会計予算につきまして国保医療係の林係長からご説明をいたします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○林国保医療係長 私の方で国民健康保険特別会計の30年度予算についてご説明をさせていただきます。まずはお配りした資料の方をご確認いただければと思います。30年度から財政運営が県主体となります。それに伴いまして科目の変更等が大幅にありますのでまず



ご確認をお願いいたします。資料ナンバー2の1ページが30年度の国保会計の資金の流れになっております。めくっていただきまして2ページが今年度、29年度の国保会計の資金の流れになっております。9年度に関しましては3月の補正後の予算ベースでの数字になっております。今まで国庫、また社会保険の診療報酬の支払基金、また国保連合会等から歳入を受けていたものがなくなりまして、県の方から入るものが主なものになります。30年度の方の1ページを見ていただきまして、右側、国保特別会計の方見ていただいて真ん中の歳入というところなんですけど被保険者の方から徴収をさせていただく国保税とそれに伴う督促手数料等の使用料手数料ですね、2款と国庫支出金については特別なもののみの1,000円と6番の県の支出金が一番大きな収入になってまいります。あとは10番の繰入金ですが、こちらは一般会計の方から繰入れをするものが主なものになっております。その他は諸収入等ございまして歳入の方の予算になっております。

続いて資料ナンバー2、1ページの国保特別会計の同じページの右側の歳出についてですけども、こちらの方も今まで後期高齢者の支援金、前期高齢者納付金、介護納付金、共同事業拠出金等、社会保険の診療報酬支払基金へ支払うもの、または国保連合会の方へ支払うもの等がございましたが今度は徴収をした保険料につきましてはその他の収入と合わせまして3番ですね、国保事業費納付金ということですので県の方へ納付をするものになります。1番の総務費につきましては事務費、人件費等になります。2番の保険給付費については今までと同じように医療に係る分の給付になりますが、こちらについても支払いの方は連合会にする形になるんですけども支払った給付にかかった医療につきましてはすべて県の方で賄うということですので県からの負担金で入ってくるお金になります。3番の先ほど説明した国保事業費納付金がすべて県の方へ納付をする納付金になります。

あと5番の保健事業費につきましてはこちらは引き続き町が行う事業、健診事業ですとかその他の人間ドックの補助ですとか、そういったものにつきましては引き続き市町村が行うということで5番の保健事業費がそのまま残るような形になります。あとは緒支出費等になりまして予算ベースでいきましても5億円ぐらいですかね、金額的にも少し縮小されるような形になります。1ページの国保の流れの方の文字が斜めに自体がちょっと違っている部分、全て0が入っている部分がございますがそちらが今まで市町村が支払いをしていたり市町村へ直接入ってきたりという科目でしたが、それがすべて県を通してという形になってきますのでまずご確認をお願いしたいと思います。

こちらを踏まえまして予算書の方説明をさせていただきます。説明書の方の国保3ページをお願いいたします。歳入についてになります。1款の国民健康保険税でございます。こちらは一般被保険者と退職被保険者に掛かる保険税それぞれございますが、29年中の所得が現在申告を行って受付をしている期間でございますので、確定されておられませんので所得ベースにつきましては前年度所得で計算をさせていただいております。収納率につきましては現年度は95%、過年度については28%で計算をしております。また30年度から国保の保険税を計算する際の算定方式を4方式から3方式ということで方式を変更しております。

ます。変更した上で被保険者の方から徴収できる全体での総額はほぼ前年並みとなるように調整をさせていただいておりますが、前年に比べて減額となっている分につきましては、対象者の人数が減ったことによる減額でございます。

国保4ページ2款をお願いいたします。こちらが使用料及び手数料ということで国保税の（聴取不能）後の納入に掛かる督促手数料の収入になっております。修正で国保5ページ3款の国庫支出金でございます。先ほどご説明をさせていただきましたが原則国からの収入というものはなくなります。国が示す30年度以降の歳出科目の指示に基づきまして、災害臨時特例補助金というものを科目上設けておりますけれども予算は1,000円で計上させていただきます。続きまして国保6ページをお願いいたします。6款の県支出金でございます。県支出金が先ほど申し上げたように収入の主なものになってきますけれども、まず保険給付費等交付金で節の01普通交付金でございます。こちらは給付に係るものと審査手数料の一部について全額県が見ていただくものでございまして、こちらの数字につきましては県から示された見込額で計上をしております。

続いて節の02の特別交付金になります。こちら県から交付されるものですが給付費以外のものございまして、特別調整交付金や努力支援に掛かるものの交付になってきております。続きまして国保7ページの8款になります。こちらは財産収入になりますが基金等の利子ということで1,000円計上しておりますが、現在基金の方は0ですので今後繰越金等あれば基金へ積んでいきたいと考えております。続いて国保8ページ、9款の寄附金でございます。こちら前年度までは科目がございましたが、国からの示された30年度以降の予算科目に基づきまして、科目を設定したものでございます。1,000円のみ計上させていただきます。

続いて国保9ページ、10款の繰入金でございます。こちらは一般会計からの繰入金ということで補正予算の方でもご説明をいたしましたが、保険基盤安定の繰入金の税の軽減分と保険者支援分、また職員の人件費事務費等、あと出産育児一時金で支払った金額の3分の2を一般会計の法定外繰り入れということで繰り入れを行います。節の06その他繰入金、こちらにつきましては30年の8月からですかね、福祉医療費の方が窓口無料化ということで乳幼児に限って医療機関の方で支払いがなくなるわけなんですけれども、それに伴って国保の国からのお金がペナルティーということで調整交付金が減らされてきてしまいます。その分を国が市町村に市町村の対象者数で納付金に上乗せをするということになっておりますので、その納付金上乗せ分を福祉の方の一般会計から国保会計へ繰り入れていただくものになっておりますのでそちらの金額が33万1,000円ということになります。あとは基金の方の繰入金が1,000円のみ科目の計上をしております。

国保10ページをお願いいたします。11款の繰越金でございますが、こちら現時点での金額ということで1,000円科目を設定してございまして1,000円のみ計上させていただきます。続いて国保11ページ、12款 諸収入でございます。こちらはほぼ例年並みの数字を計上させていただきますが、国保税の期限後の納付の方の延滞金収入ですとか

あと第3者の納付金ということで、事故に遭われた方の給付の分を求償した際の収入分、また返納金ということで資格喪失後受診等があった場合に保健費分を返還していただく分を雑入として収入に計上しております。また健診を受診していただいた際の自己負担分も諸収入ということで雑入に入ってきておりますのでお願いいたします。続いて国保12ページをお願いいたします。13款の町債でございます。こちらも昨年度までは科目を設定しておりませんでした。国が示す科目に基づき1,000円のみ予算を計上するものでございます。13ページから以降の歳入に関しましては療養給付費交付金、14ページの前期高齢者交付金、15ページの共同事業交付金、いずれも昨年度まで社会保険の診療報酬支払基金、国保連合会の方から収入となっていた交付金でございますが、30年度からはなくなりますので廃目ということになりますのでお願いいたします。

続きまして国保16ページの歳出をお願いいたします。まず1款の総務費でございます。4111一般管理費からでございますがほぼ前年と大きな変更はございません。人件費につきましては人数が減っている関係もございまして、4111につきましては昨年に比べて1,100万ほど減額となっております。ですのですみません、18ページの16ページから18ページくらいまでの総務費に関しましては大きな違いはありません。最後18ページの診療所費につきましては東部診療所の方の起債の償還が29年度で終了となりますので、廃項となっておりますのでお願いいたします。続いて国保19ページの2款 保険給付費になります。保険給付費につきましては支払った金額すべてを県の方で交付金として交付いただけるものになっておりますので、先ほどの県の方の収入に合わせた金額が歳出ということで計上しております。4211、4212の一般退職の療養付費、また4213、4214の療養費一般退職それぞれと国保20ページ、4215の審査支払手数料ですが、こちら一部市町村負担の部分がございまして県の方で同じ交付金として入ってくるものでございます。続いて保険給付費の方の高額療養費、21ページの移送費等につきましても支出があった際は県の方へ請求をしまして支払われるものでございます。一旦は市町村から対象の方に払ったり連合会に払ったりという形になりますが同じ分を県からいただけるものにしております。国保21ページの一番下のところにあります出産に掛かる分ですね、ちょうど22ページとまたいでしまっているんですが4241の出産育児一時金、こちらにつきましては県の方からは交付はされませんので、市町村で徴収した税または入ってきた収入で賄うものとなっております。また4251の葬祭費につきましても市町村の支出、単独の支出となります。

続いて23ページの3款 国民健康保険事業費納付金でございます。こちらは県の方へ納付する納付金になっております。それぞれ区分が分かれておりますけれども、県の方で見込みということで示されてきた金額を計上しておりますのでお願いいたします。続いて国保25ページの4款 財政安定化基金拠出金でございます。こちらにつきましても今年度支出の予定はございませんので、予算のみ計上をさせていただいております。続いて国保26ページ5款の保健事業費でございます。こちらについては4511の特定健診に掛かるもの、4512の疾病予防費に掛かるもの、あと4514の保健指導事業に掛かるものということで、

それぞれ事務事業が分かれております。若干金額の方が前年に比べて減ってきている部分に関しましては健診に係る人数が減ってきているということでその分の減になってきております。続いて国保28ページ、6款の基金積立金でございます。こちらも現在は基金の積み立てがございませんので、1,000円を科目をつくり、1,000円を計上させていただいております。7款の公債費につきましては昨年と同じ金額を計上しております。

国保30ページ、8款の諸支出費でございます。こちらもほぼ前年とを同じ金額を計上させていただいております。退職被保険者にかかわる還付金が減っておりますが、こちらについては退職被保険者数が減っておりますので、金額の方も少し減らして計上を行いました。あとは前年度0で今年1というふうに入ってきている部分がありますけれども、こちらについては県の方の示す予算科目に基づきまして科目の変更をしたり新しく科目のみ設定して計上させていただいたものが主なものになっておりますのでお願いします。続いて国保32ページ8款 同じく諸支出費でございます。こちらにつきましても同じように県の科目に基づきまして設定をしております。指定公費支出金につきましては対象者が減ってきておりますのでこの分は若干減額となっております。国保33ページの9款 予備費につきましては県の方からも給付についてはすべて県の方で交付がありますので、大きな計上をする必要がないということでできる限り保険に被保険者の方々が納付いただく保険料に影響がないように最低限の予備費を計上させていただきました。34ページ以降につきましては、今年度支出がないもので前年との比較ということで載っておりますので見ていただければと思いますが、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金、いずれも30年度の支出はございませんのでお願いいたします。廃項となっております。お願いいたします。説明は以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ただ今説明いただきまして質疑ございませんか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 人件費は総務委員会でやるとは思いますけれども、減っているものは県に移管したことによって減ったのかという事と、二つ目ですけれども福祉医療のペナルティというのはまだずっとあるんですかという事と、それから町債というのは何が想定しているのか。とりあえずその三つをお願いします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○林国保医療係長 総務費の人件費につきましては、昨年度の当初では5名という事で人数が設定されておりましたが、補正で3名に減らされております。今年度は4人分という事で昨年に比べれば減額になっているんですが、年度末からの人数からは一人増えている形にはなっているので特別県に移管したからという事ではないかと思いますが、国保医療係また税のほうの国保税担当の職員の分と会計事務をしている職員の分ということで3名分出ているかと思っておりますのでお願いします。

あと2点目の福祉医療に関するペナルティになるんですが、こちらについてはちょっと国のほうの見解がまだはっきりしてきていないんですけれども年齢は引きあがってきたん

だと思っんですね。6歳までは全く見ないとかペナルティを与えないという事で、就学時以上の人数に対するペナルティになってきていると思うんですけど、それが今後もうちょっと大きく見直されてペナルティから外すかどうかというのは今後国の状況を見ることになるかと思っます。ちょっと今の段階では何年までとかという事は示されていないので続かなかというところなんです。

町債につきましては、特に今までも計上していなかったものであります。すみません、国のほうで示されてきた科目に基づいて1,000円計上させていただいたものになっていますので特別何かあるという訳ではないんですがよろしいでしょうか。

○10番 小出嶋委員 何か町債を借りるような事、国保の中で想定されるものがあるのかどうかということですが。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 広域化に伴いまして、今後は一般会計からの繰り入れというのは当面は今制度が始まった当初はやってもいいですよってことですが、今後はないという事が基本です、一般会計からの繰り入れが。そうなりますと借り入れ、普通の借り入れを国保として借り入れる事があった場合という科目でございます。ないと思っますが、一応国の科目を指定してきておりますので町のほうでも科目を設定させていただいたものです。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 今答えられなくても良いですので、町債というのは建設事業債ではないのです。特例でこういうのを今度の制度改正で認められたのかという事です。今言ったように金が足りなくなつたから町債というのはあり得ないと思っただけ。

あと二つほどお聞きしたいのですが、特定健診の人数が減っているのは対象者が減っているということなのか、そのことが一つ。これから基金を町として積んでいく必要がないのかどうかという事が二つ目。それから税のほうに聞いたほうが良いのか分かりませんが、国保のほうとしても今回算定方法を変更する事に伴うこの被保険者というか説明は、税の通知以外でも知らせたほうが良いと思っが予定はあるのかどうか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○林国保医療係長 保険事業に関する減額について人数がということでしたけれど、対象となる人数が減ってきているという事で金額のほうが少なくなつてきております。

2番目の基金についてという事なんですけれど、今後は繰越金もし出た場合は基金に積んでという事は考えられるかなと思っますが、今年の予算上ではちょっと今余裕がないというか、29年度今年というか30年度の予算で29年度の見込みも今まだ大きく繰越が出来る状況では判断が出来ませんので、繰越金は今後大幅に出た場合は短期間であっても基金へ積んでという事を考えていくほうが良いのかなと思っていますけれど。

あと3点目の広報につきましては、広報の5月号で、今月出した3月号についても国保の制度改正につきましては見開きで2ページで制度改正のご案内差し上げていますけ

れども、広報の5月号で今度は税のほうの算定方式変更したっていうものを中心に再度1ページですけれども掲載をする予定で今原稿を作っているところでございますのでよろしくお願いたします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 よろしいですか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 関連ですけれど、基金は県に移行したから県が積むから積まなくて良いということはないんですね。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 基金のほうは今まで通りの運用をさせていただくようになります。県だから町は積まないということもないと思いますが、やはりあまり沢山あるのもおかしいという形にはなりますので、今までみたいに給付費に備えてとかという形での基金の積み方はしていなくて、基本的には保険税のほうで毎年、毎年調整をしていく形になるかと思えます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑を終わります。質疑を終わって討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決を行います。議案第26号 平成30年度箕輪町国民健康保険特別会計予算につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨をご報告いたします。

続きまして議案第27号 平成30年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算についてを審査を行います。細部説明をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 議案第27号 平成30年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算につきまして国保医療係、林係長から説明申し上げます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○林国保医療係長 私の方で後期高齢者医療保険に係る予算の説明をさせていただきます。お配りした資料の方のナンバー3を1枚ものですがご確認お願いいたします。後期高齢者の医療保険制度につきましては、大きな変更はございませんので昨年とほぼ同様な資金の流れになってきております。右側の後期高齢者特別会計という方を見させていただきますと、歳入として保険料で徴収したものはすべて保険料負担金ということで後期高齢者の広域連合の方へ支払いをするものでございます。基盤安定繰入金につきましても後期高齢者特別会計の方へ繰り入れとなったものはすべて後期高齢者の広域連合の方へ支出を行っております。事務費繰入金につきましては人件費と事務費になっております。保険料還

付金につきましても歳出をしたものを後期高齢者の還付金自体は歳出の方で対象者の方へ支払いを行います。同額を後期高齢者の広域連合から歳入として収入になるものでございます。あとの過料雑入督促手数料については、予備費ということで計上させていただくものになります。こちらを踏まえまして説明の方をさせていただきますのでお願いいたします。

予算書の方の後期3ページをお願いいたします。こちらは後期高齢者の方々ご負担いただく保険料になっております。特別徴収分と普通徴収分と分かれておまして、特別徴収というものは年金の方から天引きさせていただき保険料になります。普通徴収につきましては、直接納付をいただく保険料になっております。特別徴収分につきましては全額が収入になって未納というものはございませんので、普通徴収の保険料に限って滞納繰越分ということで過年度の分の保険料の収入科目が設けてございます。続いて後期4ページの2款でございます。こちらは使用料及び手数料ということで期限を過ぎて納付いただく方の督促手数料の収入になります。続いて後期5ページ4款の繰入金でございます。こちらは一般会計からの繰入金になりまして、総務費繰入金ということで人権費、事務費に関するものまた基盤安定が繰入金ということで保険基盤安定に関する金額の一般会計からの繰入金になります。続いて後期6ページの5款 繰越金でございます。こちらの方は現時点では1,000円のみ計上となっております。続いて後期7ページの6款 諸収入でございますがこちらについては延滞金また還付加算金等に保険料の還付金ですね、先ほど個人の方に支払った分を同じ金額、後期高齢者広域連合から収入として歳入になってくるといったものの金額が形状になっております。歳入は以上です。

続いて後期8ページの歳出をお願いいたします。後期8ページ1款の総務費でございます。6700 一般管理費と6710 徴収費につきましては、人件費、また保険料の徴収に係る事務費が主なものでございます。続いて後期9ページの2款 後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、こちらについては後期高齢者の広域連合の方へ支払いをするものになっております。続いて後期10ページ、諸支出金になります。3款の諸支出金です。こちらは保険料の還付を行う際に過年度分の保険料であった場合はこちらから支出をさせていただきます。後期11ページの4款 予備費につきましては昨年と同額で計上させていただいております。説明の方は以上になります。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ただ今説明いただきましたので質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 質疑ないようですので討論行いますが、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め、議案第27号 平成30年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、その旨を本会議でご報告をさせていただきます。それでは先ほどの、お願いします。

○柴宮健康推進課長 国保の小出嶋議員さんからご質問があった町債についてなんですけれども、すみません、先ほどの説明ちょっとろ覚えで説明して申し訳ありませんでした。この国保の方の町債にあります、市町村が都道府県の財政安定化基金から借入を受ける場合にここに計上するものということでございます。そういう場合が生じた場合は補正で対応させていただくという形になるものがございます。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 小出嶋委員、それでよろしいですか。それでは審査を終わります。

【健康推進課 終了】

#### ④税務課

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 議案第16号 箕輪町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。税務課長より説明をお願いいたします。課長

○深澤税務課長 それでは議案第16号の説明をさせていただきますのでお手元の議案書をご用意ください。それでは議案書の6ページをお開きください。今回、国民健康保険税条例の改正をお願いするわけでございますけれども、背景趣旨につきましては平成30年度から国民健康保険の財政運営主体が長野県となることに合わせ、国民健康保険税の算定方式について資産割を含む4方式から県が算定の基本とする資産割を含まない3方式に変更をお願いするものがございます。所得割の税率について見直しを行うというものでございます。この見直しは箕輪町国民健康保険運営協議会の答申に基づいておりますので申し添えます。

2番の改正でございます。国民健康保険税の税率等の変更を行うものですが具体的には次の表のとおりでございます。医療費給付費分の税率改正また後期高齢者支援分、それから介護納付金分の改正を行うわけですがそれぞれ2列目の資産割の欄もですね、改正前のものをすべて改正後は廃止をしその分1列目の所得割額が改正前に比べ少しづつ増額の割合となっております。それから均等割額及び平等割額については19年度のものを据え置くというものでここには変更はございません。今回の改正では、国民健康保険を運営するに当たり必要となる全体の税額を据え置いたまま均等割と平等割はそのままに据え置き、所得割と資産割の部分を所得割で賄えるように税率改正を行うというものでございます。新旧対照表等につきましては先日本会議の方でお知らせしたとおりでございますのでよろしくをお願いいたします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 細部説明をいただきましたので質疑を行います、質疑ありますか。議長

○15番 木村議長 例えば全く課税対象が変わらずにやった時、これでいくと資産割を



やめても所得割のこの率でいけば同じ額に大体なるということによろしいですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○深澤税務課長 今回の改正では、資産割の部分を廃止するという事になっておりますので、資産割がある方、固定資産をお持ちの方とそうでない方で実際の計算には変わって参ります。と言うのは、今回は所得割と資産割合合わせた金額になっておりますけれども、ちょっとお待ちください。世帯の状況によって異なる訳ですけれども、資産税割が無い方は所得割が増という事になってくるかと思えます。それから資産税がある方は、その資産税割がどの位かかっているかの額によりましてけれども、所得割によって税が増える方もいらっしゃるれば、そのまま変わらない方、それから所得割を逆に多く納めていらっしゃる方は逆に減額となるというような世帯もあろうかと思えます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 何か他にございますか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑終わりましたので討論行いますが、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決をいたします。議案第16号 箕輪町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、その旨を本会議でご報告をいたします。

【税務課 終了】

#### ⑤福祉課

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは休憩に引き続きまして福祉文教常任委員会審査を行います。議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)福祉課に係わる案件を議題といたします。細部説明をお願いいたします。福祉課長

○安積福祉課長 それでは議案第4号 一般会計補正予算でございます。関係部分をご説明を申し上げます。担当係長から説明させていただきます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○那須社会福祉係長 補正予算一般会計(第8号)の予算書に基づきまして説明させていただきます。まず歳出の方から説明をさせていただきます。26ページをご覧いただきたいと思えます。3款 民生費の301社会福祉総務費です。19-01負担金は上伊那広域連合の負担金の減でございます。続きまして25-01積立金です。福祉基金の積立金の増です。遺志金、寄附金関係の福祉基金への積み立てでございます。302福祉センター管理費です。工事費福祉センター改修工事ということで120万6,000円です。指定管理者につきまして社

会福祉協議会からシルバー人材センターさんへの移行を予定しておりますが、その事務所移転に伴う間仕切りの設置工事でございます。続きまして 332 老人福祉施設入所措置事業費でございます。19 - 01 負担金につきましては上伊那広域連合の負担金の減です。20 - 01 扶助費です。老人福祉施設入所措置費減ということで現在南箕輪老人ホームの方で 4 人入所しておりますが実績に伴う減額でございます。333 介護保険事業運営費でございます。28 - 01 繰出金 1,962 万 3,000 円の減でございます。こちらにつきましては、介護保険の特別会計の方でも説明させていただきました年度末の見込みでの補正に伴いまして繰出金を減額補正するものでございます。

○小池障がい者福祉係長 続きまして、ページをおめくりください。27 ページになります。0351 障がい程度区分認定等事務費の中で 19、01 負担金ということで、上伊那広域連合の負担金が増ということで 1 万 7,000 円をお願いしてところございます。続きまして 0353 介護給付費でございます。こちらにつきましては扶助費としまして 600 万円福祉サービスの給付費増ということでお願いしたいところでございます。続きまして 0355 自立支援医療等事業費ということでございまして、20 扶助費のところでございますが更生医療、主に身体障害をお持ちの方が手術とか医療を行うことによってその障がいを取り除かれるということに対する医療費の補助というのが更生医療になるわけですが、そういったものに 320 万円ほど、それから療養介護医療費と申しまして入院をしている障がい者の方に係わる医療費の補助ということで 40 万円ほど、合わせて 360 万円ほど補正をお願いしてるところでございます。では続きまして歳入の方、説明をさせていただきたいと思えます。歳入のところ 14 ページでございます。16 款 国庫支出金、1 項 3 目 民生費国庫負担金でございます。先ほどご説明しました自立支援事業費負担金の中で 2 分の 1 が国庫負担ということになっておりますので、600 万円のサービス給付費をお願いしているうちの半額 300 万円を歳入で見込んでおります。また医療費につきましても先ほどの半額 180 万円を負担ということで歳入を見込んでおります。めくっていただきまして 15 ページになります。17 款 県支出金、1 項 3 目 民生費県負担金でございます。先ほどご説明しましたものをさらに半額全体で見ますと 4 分の 1 という金額、600 万円に対しまして 150 万円の県の負担ということでサービス費の財源充当をしたいというふうに考えております。その下になりますが先ほどのご説明と同様ですが、医療費の 4 分の 1 としまして、10 万円の歳入を見込んでおります。

○那須社会福祉係長 続いて 18 ページをご覧ください。19 款 寄附金でございます。03 目の民生費寄附金です。先ほど歳出の方で 301 で説明させていただきましたが、福祉基金への積立金の増がございましたので遺志金寄附金の増額ということで歳入の方も 30 万円の増額をするものでございます。以上でございます。

○4 番 釜屋福祉文教常任委員長 ただいま細部説明いただきましたので質疑を行います。質疑ございませんか。係長

○那須社会福祉係長 すみません、債務負担行為の説明を落としました、申し訳ございません。7 ページをご覧ください。債務負担行為の補正ということで追加でございます。社会

福祉総合センター指定管理料でございます。30年度から32年度の3年間でございますが29年度までは社会福祉協議会の方に指定管理を担っていただいておりますが、30年度につきましてはシルバー人材センターさんからですね、指定申請いただきまして人材センターさんの方への指定管理を予定しております。1年でいきますと356万円1年間での指定管理料、それを3年分で1,068万円となっております。人材センターさんの方へお願いすることによりまして平日22時まで人が常駐するという形で月曜日から金曜日まで22時まで常駐という形で受付けを行っていく予定でおります。以上でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは説明いただきましたがご質問ございませんか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 福祉センターの指定管理料というのは、前の社協と比べて増えるの、減るの？

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○那須社会福祉係長 増額となっております。単年でですね、指定管理料は年度での協定を結んでおりますが、概ね200万円前後という指定管理料で社協さんからやってもらってございました。今回は356万円ということで、主に人件費ですね、平日月曜日から金曜日まで平日22時まで常駐という形をとっていただきますのでその分の人件費が増額となっております。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。  
（「なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑終わりましたて討論行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決をいたします。議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算（第8号）福祉課に係わる案件につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨をご報告させていただきます。

続きまして議案第7号 平成29年度箕輪町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。細部説明をお願いいたします。福祉課長

○安積福祉課長 それでは続きまして議案第7号 特別会計の方になりますが、補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。担当の係長から申し上げます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○那須社会福祉係長 予算書に基づきまして説明をさせていただきます。まず歳出の方から説明をさせていただきます。介護の10ページをご覧くださいと思います。1款 総務費でございます。3100 一般管理費でございますが19、01 負担金、上伊那広域連合の負

担金の減でございます。3107 認定審査会共同設置負担金でございます。こちらも上伊那広域連合の負担金の増額でございます。11 ページをご覧ください。2 款 保険給付費です。3111 介護サービス等諸費でございますが、こちらは 19 - 03 の交付金でございますが介護サービス等諸費につきまして歳出見込みによる減額でございます。3119 介護予防サービス等諸費でございますが、こちらにつきまして歳出見込みによる減。3150 の特定入所者介護サービス等費につきまして歳出見込みによる減額でございます。1 枚おめくりください。○小笠原高齢者福祉係長 12 ページの 3151 介護予防・生活支援サービス業費であります。19 - 02 補助金でありますけれども、住民主体ですとか団体主体で行います訪問 B サービス、通所 B サービスにつきましては実績に応じた減額となっております。19 - 03 交付金になります。こちら訪問 A サービス、通所 A1 サービスといて事業所が行うそれぞれの要支援 1、2 の方に対するサービスになりますけれども、実績としましては実際当初見込みより人数が多く利用されているわけですけれども、当初で設定した単価よりも町で設定した単価下げしております。そういった影響で今回実績に応じた 300 万円の減額となっております。続きまして 3152 介護予防ケアマネジメント事業費です。委託料が 10 万円の増となっておりますけれども、こちら訪問 A サービス、通所 A1 サービスのみ利用されている方について件数が実際増えておりますので 1 件当たり 4,275 円の委託料ということで、こちらの方トータルで 10 万円の増額とさせていただきます。3153 一般介護予防事業費です。11 - 02 燃料費ですけれども、燃料費の高騰に伴いまして 1 万円増額をさせていただきます。14 - 01 使用料及び賃借料ですけれども、外出支援券の利用料増ということでこちら 70 歳以上の高齢者の方に対しまして 2,000 円分の外出支援券お配りしておりますけれども、例年に比べまして利用率が高いという中で増額を見込んで 30 万円に増額をさせていただきます。続きまして 13 ページ、3154 包括的支援事業費になります。まず職員手当になりますけれども、こちら時間外手当が主になりますけれども一般職職員の手当が増額となっております。14 使用料及び賃借料ですけれども、こちら介護保険対応システムパソコン等リース料ということですが主は FAX の印刷代が多く枚数がきたり連絡事項等が多く、また通信料掛かっておりますのでそういった中で 2,000 円の増額となっております。3155 任意事業費、20 扶助費ですけれども、こちらは成年後見制度等利用支援事業になりますが、こちら町長首長申し立てを行ったものについて町の方で費用を支出することになっておりますけれども、本年度実際に既に 6 件ございますがそれほど額がないということで実績に見込んで減額となっております。続きまして 3159 審査支払手数料になりますけれども、こちら額に増減ございませんけれども、他の科目に増減があった関係で財源組みかえとなっております。

○那須社会福祉係長 1 枚おめくりください。14 ページ、6 款の基金積み立て金です。3133 介護保険給付準備基金積立金でございます。こちらの方ですね、介護サービス等諸費の減額に伴う基金積み立ての増額となります。続きまして 15 ページです。9 款 諸支出金です。3139 償還金ですが過年度国庫支出金等返還金の増ですが、過年度の給付費、負担金、事業

交付金精算に伴う返還金でございます。歳出につきましては以上です。 続きまして歳入の方ご説明させていただきます介護6ページになります。4款 国庫支出金です。介護給付費の負担金、法定負担割合の20%になりますがこちらは現年分2,338万2,000円の減額でございます。続いて低所得者保険料軽減負担金でございますが国で2分の1を持ってもらえる分でございますが、こちら現年分7万円の減額でございます。続いて01の調整交付金でございます。給付費の5%約5%になりますが過年度分の調整交付金としまして647万6,000円の減額でございます。

○小笠原高齢者福祉係長 続きまして02目 地域支援事業交付金になりますけれども、こちらまず02目の方が21万9,000円の減になっておりますけれども、こちら介護予防総合事業の25%分がこちらの方の減額の分となっております。続きまして03目 地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）になりますけれども、こちら対象事業費の39%の部分となっております。

○那須社会福祉係長 続きまして7ページをご覧ください。5款 支払基金の交付金です。1目 介護給付費交付金でございますがこちら現年分3,626万5,000円の減額となっております。

○小笠原高齢者福祉係長 続きまして02目 地域支援事業支援交付金ですけれども、こちら対象事業費の28%分の減額となっております。

○那須社会福祉係長 1枚おめくりください。8ページ、6款の県支出金です。1目 介護給付費の負担金ですが、こちらが負担割合12.5%ということで1,878万円の減額となっております。2目 低所得者保険料軽減負担金ですが、4分の1の補助ということで3万5,000円の減額となっております。

○小笠原高齢者福祉係長 続きまして03項、県補助金の01目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）になりますけれども、こちらは対象事業費の12.5%ということで10万8,000円の減となっております。続きまして2目の地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）ですけれども、こちら対象事業費の19.5%ということで5万9,000円の減となっております。

○那須社会福祉係長 9ページをご覧ください。10款 繰入金です。1目 介護給付費、介護給付費繰入金でございます。こちら総給付費の12.5%となりまして1,619万円の減額となっております。

○小笠原高齢者福祉係長 続きまして2目の地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）ですけれども、こちらは対象事業費の12.5%ということで10万8,000円の減となっております。続きまして3目 地域支援事業繰入金（総合事業費以外の地域支援事業）になりますけれども、こちらが対象事業の19.5%が対象ということで5万9,000円の減となっております。

○那須社会福祉係長 4目 低所得者保険料軽減繰入金でございますが、こちら対象事業費の4分の1補助ということで減額となっております。5目 その他一般会計繰入金でござい

ますが、こちらは事務費に係る繰入れということで町で負担すべきものということで323万1,000円の減額となっております。説明は以上でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 細部説明いただきましたので質疑を行います、質疑ございますか。松本委員

○11番 松本委員 いわゆる総合事業の関係するものですが、ほとんど減額になってしまいうんですが事業所へ説明したりあるいは実際にはどうなっているのか心配になっているんですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小笠原高齢者福祉係長 事業所につきましては、昨年10月に一度半年を過ぎたところで一旦事務所連絡会という形で意見交換等行いました。その際には、意見等は特にございませんで、単価についても特段上げてほしいというような要望はございませんでした。また3月15日に事業所連絡会ということで、約1年過ぎたところでの事業評価等いただく中で事業所等からの要望また意見等を聴く機会を設けますのでその際に意見を伺ってまいりたいと思います。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがですか。議長

○15番 木村議長 保険給付費ですが、それぞれかなり減額されているんですけれども、総額で大体1億円1,000万位くらい減額の要因は。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○安積福祉課長 基本的に予算を計上する時のベースとなるものにつきましては、介護保険事業計画で出した数字をベースにやってきました。これは当然第6期で見込んだ数字でありますので、予算の策定の基礎をそこに持って来ておりますので決算ベースになりますとどうしても乖離が出てしまうというところと、少し手前みそな言い方なんですけど介護予防の効果が出ている面もあろうかと考えております。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 基金の積み立てがあるんですけれど、今これを幾ら積み立てて幾らになるのですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○那須社会福祉係長 28年度末現在で、9,343万1,012円という金額が積み立ててございます。29年度の積み立て予定額とすれば、8,538万9,000円となります。合計で1億7,800万円くらいの見込みとなっております。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 この基金の目安はあるんですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○安積福祉課長 きちんとした数字でここまでとかいう目安は正直ございません。近隣の市町村の方でも基金を意識した介護保険料を出しており、基金の額の事も考慮して第7期の介護保険料を（聴取不能）本来ですとその期の中で第6期の中で必要なものを計算をし

て保険料にさせていただいて給付していると、これがトントンになれば非常に綺麗な形と思うんですが、なかなか現実的にはそうもいかないという所で、先ほどの話でもないのですが介護予防が進んだりとか給付の計算したほど伸びなかったみたいなどころがありまして、どうしても箕輪町の傾向とすると残高が出てくるという事があります。これは箕輪町に限った事ではなくて、これよりはるかに多い基金残高を持っている所もありますので、それは現実的には次の期の中である程度それを考慮して保険料を算出していくことしか仕方がないのかなと思っておりますが、そんな形で7期の方も考えています。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 何か他にございますか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑終わりました討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決を行います。議案第7号 平成29年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認めその旨本会議で可決すべきものと決しましたので、その旨を本会議でご報告をさせていただきます。

それでは議案第9号 箕輪町指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。担当課より細部説明をお願いいたします。課長

○安積福祉課長 それでは条例案件ということでご説明いたします。担当の係長の方から内容を説明させていただきます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○那須社会福祉係長 議案第9号 箕輪町指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明をさせていただきます。今回の条例制定は居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されるに伴い条例制定をするものです。この事業は介護を必要とする方が自宅で適切に介護サービスを利用できるように介護支援専門員、ケアマネージャーが居宅サービス計画、ケアプランを作成し介護サービスを提供する事業所などとの連絡や調整を行うものです。医療や生活支援のニーズが高い高齢者や認知症高齢者などが増加する中で、地域包括システムを推進する市町村が高齢者の自立支援に向け重要な役割を担う居宅介護支援事業所と介護支援専門員と積極的にかかわり介護支援専門員に対する支援の充実を図る必要があることにより市町村に権限移譲がされるものです。施行期日は平成30年4月1日となっております。説明は以上でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ただ今説明いただきました。質疑ございますか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 この指定権限が市町村へ移譲されたという事でこの基準というの

は特に変わった訳ではないのでしょうかというのの一つと、指定居宅介護支援事業の人員という人は主にケアマネージャーとかそういうような人のことですかお伺いします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小笠原高齢者福祉係長 まず1点目の質問になりますけれども、基本的に現在は県の条例ですとか県の規則の要綱のほうで基準が定められておまして、一応同じ形で規則のほうで定めるという形で特に現行とは変更はございません。

それから2点目になりますけれども、こちら居宅介護支援ですのでこれに関してはケアマネージャーに関する基準でケアマネージャーや事業所等の運営について定めるとなっております。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。他にはよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑終わりましたて討論行いますが、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決を行います。議案第9号 箕輪町指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨をご報告させていただきます。

続きまして議案第19号 箕輪町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明をお願いします。課長

○安積福祉課長 それでは19号につきまして担当係長からご説明申し上げます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○那須社会福祉係長 議案第19号 箕輪町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明させていただきます。今回の改正は、介護保険料の改正と介護保険法改正に伴い条例の一部を改正するものでございます。改正内容は第7期介護保険事業の期間平成30年度から32年度までの3年間における介護保険料の設定及び介護保険法の改正。第1号被保険者65歳以上だけではなく新たに第2号被保険者40歳から64歳までの医療保険加入者まで質問調査権を拡大されたことにより合わせて条例を改正するものです。なお、第7期介護保険料につきましては既にお配りさせていただいております議案書に資料としてですね、添付いたしました一覧表をご覧いただければと思います。第6期と第7期の保険料基準額は月額5,000円のままと変更はなく据え置きとなっておりますが、国の基準6段階を細分化し11段階とし、より一層所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行っているところでございます。サービス給付費につきましては増加傾向にありますけれども、基金からも繰入れを予定しまして、第6期と同額、据え置きとして維持していくものでござい



ます。第6期の段階、1、2についての一緒にしてあるわけなんです、統合してありますがこちらにつきましては国の基準に合わせて行うものでございます。施行期日は平成30年4月1日となります。説明は以上でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ただ今説明をいただきましたが、質疑ございませんか。  
松本委員

○11番 松本委員 6期が12段階で、7期が11段階になっておりますが、私一般質問でも貧困の事をやっているんですが、この80万以下のところと一緒になりますよね。そうすると非常に低い人達、生活保護を受けている人よりも低いような人達ですよね、80万という人は。そういう人達も金額がとられていってしまうとかその辺は何かあれですかね。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○那須社会福祉係長 第6期の段階ではですね、第1段階が生活保護を受けている者、第2段階が年金収入が80万円以下の方という事で分けていたんですけど、それ自体は変わらないんですけど、国の基準自体がですね、それを一括りにした第1段階という形になっているものですから国の基準に合わせてものでございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはございませんか。それでは質疑よろしいですか。  
〔なし〕の声あり

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 なければ質疑終わります。それでは討論に入りますが討論ありませんか。  
〔なし〕の声あり

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決を行います。議案第19号 箕輪町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、その旨を本会議でご報告をさせていただきます。

それでは続きまして議案第20号 箕輪町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明をお願いします。課長

○安積福祉課長 それでは議案第20号につきまして担当の係長の方から説明いたします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○那須社会福祉係長 議案第20号 箕輪町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明させていただきます。今回の条例制定は従来から町に指定権限のありました地域密着型サービス事業所に居宅介護支援事業所を加えるために条例の一部を改正するもので、市町村による介護支援専門員の支援の充実を図り保険者機能を強化することを目的としているところでございます。要介護認定を受けた高齢者を支援する介護保険サービスにつきましては大きく分けて3種類

となりますが、一つ目に居宅サービス、二つ目に施設サービス、そして三つ目がこの地域密着型サービスとなります。地域密着型サービス事業につきましては高齢者が重度の要介護状態になっても、可能な限り住みなれた自宅や地域で生活が継続できるようにするため身近な市町村で提供される適切なサービス類型としまして平成18年に創設されたものです。現在では12種類のサービスがございます。先ほどお伝えしましたがこの改正は既に町が権限を持っている地域密着型サービス事業所の指定基準に関する条例に居宅介護支援事業所を加えたものでございます。施行期日は平成30年4月1日となります。説明は以上でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 説明いただきました。質疑ございませんか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 今回この加わるこの居宅支援事業所というのはどの位あるのですか箕輪町に。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小笠原高齢者福祉係長 現在の町内に事業所を置いている居宅介護支援事業所は6事業所になります。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他には質疑はございませんか。唐澤委員

○9番 唐澤千洋委員 収容最大能力というのはどのくらいか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小笠原高齢者福祉係長 基本的に一人当たり、ケアマネ1人当たりで受け入れる人数というのが40人が上限になっておりまして、今町内ですと16人のケアマネージャーさんが常勤としてはおられます。あと非常勤の方もいらっしゃいますけれど16×40人ですと640人という形にはなっております。ですけれど、それでは足りない実際要介護認定者約700人ほど、施設の方もいらっしゃいますけれどもありますので一部は町外の事業所のほうにもケアマネージャーということをお願いをさせていただいております。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑終わりました討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決を行います。議案第20号 箕輪町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、その旨を本会議でご報告をさせていただきます。

続きまして議案第21号 箕輪町指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明をお願いい

たします。課長

○安積福祉課長 それでは議案第21号につきまして担当の係長からご説明申し上げます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○那須社会福祉係長 議案第21号 箕輪町指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をさせていただきます。この条例は厚生労働省令の改正による地域密着型サービス事業の内容変更に伴い改正するもので、訪問介護員の資格要件の明確化や高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくすることを目的に共生型サービスが新たに位置づけられたことによるもののほか、施設入所者への身体的拘束等の適正化を図ることを目的に改正するものでございます。先ほどの19号議案では事業所の指定に関する基準について提案しましたが、この条例は事業の運営等に関する基準について改正をするものでございます。改正点につきましては、先ほども言いましたが訪問介護職員の資格要件についての明確化、共生型サービスの新たな位置づけ、身体的拘束の適正化の3点となります。施行期日は平成30年4月1日となります。説明は以上でございます。申し訳ございません。先ほど言いました19号議案ではなく20号議案では、事業の指定に関する基準について提案したものでございますが、この条例は事業の運営等に関する基準について改正するものです。申し訳ございません。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは説明いただきましたが質疑ございませんか。  
小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 この共生型地域密着の事業所はどのくらいありますか、箕輪町に。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小笠原高齢者福祉係長 現在、共生型が見つからない地域密着型通所介護、いわゆる小規模型の通所介護事業所ですが3事業所ございます。ただしこちら共生型ですので今度障がい者も受け入れられる、指定を受ければ障がい者も受け入れられる形になるが、実際すでに基準該当という形ですすでに障がい者を受け入れている事業所が中にはございますので、実際共生型になりますと少し人員基準が別で障がいの担当を配置しなければならないということちょっと厳しくなる、人員的には厳しくなるものですから今のところ希望はございません。今まで通り基準該当として町として町の別の指定で障がい者を受け入れていくというような形で当面進んでいくと考えられます。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは他には。議長

○15番 木村議長 介護職員初任者研修課程とはどの程度のものですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小笠原高齢者福祉係長 これまで120時間の実習でしたけども、ここで法改正がございまして身体介護をしなくて生活支援のみのものにつきましては60時間程度の研修でいく方ということで、ちょっとまだ国からしっかりと要綱等でいませんけれど生活支援専門でやる方については短時間で出来るような形で見直しの方が進んでおります。

- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 松本委員
- 11番 松本委員 旧ヘルパーの事ですね。
- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長
- 小笠原高齢者福祉係長 そうです。旧2級のヘルパーのことが初任者研修になっております。
- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはどうでしょうか。唐澤委員
- 12番 唐澤敏委員 基本的な事ですが、身体的拘束とは具体的にどういうことを措置されるのか分からないのでお願いします。
- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長
- 小笠原高齢者福祉係長 身体的拘束ですと、まず一つとしては部屋自体を施錠してしまうとか、ベッドにベルトで固定をするというのが主な身体的拘束の内容となります。
- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 唐澤委員
- 12番 唐澤敏委員 その辺を指針とか適正化とか具体的にどんなふうな状態でどんなふうにして適正化という事をもう少し具体的にお分かりになりますか。
- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長
- 小笠原高齢者福祉係長 これまではそういった指針がなかったという事で、やはり身体拘束を防がなければならない、やむを得ない場合については出来るという形にはなっております。それを施設ごと必ず明確化してこういった3ヶ月に1回でも会議をして振り返りを行う中で拘束しないようにというような所で施設を含めて当然外部も含めて検討していくというところで、今回国の指針の方で追加となった部分となっております。
- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 ちょっとよろしいですか。先ほど共生型について障がい者を併せて受け入れられるという事でのお話、私もよく分かりませんが障がい者の範囲はどんな範囲になりますか。3障がいの方とか要するに受け入れられる範囲。係長
- 小池障がい者福祉係長 共生型サービスという事で、先ほど小笠原の方から話もありましたけれど、障がい者のための人員配置を増加した形で障がい者の方3種別とも受け入れをすることができます。介護度ではないですが、障がいの方で障がい支援区分がございまして、それに応じた単価設定になっておりますので施設の方で受け入れ可能であればその方々を受け入れていただき、それに見合った単価をお支払することが出来ます。それから、先ほど小笠原のほうでも説明しましたが、そういうことになると一番やっぱり福祉の現場で支える支援員、人の手配の方が現場では大変になってくるという事がありますので、今町独自で高齢者福祉施設を基準該当として障がいの方が使えるような制度でやっていますので、そういったものを使った方が現場としては多くの人を配置しなくて良い形で受け入れ易いという観点から当面は多分そういう形で進んでいくと予想しております。
- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 小出嶋委員
- 10番 小出嶋委員 今の共生型の町独自でやっているのは、障がいの方と言うのは高齢の方も結構いるのですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小池障がい者福祉係長 ただ今障がい者の方で基準該当として高齢者施設を、例えば具体的に申しますと「ゆとり荘」さん「なの花」さんが使っておられます。介護保険の年齢の65歳以上になっている方もいますし、そうじゃない方も混在しています。介護保険の単価の方が基本的には障がいの今の現単価より高いのでそういう所で見合う分の差が少し出てしまうものですから、そこにつきましては町単独で独自財源で高齢者の単価にあったものをそこまで底上げをしてお支払いをしている実情でございます。利用されている方が、ただ今「ゆとり荘」の方で2名。それから「なの花」さんの方で1名という形でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他には何かございますか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑終わり、討論行いますが、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決をいたします。議案第21号 箕輪町指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨をご報告させていただきます。

続きまして議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計予算福祉課に係わる案件についてを議題といたします。課長、細部説明をお願いいたします。

○安積福祉課長 それでは一般会計の当初予算ということで議案第25号でございます。担当の係長から順次説明をさせていただきます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○那須社会福祉係長 では予算に関する説明書の方でですね、説明をさせていただきます。

71ページをご覧ください。歳出の方から説明させていただきます。03款 民生費1項1目301の社会福祉総務費でございます。こちらは人件費福祉医療給付費業務委託に係る手数料、福祉医療給付金の貸付金、民生委員児童委員の関係の経費、各種団体への補助などを計上しているものでございます。1枚おめくりください。72ページになります。301福祉センター管理費でございます。こちらは社会福祉総合センターの管理費となりまして指定管理料、耐震診断業務委託ということで今回計上しております。指定管理者につきましては29年度までは社会福祉協議会、平成30年以降につきましては今回シルバー人材センターさんの方から指定申請をいただいているところでそちらの方への予定をしております。福祉総合センターの耐震診断業務を今回まだやってないものですからそちらの方を計上しまして、今後2階も含めた活用、補強等も今後考えていく予定でございます。続きまして304町社

会福祉協議会の補助金でございます。こちらは全体で委託料としまして983万3,000円ということで地域福祉ネットワーク事業の委託料、支え合いマップの作成とかですね、ボランティアセンター関係、障がい者支援関係、ひとり暮らし老人関係等ですね、委託料として計上しております。また補助金の方では社会福祉協議会の運営費補助金ということで4,605万5,000円を計上してございます。続いて73ページをご覧ください。306医療費給付事業費でございます。こちらは乳幼児、児童、障がい者、母子、父子家庭に対する医療費扶助を計上してございます。310町単独医療費給付事業費でございますがこちらは児童、障がい者に対しましての医療費扶助でございます。

○小池障がい者福祉係長 続きまして0312町単独社会福祉事業費でございます。こちらにつきましては印刷製本費としましてタクシー助成券等の印刷、それから使用料、賃借料といたしましてそういったものの利用料、それから国保連への適正な請求かどうかを審査するためのソフトの賃借料、また上伊那の障がい者のスポーツ大会等がございますので、市町村ごと負担金をお支払いするというような形、それから20の扶助費としまして各種障がい者の方における補助金、福祉金をそちらの用に出しまして都合1,239万8,000円をお願いしたいところでございます。めくっていただきまして0317心身障がい児者支援事業費でございます。こちらにつきましては扶助費でございますが、心身障がい児者のタイムケアという時間外のサービスを提供するもの、それから小児慢性特定疾患児の日常生活用具給付ということでそういった用具を給付するということ、それから軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業という形で補装具、日常生活用具で見れない部分の独自の部分の県補助がありながら購入助成をする事業でございます。その計が134万1,000円でございます。

○那須社会福祉係長 続いて2目、320町単独老人福祉事業費でございます。こちらは長寿者訪問に掛かる経費、上伊那福祉協会高齢者施設の建設債務負担金の計上、またシルバー人材センターへの補助金、介護福祉券に掛かる経費などを計上しているものでございます。では75ページになります。一つ飛ばしいただきまして一番下ですね、322老人クラブ活動助成事業費でございますが、こちらにつきましては長寿クラブの活動に対する補助ということで計上しているものでございます。

○小笠原高齢者福祉係長 おめくりいただいて76ページになります。0323高齢者等生活支援事業費になります。こちらにつきましては町単独の高齢者支援事業費になっております。主なものにつきまして説明いたしますけれども、13の委託料の上伊那成年後見センター委託料ということで、こちらは高齢者分ということで151万8,000円計上しております。続きまして19-02補助金になります。地域ふれあいサロン支援事業補助金になりますけれども、こちら29年度から新規事業ということで2年目になりますけれども既に新規サロンも含めて現在27サロン登録をされております。こちらにつきましてまだ申請していない部分、サロンございますし、まだ残額あるサロンもございますので30年度につきましては100万円計上させていただきます。

○那須社会福祉係長 325家族介護等支援事業費でございますが、こちらの方在宅で介護さ

れている方を対象とした介護支援、やすらぎチケットの関係や重度要介護高齢者等介護手当等を計上しているものでございます。

○小笠原高齢者福祉係長 続きまして0329 高齢者生活支援ハウス運営費になります。委託料としまして942万6,000円を計上しております。こちらグレイスフル箕輪内にございます生活支援ハウスの運営委託料として現在10室ございますけれどもそちらの運営経費に掛かる委託となっております。

○那須社会福祉係長 77ページをご覧ください。2目、332 老人福祉施設入所措置事業費でございます。こちら老人福祉施設への措置入所に掛かる経費でございますが、4人計上ということで4人分の予算を計上しておりますが平成30年2月より一人増えまして今現在は4人町の方で措置している形となっております。333 介護保険事業運営費でございます。こちらの方は介護保険特別会計への繰出金、社会福祉法人等による利用者負担軽減補助を計上しているものでございます。

○小池障がい者福祉係長 続きまして0351 障がい支援区分認定等事務費でございます。こちらにつきましては主なものは人認定調査に掛かる人件費、それからそれを判定していただくお医者さんの意見書の作成手数料、また審査会上伊那広域連合で行われておりますのでページをめくっていただきましてそういったものを一切含めた額が527万2,000円をお願いをしたいというところございます。続きまして78ページですが障がいにつきましては以前からご連絡というかお話をさしあげているとおりでございますけれども、3本の障がいを支えるサービスがございます。0353 介護給付費と書いてありますが、これが実際のサービスの内容でございます。0355 自立支援医療等事業費、これが医療費補助でございます。0356、これがものですね、現物ということで補装具ということで義手、義足、車いす等、この三つにつきましては国の法律等で義務化されておりますので財源として2分の1が国庫補助で4分の1が県の補助、4分の1が単独費といったところございまして、そちらに記載のとおり額を本年度予定させていただいております。また0353のところにつきましては今年度も約4億円というような形にはなっておりますが、当初予算の編成の都合上このような金額をお願いをさせていただき、年度途中でまた補正をお願いすることになればまたご説明をさせていただきたいと思っております。また医療費補装具等もその年々によりまして差異がございますので昨年度の実績を考慮しそのような金額を計上させていただきました。

続きまして0357 地域生活支援事業費ということでございまして、これは先ほどの0353に上乘せと言いましょか、地域独自でというような形で基本的には国が2分の1、県が4分の1で同じようなサービスを提供するというにはなっているんですが、こちら方は上限額という一定基準が国、県の方から示されてしまいます。それ以上に掛かる部分は単独費で大きな補わなければいけないというような形になり、例年で言いますと実情としては51%、52%くらいが国県の補助、49%、8%くらいが単独費というような形で補助をするようなものとなっております。地域生活支援事業の中には主に掛かっているものは今申

し上げた20の扶助費というような形で独自のサービス、独自と申しましても大体上伊那でそろっておりますのでこのようなものをお支払いさせていただいております。またページ進みますが79ページ、0359地域活動支援センター事業費ということでございまして、こちらにつきましても13の委託料の中の地域活動支援センター運営委託料868万4,000円、これが「みのわ〜れ」の部分でございましてそれ以外にかかわるものにつきましては別資料の紙をまたお配りしておりますし、この後でまたご説明もさせていただきますけれどもそれに外のものにつきましては、「みのあ〜る」という新たに目標としております障がい者施設に掛かる経費でございまして。

○那須社会福祉係長 ページ飛びますが90ページをご覧ください。4款 衛生費、1項1目、0409の献血推進費でございまして。こちらの負担金でございましてが郡市献血推進協議会の負担金、前年並みの3万円を計上してあるものでございまして。歳出の説明につきましては以上でございまして。続きまして歳入の方の説明をさせていただきます。では14ページをご覧ください。14款 分担金及び負担金、2項3目 民生費の負担金です。では老人福祉施設の入所措置事業負担金としまして132万円を計上してあるものでございまして。

○小笠原高齢者福祉係長 続きまして説明の5になりますけれども、高齢者生活支援サービス負担金ですが、こちらは町のベッドの貸し出しの利用料ということで3万5,000円となっております。その下の10町単独老人福祉事業利用者負担金になりますけれども、こちらは町の軽度生活支援事業の利用者負担金という形になっております。では続きまして16ページをお願いをしたいと思います。15款 使用料及び手数料の1項3目 民生使用料のうち3節 高齢者福祉施設使用料になりますけれども01の生活支援ハウス使用料ということで、こちらの方生活支援ハウスの所得に応じた使用料ということで81万6,000円を計上してございまして。

○小池障がい者福祉係長 ページをおめくりください。19ページをご覧ください。16款 国庫支出金1項3目4節になります。自立支援事業費負担金でございまして。こちらにつきましては先ほど申し上げましたように介護給付費としてサービスの国庫負担分として2分の1、それから補装具の負担金として2分の1、下に参りまして自立支援医療の事業費として2分の1、こちらの金額を収入を見込んでおります。めくっていただきまして20ページでございまして。16款 国庫支出金、2項3目3節の細節1ということで地域生活支援事業費につきましても予算上は2分の1を見込みまして、地域独自のサービスの給付費の歳入を見込んでございまして。ページをお進みください。21ページです。16款 国庫支出金、3項2目第1節 社会福祉費委託金という中の4節でございましてが特別児童扶養手当系事務取り扱い交付金としまして、こちらにつきましてもこういった手当を県の事業の代行で事務取扱をさせていただいておりますので年度末に件数に応じた収入を箕輪町の方へ歳入として受け入れるものでございまして。めくっていただきまして22ページでございまして。17款 県支出金、1項3目4節 自立支援事業費負担金、細節のところでございますが先ほど申し上げたもののすべて国の2分の1、都合4分の1という形になりますけれども介護給付費サービス



の分、補装具交付等事業費、補装具の現物支給の分 0355 自立支援医療等事業費ということで医療費の4分の1分でございます。さらに下に参りまして2項3目民生費県補助金、1節 社会福祉費補助金の中の細節01 地域福祉総合助成金ということで先ほど県独自の事業という形でご説明しましたが、心身障がい児者支援事業費として県の方から2分の1の負担、それからその下の部分でも同様でございますが6万8,000円の2分の1負担ということで歳入を見込んでおります。

○那須社会福祉係長 続いて02 福祉医療費給付事業補助金でございます。全体で4,760万円を予定しておりますが、福祉医療事務手数料の補助金、審査集計事務手数料の補助金、また国保連の関係の補助金と支払い基金の補助金、乳幼児医療給付事業の補助金、障がい者医療給付事業補助金、母子家庭医療費給付事業補助金、父子家庭医療費給付事業補助金、65歳以上障がい者医療費給付事業補助金ということで全体で4,760万円収入を見込んでおります。07 介護保険事業の補助金につきましては運営費としまして県からの支出金でございます。11 介護予防・生活支援事業の補助金でございますが、こちらは老人クラブ活動助成の事業費ということで収入を見込んでいるものでございます。

○小笠原高齢者福祉係長 続きまして13の老人福祉総合対策助成事業補助金ですけれども、高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金ということで県の住宅改修事業を使った場合の2分の1補助ということで、31万5,000円を見込んでおります。

○小池障がい者福祉係長 そちらの4行下になりますけれども先ほどご説明しました地域生活支援事業費の県分の4分の1の歳入を見込んでおります。

○那須社会福祉係長 ページと飛びますが見25ページをご覧ください。17款 県支出金、3項3目 民生費委託金でございます。こちら社会福祉総務費委託金としまして民生児童委員の交付金が県からの支出としてございます。382万2,000円を見込んでいるところでございます。ではまたページ飛びまして27ページをご覧ください。18款 財産収入1項1目の財産収入でございますが区分としまして土地建物貸付収入の4段目ほどですが、デイサービスセンター及び老人福祉センター貸付収入ということでこちら町の施設ゆとり荘老人福祉センターの関係でございますが、デイサービス事業等収益事業で利用する部分に対する土地建物貸付収入を70万円見込んでいるものでございます。1枚おめくりいただきまして29ページをご覧ください。19款 寄附金、1項3目 民生費寄附金です。こちらは遺志金寄附金ということで14円見込んであるものでございます。では1枚おめくりいただきまして30ページになります。20款 繰入金でございます。2項11目 福祉基金からの繰入金でございますが679万4,000円見込んでおりますがこちらはですね、福祉センターの耐震診断業務へ充当するため繰り入れるものでございます。では1枚おめくりいただきまして33ページになります。22款 諸収入でございますが3項3目 福祉医療給付金貸付金の元利収入としまして301の社会福祉総務費の貸付金と同額を166万5,000円を見込んでいるものでございます。説明は以上でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 細部説明をいただきましたので質疑を行います、質

疑ございませんか。松本委員

○11番 松本委員 76 ページ民生費の生活支援ハウスのところですが、毎回聞いて申し訳ないんですが、グレイスフルの実質借りている所なんですが今は何室ですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小笠原高齢者福祉係長 10室ございまして、現在入居者が6人おります。29年度中お一人亡くなられて新たにお一人新規で入居がございました。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。大槻委員

○2番 大槻委員 長寿クラブに対する補助金等がございしますが、これは例年並みという解釈でよろしいですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○那須社会福祉係長 おっしゃる通りで例年並みの計上でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 議長

○15番 木村議長 72 ページのところには社会福祉協議会補助金とありますが、その中の希望の旅事業は社協で行っている事業ですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○那須社会福祉係長 希望の旅事業につきましては、社会福祉協議会で行っている事業でございます。29年度もございました。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 関連してよろしいですか。その事業については町からは要望等は特に届いておりませんか。以前は、日帰り、1泊両方あって、これは予算はどちらになりますか。委託しているので内容は分からないか。課長

○安積福祉課長 基本的には委託料ですので、内容をこと細かに指定してお願いしている訳ではありません。ただ、1泊とか日帰りとかの選択はあるようですけど、そのことは利用者の皆さんのご意見も聞いているが、1泊で行っている所は上伊那留まらず長野県内でもほとんどないのが実態です。それから利用される方の障がいの程度とか、正直な話なかなか大変な事業になっているという事で、夜中の救急車を呼ぶのは当たり前になっているとか、ボランティアの皆さん相当頑張っていただいているのは承知をしているが、考える時期に来ているという事で29年度から予算の面でも若干調整をして様子を見ている。基本的には現在の状況からいきますと、あまり遠くない所での日帰りに落ち着くのかなと見ております。それに対応できるだけの予算を計上したということでございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 何か他にはございますか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 今のところの社協への補助金ですが、1,100万円減ったのは人件費の関係でしょうか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○安積福祉課長 比較して1,100万円減になっていますが、これは派遣職員の人件費でございまして計上する科目を変えたものですから、その分が単純に落ちているということです。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 松本委員

○11番 松本委員 先ほどの希望の旅の旅行なんです、私のところに毎回言ってくる人がいまして復活してほしいと、何か実際に関係の人から要望はありましたか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○安積福祉課長 直接町の方へ要望をいただいていることはありません。実際の運営は社協のほうへ委託しておりますので、そちらに意見が上がっている事は聞いておりますけれども全体の意見と言うか一部の方の意見と言うこともあろうかと思えますし、それからある程度利用者される方が固定化してきているところがありますので、昔と違いまして旅行とか小旅行とかある程度出来る環境の方もいらっしゃるという事の中で従来の形を続けていくことも如何なものかと少し思いまして結局今の形で落ち着いているという事でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。唐澤委員

○12番 唐澤敏委員 79ページの障がい者地域活動支援センターサテライト運営委託料の関係50万ですが、先日的一般質問の中でも説明いただいたんですが、折角ここに資料があるので今ここで予算内容として説明していただいてよろしいですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小池障がい者福祉係長 お手元にお配りした資料に添って事業の概要をもう一度ご説明させていただきます。いこい希地153の1階をお借りしまして障がい者を中心とした居場所を設けてまいります。そちらはTMOの基地でございますのでTMOの妨げとならないようにスペース、時間帯を有効活用していくというコンセプトで考えました。温かみのある支援員が常時いまして、障がい者の話し相手となって平日、日中にふらっと立ち寄れる場を創出したいと考えております。障がいは皆様ご存知のように十人十色という事で支援員の資質によって参加者が大きく変動するという事で、この人が居れば来ない、この人が居るから来るみたいな形で安定した集まりを作ることが大変難しいという風に「みのわ〜れ」を運営していく中でも思っている所です。当面この場所を借りて、あり方について研究して必要に応じて規模拡大とか規模縮小とか必要不要も考えまして整備をしていくという事で、スタートという事で研究、最低限の費用で行いたいという所が原則でございます。「みのあ〜る」という名前につきましては、議会の中でも説明があったかと思いますが、実の有る施設になってほしいという願いと、「みのわ〜れ」との連携という所から「みのあ〜る」という名前をつけさせていただきました。開館日、時間につきましては、平日の10時30分から16時の間、平日の祝日やTMOが最初からイベントを行う時、年末、お盆等はお休みをさせていただきます。使っていただける方については、初回に簡単な登録票を書いていただきますが無料でどなたにも使っていただく町内外と問わずどなたでも使っていただく事が可能と考えております。そこにいる支援員につきましては、役場で今も非常勤職員募集をかけておりますけれども、2名体制で2名雇用で行いたいと思っております。1名ですとやはりこの方が良ければくるけれど、その方が悪ければ来れない形にもなりますの

で複数体勢でいきたいと考えております。また、ある程度定着してまいりましたら、傾聴ボランティア一人では大変だという事もありますので、将来的には広げていきたいと思っています。そちらにいらしていただいたお客様、来場者の方には、簡単なお茶と飴お菓子一つくらい程度で何かしら提供しながらゆっくりお話聞き取り、特に作業とかイベントとかそちらでやることは考えておらず、そういったものにつきましては「みのわ〜れ」のほうを活用したいと思っております。

裏ページになります。設備につきましては、真ん中に写真も載せてありますが、大体これ位の広さでございますので28.8㎡、2階もあります。2階の方が未使用という事で1階のみの使用を考えております。トイレや簡単な水回り、空調設備等もきちんとございましてただ駐車場が無いのが残念なんですけれど、そちらにつきましてはコンビニ、銀行、郵便局、役場、駅それからコミュニティセンター、体育館駐車場ありますしバスの停留所も近いということもありますし、そして開館時間の中ではみのちゃんバスが7回、国道を通る伊那本線も7回、つどう14回この近所にバスも寄っていただけるという事で町の中では最高立地の場所という形で障がい者の方々、なかなかご自身で行くというのはハードルが高いかもしれませんが、箕輪町提供できる最高の立地の場所で考えさせていただいているところがございます。それから、先ほども唐澤委員さんからもお話がありましたが、50万円という委託料のところはその下の部分でございます。「みのわ〜れ」との連携といったところでして、「みのわ〜れ」の支援員が週に1回必ず来まして、お茶や飴の補充や利用者のお顔を見ながら「みのわ〜れ」に出れる方をお誘いをしていくという事もやります。一時的な物品であれば「みのわ〜れ」と共有利用もできますし、それからこの50万円の中で町で備品購入をしてまいりますと新しい物品を買っていくということになると150万から200万位掛かってしまうのですが、キャビネットや机、冷蔵庫とかお古の物でも良いので2年位は最低使えるものを集めていただいてレンタルをするような形やこういった物に掛かる人件費を含めて50万円以内で「みのわ〜れ」にお願いしている、労協ながのさん1社随契をしながら最低限のコストで進めたいという事から委託料として計上しているものでございます。

0357 先ほどの予算の説明書、0359です。ね申し訳ございません。説明書79ページ中段の部分にございますが、01非常勤職員の報酬につきましては、これはお二人分184万4,000円。これは町で雇用します人件費。それからその方々に対する費用弁償という事で通勤手当等の関係が8万6,000円。それから消耗品としましてトイレトペーパーですとかそういったような物を10万円。冬場につきましては、補助暖房という事で暖房施設等もTMOさんの協力でファンヒーターもお借りできるんですが、燃料はこちらの方で見るという事、それからいざという時のために携帯電話も町で契約をし、連絡を取れる体制という事で携帯電話の使用料も5万4,000円。それから汲み取り簡易水洗ですので下水道ではないのですが、簡易水洗ですのでそちらの汲み取り手数料で7万2,000円。先ほど説明をした労協ながのさんへの委託料という事で50万円。TMOさんの方で格安でお借りすることが出来

たのですが、電気代水道料込みで月1万円で12万円の賃借料をお支払して向こう1年間ないし2年間で研究をさせていただきたいという予算計上でございました。説明は以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○12番 唐澤敏委員 最後の方でお話になったんですけど、ある意味では試行的にやっていくというイメージですかね。それと基本的には「みのわ〜れ」から障がい者の方がこちらのほうへ来るとか、障がい者の方がこちらのほうへ来て、そこが楽になるから見学とかいうのではなくて、そこは基本的においというプラスサテライト分という形で考えておられる、そういう事でよろしんですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小池障がい者福祉係長 そのとおりで結構でございます。みのわ〜れ」は、やはり障がい者にとってみると、すみません。これから目指すべき障がい者、健常者がノーマライゼーション理念の下、ああいう形で将来的には過ごしていただけるのは良いと思うんですけども、やはりハードルが高いという事でスモールステップをもう一段スモールステップを作ってほしいというようなご意見ご要望からこのようなものを試験的に作り、そして定着すればこの形もありかなと思うんですけども、やはりあまり利用者が少ないとかですね、ちょっとどうなんだというご意見も上がればそちらの方は検討してまいりたいということでございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○9番 唐澤千洋委員 この中には災害保険、とそういうものは入っているか。駐車場という事の対応は。火災保険も。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小池障がい者福祉係長 すみません。火災保険につきましては、TMOさんが賃貸借契約の中で掛けておられ、私たちはTMOさんから利用料としてお支払するという事でその施設を借りるという事ではなくて、先ほども申し上げましたけれども、平日のある時間帯を松島コミュニティセンターを昼間お借りするので利用料をお支払するみたいなそんな形ですので、直接その建物との賃貸借契約は町では結びませんのでそういった施設に対する利用料としてお支払し、もし火災等が起きればそちらの方の保険等で対応していただくと、勿論火災等は起こしませんし、火気につきましては一切この中にございませんで、お湯につきましては電気ポットでお湯を沸かす、ガス製品についてはこちらのほうにございせん。

それから駐車場のご質問につきましては、こちらの中にも書いてあるんですけども、あの裏に金星さん、箕輪花園さんの駐車場があるんですけど、1台分は長時間でなければ置くことは出来るという形にはなっているので、その辺は1台分くらいだったら利用者の方が来て置いておくことは出来ますし、支援員も町民体育館周辺の駐車場を使いまして、そこから回っていただいても3分、5分ですのでそちらのほうから歩いていただく、若しくは利用者の方も長時間使いたい場合は近隣の公共施設の駐車場を利用するといった形でござ

います。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 松本委員

○11番 松本委員 名前のことなのですが、もう決まっているので色々言うのもおかしい話なのですが、非常に似ているんですよ「みのわ〜れ」と「みのあ〜る」がね。初めていう人には必ず説明を添えて言うとか、よく伊那で「いなっせ」と「きたっせ」という、今伊那ではそれと似た名前は付けるなという事もあるようだが「きたっせ」でやる場合は必ず下へ「いなっせ」ではありませんという、そういう風にして非常に間違える人がいる。これもこういう事が考えられると思いますのでこの名前を付けるときに何か意見は出ましたでしょうか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小池障がい者福祉係長 貴重なご意見ありがとうございます。こちらにつきましては、まず名称につきましては、やはり「みのわ〜れ」に通っておられる利用者アンケートという事の中から、こういう施設連携があった方がよいねと言った話から検討させていただいてこのような名前になっております。「みのわ〜れ」と是非連携があつてわざと似たような名前を選択してあります。それでこちらの施設につきましては、障がいの方がメインになって集まって、そこで開放したりとかそういう事ではございませんので基本的にはあそこの所に、外にも看板を出したりとか障がい者の居場所と書いたら良いのでしょうか、何と書いたら良いのでしょうか、何かしらの障がいの方が集まるという場所の看板を出したりしますので、まず名前についてはわざと連携を取れるために近似値の名前を付けたというのはアンケート等からいただいた意見の中から付けさせていただきました。先ほど申し上げたように、1年2年研究という事の中で使っている中で名前が紛らわしいという事になれば今後新しい施設にもし発展的になった時にまた検討の余地はあるのかなと思っております。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 よろしいですか。この「みのあ〜る」の事については質問を終わりますが、他には全体を通してございますか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑終わりました。討論行いますが、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決をいたします。議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計予算、福祉課に係わる案件について、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、その旨を本会議で報告をさせていただきます。

議案第28号 平成30年度箕輪町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

細部説明をお願いいたします。課長

○安積福祉課長 それでは議案第28号 介護保険の新年度予算について担当の方から説明させていただきます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○那須社会福祉係長 では引き続き予算に関する説明書に基づき、説明をさせていただきます。ページが介護の15ページですね。歳出の方から説明させていただきます。では1款総務費になります。1項1目3100一般管理費でございます。こちらにつきましては介護保険事業事務に掛かる経費としまして人件費やシステム使用料、広域連合の負担金などを計上したものでございます。1枚おめくりください。2項1目3102賦課徴収費です。こちらにつきましては介護保険料の賦課徴収に掛かる経費としまして郵券料等を計上しているものでございます。続いて3項2目3106の認定調査等費でございます。こちらは介護認定調査に掛かる経費としまして非常勤職員の報酬等を計上しているものでございます。続きまして17ページをご覧ください。3項3目3107認定調査会共同設置負担金としまして、上伊那広域連合への負担金を計上してございます。続いて4項1目3109の趣旨普及費でございます。こちらは介護保険制度の案内冊子の印刷代を見込んであるものでございます。5項1目3110包括支援センター運営委員会費でございます。こちらは運営協議会費の報酬としまして7万2,000円を計上してございます。1枚おめくりください。18ページになります。2款 保険給付費でございます。こちら3111介護サービス等諸費、3119の介護予防サービス等諸費、3125審査支払手数料、また19ページにいけますが3127高額介護サービス等費、3128の高額医療合算介護サービス等費、3150特定入所者介護サービス等費を見込んでおりますが、こちら全て平成29年度の実績見込み値によりまして認定者数の伸び率等を考慮して算出し計上させていただいているものでございます。

○小笠原高齢者福祉係長 おめくりいただきまして20ページをお願いしたいと思います。5款の地域支援事業費になります。3151介護予防・生活支援サービス事業費になります。こちら29年度から開始いたしました総合事業に掛かる費用になっております。13の委託につきましては訪問Cサービス、より短期のリハビリテーションに掛かる委託料と通所A2サービス、これは従来いきいき塾がこちらになります。3152介護予防ケアマネジメント事業費ということで、こちらは総合事業のみを利用される方に対する介護予防ケアマネジメント、いわゆるケアプランを立てる部分の費用となっております。大きなところとしましては13の委託料になりますけれども、こちら介護予防ケアマネジメント委託料ということで本来であれば地域包括支援センターの職員がすべてのケアマネジメントを行うところ

でありますけれども、人員体制等もありまして町内外の19の事業所の方に委託をさせていただいております。

続きまして21ページでございますけれども、19-03 交付金になります。介護予防ケアマネジメント等費ということで、こちらは介護予防のケアマネジメントを1月当たり4,300円になりますけれどもそちらの費用となっております。続きまして3153 一般介護予防事業費になります。こちらは介護予防事業に掛かる経費となっております。大きな支出等は人件費等含めましてそういった形になっておりますけれども、おめくりいただきまして22ページをお願いしたいと思います。まず委託料としまして膝と腰にやさしい体操教室委託料ということでこちらの方34万6,000円計上してございます。続きまして14-1 使用料及び賃借料の中で外出支援券の利用料になりますけれども、こちらは2,000円分の外出支援券を70歳以上の高齢者と70歳未満の長寿クラブ加入者の方に配付をしております。平成30年は5,450人を見込んでおりますけれども実はこれまで3153の方と一般会計の方で0425で後期高齢者の方で200万円補助の制度がございまして、こちらの方で約700万で一般会計の方で約200万計上していたわけですけれども、29年度でいわゆる一般会計の後期高齢の補助金が廃止ということで200万円こちらの介護保険特会の方に計上ということで増額という形になっております。

続きまして3154 包括的支援事業費になります。こちら主に地域包括支援センターの運営経費ということで職員の給料、また非常勤職員の報酬が主になっております。主なものにつきましてですけれども、23ページをお願いをしたいと思います。13 委託料になりますけれども介護予防支援委託料ということで、こちらについては総合事業以外の要支援1、2の方で介護予防サービスを使われている方についても本来であれば包括支援センターがケアマネジメントをするわけですけれども、人間的な部分ございまして事業所に委託している部分の委託料となっております。続きまして14の使用料及び賃借料という中で新規になりますけれども、相談記録管理システム使用料等ということで、これまでカルテ等については手書きのカルテを使っておりましたけれども今後包括的支援という中で、包括だけではございませんけれども他の事業所ですとか役場庁舎内も含めまして家族支援ということを考慮しまして相談記録管理システムを新たに導入したいということで175万8,000円計上しているところでございます。また合わせましてその下、備品購入費ということでこちらシステム使用料に伴いましてサーバーも必要ということでサーバーの備品購入ということで74万6,000円計上してございます。

続きまして19 負担金、補助及び交付金ですけれども大きなものとしまして、民間職員受入負担金ということで620万計上してございます。こちら29年の10月から上伊那生協病院から作業療法士の方を受け入れておりますけれども、こちらについても引き続き介護予防また包括ケアシステムの推進ということで引き続き受け入れの方を1年継続したいと考えております。続きまして3155 任意事業費であります。こちらは地域支援事業に伴いまして市町村ごと任意で行う事業の主な経費となっております。主なものとしましては13の委



託料中でございますけれども、認知症見守り支援事業委託料ということでいわゆるスマイルサポートと呼ばれているものになりますけれども、認知症サポーターの養成ですとか地域で見守りのネットワークづくりということで372万4,000円計上しております。おめくりをいただきまして24ページになります。3156 在宅医療・介護連携推進事業費になります。こちら主に在宅医療介護連携の事業になりますけれども今回新規の部分がございまして、まず非常勤職員報酬になりますけれども、在宅医療介護連携相談員ということで0.5人分になりますけれども新規に計上してございます。こちら地域支援所の方で平成30年度までに市町村には必ず1カ所は在宅医療介護連携の窓口を設置すること、という形になっておりますので、これについては箕輪町としましては包括支援センター内に設置をするということで人件費を計上してございます。

続きまして3157 生活支援体制整備事業費になります。委託料としまして生活支援体制整備事業委託料ということで、これまで26年度から社会福祉協議会の方に委託をしておりますけれども生活支援サポーターの養成ですとか、あとは生活支援コーディネーターということで社協の職員7名の方にコーディネーターということで各地区に張りついでいただきまして事業の方推進しております。そちらの方の委託料としまして847万円計上しております。続きまして25ページになります。3158 認知症総合支援事業費になります。こちら認知症支援のための費用になりますけれども、新規としまして13の委託料になります。認知症カフェ委託料ということでこれまで町の直営で認知症カフェを行ってございましたけれども、各民間の事業所の方にも30年度からは委託していきたいということで、12万円計上しております。続きまして3159 審査支払手数料になります。こちらは総合事業の利用に対しまして講演を委託しております審査支払手数料となっております。

○那須社会福祉係長 1枚おめくりください。26ページになります。6款 基金積立金の3133 介護保険給付準備基金の積立金です。こちらは当初予算の方では預金利息を予定している預金分を計上してあるものでございます。27ページをご覧ください。9款 諸支出金でございます。3138 第1号被保険者保険料還付金につきましては29万8,000円ということで、前年並みに見込んであるものでございます。3139 償還金でございます。こちらは過年度国庫支出金等返還金ということで前年並みに見込んでございます。1枚おめくりください。28ページになります。10款 予備費でございます。3147の予備費でございますが、前年並みに見込んであるものでございます。歳出の説明につきましては以上でございます。続きまして歳入の説明をさせていただきます。資料3ページをご覧ください。1款 保険料でございます。こちら第1号被保険者の保険料、介護給付費増額の財源としまして負担割合の23%見込んであるものでございます。1枚おめくりください。

○小笠原高齢者福祉係長 続きまして2款の分担金及び負担金になります。まず1節の介護予防事業負担金でありますけれども、こちら総合事業に掛かる利用の個人負担金と一般介護予防事業費とって膝と腰にやさしい体操教室の負担金という形になっております。続きまして3目の包括的支援事業・任意事業負担金でありますけれども、こちらは任意事

業負担金ということで成年後見の申し立て費用ということで、一旦は町長申し立ての場合につきましては町が負担するわけですが、本人に負担能力がある場合については本人負担とすることができますので、そちらの負担金を計上してございます。

○那須社会福祉係長 5ページをご覧ください。3款 使用料手数料です。2目の督促手数料ですが3万円ということで前年並みに見込んであるものでございます。続きまして6ページをご覧ください。4款 国庫支出金です。1項1目 介護給付費負担金です。総給付費に法定負担割合20%を見込んであるものでございます。2目 低所得者保険料軽減負担金につきましては国の関係は2分の1見込んであるものでございます。2項1目 調整交付金でございます。こちらにつきましては財政調整交付金ということで約5%見込んであるものでございます。

○小笠原高齢者福祉係長 続きまして2目 地域支援事業交付金（介護予防事業・日常生活支援総合事業）になりますけれども、こちらは右にございます説明の科目の対象事業費の25%の交付金となっております。続きまして7ページの地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）になりますけれども、こちらは右の説明にございます五つの科目の対象事業費の38.5%が国庫の交付金となっております。

○那須社会福祉係長 1枚おめくりいただき8ページをご覧ください。5款の支払基金交付金です。1項1目 介護給付費交付金でございます。こちらは第2号被保険者分の負担になります。右にあります事業費の27%分を町へ交付いただくものでございます。

○小笠原高齢者福祉係長 続きまして2目の地域支援事業支援交付金になりますけれども、こちら右の説明にございます四つの科目の対象事業費の27%の交付金となっております。

○那須社会福祉係長 続きまして9ページをご覧ください。6款 県支出金、1項1目 介護給付費負担金でございます。こちら右の事業費の12.5%を見込んであるものでございます。続いて02目 低所得者保険料軽減負担金でございます。こちらが右側にあります事業費の4分の1を見込んでございます。

○小笠原高齢者福祉係長 続いて3項1目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）になりますけれども、こちらは右の説明にございます四つの科目のうちの対象事業費の12.5%の交付金となっております。続きまして2目の地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）になりますけれども、こちらは右の五つの科目の対象事業費のうち、19.25%が交付金となっております。

○那須社会福祉係長 1枚おめくりください。10ページをご覧ください。6款 県支出金の4項1目 総務費委託金でございます。こちらは生活保護第2号被保険者認定調査委託金として計上してございますが、こちらの方は保健福祉事務所から町への認定調査の委託金として収入を計上してあるものでございます。続いて11ページでございます。10款 繰入金、1項1目 介護給付費繰入金でございますがこちらにつきましては右側にあります事業の12.5%を計上してあるものでございます。

○小笠原高齢者福祉係長 続きまして2目の地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支

援総合事業)になりますけれども、こちら右の四つの科目の対象事業費の12.5%の繰入金となっております。続きまして3目の地域支援事業繰入金(総合事業費以外の地域支援事業)になりますけれども、こちらは右側の五つの科目の対象事業費のうち、19.25%が対象の繰入金となっております。

○那須社会福祉係長 続いて4目 低所得者保険料軽減繰入金でございますが、こちらは対象事業費の4分の1を見込んであるものでございます。続いて5目 その他一般会計繰入金につきましては事務費に掛かる繰入れということで町が負担するものということで全額見込んであるものでございます。1枚おめくりください。12ページになります。11款 繰越金でございますが繰り越しにつきましては前年並みに見込んでございます。13ページをご覧ください。13款 諸収入です。1項1目 第1号被保険者延滞金につきましても前年並みに見込んでございます。続く預金利子につきましても前年並みに見込んでございます。また、4項5目 第三者納付金、6目 返納金につきましても前年並みに計上させていただいております。

○小笠原高齢者福祉係長 続いて07目 雑入になりますけれども、まず雇用保険料本人負担分につきましては非常勤職員につきまして法定割に基づいた本人負担分の計上となっております。続きまして2の居宅介護サービス計画費収入になりますけれどもこちらは介護予防ケアマネジメント、また包括的支援事業費の方でいわゆる要支援1、2の方と総合事業対象者の方につきましてすべて包括支援センターがプランを立てることになっておりますので、そちらの方のサービス計画費の収入となっております。最後03雑入としまして1万円になりますけれども、こちら職員の方が各研修の方で講師ということで行っておりましてその分の謝礼ということでの収入になっております。

○那須社会福祉係長 続きまして14ページをご覧ください。16款 財産収入です。2目 利子及び配当金とありますが介護保険給付準備基金の運用収入としまして、現在では利息分として補正を計上してあるものでございます。説明につきましては以上でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 説明いただきました。質疑を行いますか、質疑ございますか。唐澤委員

○12番 唐澤敏委員 23ページのところなんですけれども、包括的支援事業費のところ相談記録管理システムというのが新たに入ってくると、これを使われるという事で、この関連の使用料とかサーバーの経費がここに入っているんですけれども、個人情報とか今いろいろ出てくると思うんですよね。その辺の心配もあるんですけど、ちょっとこの辺、相談記録管理システムについて説明をお願いしたいと思います。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小笠原高齢者福祉係長 現在、カルテの管理について紙で管理をしております、いわゆる個人のカルテがあってそれが家族ごとにファイルという形になっているんですが、紙で管理しているのものですから関連付けいわゆる高齢者個人に対応していても実際にはその家族に何かしら問題があったりですか、そういったケースが今実際増えている状況で

ございます。そういった部分ですぐ見れる、福祉の方がある高齢者の方に何かそういったご自宅を訪問して何か問題があれば、他の関係する課でも見れたりっていうようなところも必要かと思しますので、そういった中で家族全員、家族全体を見るという形でやはりシステムで見ることが、一旦他の家族でもし（聴取不能）があればもし別のことで子どもについて相談があつて見るときにも、先日高齢者の方に訪問したとかそういった記録がすぐ見れたりするものですから、そういった中でシステムを導入して出来るだけ各課連携をして進めていきたいというのが一つございます。

あともう一つ、紙ですとやはり書くという事でそこは手間が掛かったりですとか、打ち込むことによってそれが別の形で直ぐ利用できたりという部分もございますので、できるだけそういった職員の手間等も減らせる部分ではシステム化をしていって効率化を進めたいという事で導入をお願いしたいところでございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○12番 唐澤敏委員 個人情報とかその辺の配慮とかその辺はどんなふうな形でしょうか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小笠原高齢者福祉係長 個人情報につきましては、昨年ですけれどもシステムの関係でLGWAN系とインターネット系ということでネットワークの強靱化ということで分離をされておりまして、LGWAN系は公共団体しか繋がらないというような状態になっておりますので、ちょっとそこについても情報担当と調整をしながら外に出ないような形でネットワークの中で構成をしていきたいと考えております。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ただ今、時間がこの時間になっております。時間延長の方についてはどのようにいたしましょう。審議終了まで延長いたします。課長

○安積福祉課長 今の件で補足をさせてください。説明の内容は係長が申し上げたとおりです。私日々仕事を見てまして、非常に必要なシステムだなというふうに考えています。カルテというものが紙ベースですずっと長い歴史がありまして、膨大な量があります。10年も前に書いたものも記録見たりとかする中で紙で回しているという現実がありまして、それを具体的に言いますと福祉課、関連する課でいいますと健康推進課、一部によっては子ども未来課というところで紙のものを供用する訳ですね。セキュリティの面は今申し上げた通り大丈夫なんですけど、逆に紙の方は紛失ということが非常に心配するところがありまして、長年持ってきた紙類ですので書類の中で混ざってしまうとか現実にはないとは言えないところがありまして、紛失した時には取り返しがつかないということになると思います。何とか電子化を進めていこうと前から検討していた内容ですので、それから相談件数も膨大に増えております。その中でもう紙でやる時代ではなくなっているということが実態ですので、是非この予算はお願いしたいと思います。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがですか。大槻委員

○2番 大槻委員 認知症関係で認知症カフェ委託料とございますが、どこかで営業して

いる訳ですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小笠原高齢者福祉係長 こちら認知症カフェは、基本的には月1回ですとか、毎日ではなくて月1回程度事業所ですとか公民館だとか、実際に今年度も行っておりますが、実際に喫茶店を借りてやった事もございます、そういった内容も含めて会場を借りながら事業所も含めてやっていきたいと考えております。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にはいかがですか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑終わりました討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決をいたします。議案第28号 平成30年度箕輪町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、その旨を本会議でご報告をさせていただきます。以上で審査を終わります。

【福祉課 終了】

## 【2日目】

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 おはようございます。昨日に続きまして福祉文教常任会の審査をいたします。

### ⑥住民環境課

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは住民環境課に係わる案件でございます。議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)について住民環境課に関するところを議案といたします。細部説明をお願いいたします。課長

○毛利住民環境課長 議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)の住民環境課に関する部分の説明をさせていただきます。細かな説明につきましては担当の係長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○唐沢生活環境係長 15ページ17款 県支出金になります。17ページをお開きください。歳入の関係でございますが項02 県の補助金の関係でございます。01 総務管理費県補助金、13 の消費者行政活性化事業補助金であります。39万6,000円でございます。続きまして24ページをお開きいただきます。今度、歳出の関係でございますが02款 総務費でございます。項01目09の0245 公共交通事業費でございます。負担金につきまして69万円、伊那地域定住自立圏の交通負担金の増でございます。続きまして0247 消費者行政事務費でございます。財務の組替えということで先ほど歳入の方で説明をさせていただきました県の

補助金という関係で39万6,000円の減でございます。30ページをお願いいたします。04款の衛生費でございます。項02目04の0460ごみ・し尿の処理事業費でございます。負担金補助金の関係でございますが負担金といたしまして2,672万6,000円の減ということになっております。内訳は伊那中央行政組合と上伊那広域連合組合の負担金減ということになっております。補正に関しての説明は以上となります。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 細部説明いただきましたので質疑を行います。質疑ありませんか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 二つですけれど、24ページの伊那地域自立圏の公共、この負担金増の主な理由と30ページの広域連合負担金減の主な理由をお願いします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○毛利住民環境課長 始めに2款の伊那本線の負担金の増でございます。箕輪町の分としては69万円の増という事になってございますけれども、3市町村全体で経費の方が260万円の不足が生じまして増という事になってございます。その内訳で負担割合から箕輪町が69万円となったものでございますけれども、260万円の主なものでございますけれども、当初経費として見込んでおりませんでしたバスの関係の消耗品ですとか点検、タイヤの入替えみたいな実費分につきましてバス会社と調製させていただいた部分が約210万円でございます。それから運賃でございますけれども、当初見込んでいた運賃1年間全体で約287万円を見込んでおりましたが、実際の運航の中で収入の見込みが270万円くらいになりそうだという事で17万円の収入の不足が生じていると、この二つが大きなものでございます。

それから4款の方の伊那中央行政組合の負担金、それから上伊那広域連合の負担金の減でございます。まず伊那中央行政組合の負担金の減でございますけれども444万2,000円の減となっております。この主なものは、し尿処理経費の経費節減によるもので負担金が減になっているというところの部分でございます。それから伊北環境行政組合につきましては、ごみ処理の関係、主にクリーンセンター八乙女、中央清掃センターなどの施設の運営費の経費が当初見込んでいたものより低かったという事、決算に向けた減額をしているところの中で負担金が減となっているものが主なものでございます。以上でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。唐澤委員

○9番 唐澤千洋委員 予算上出てきていないが、箕輪町、南箕輪の灰の処理のあれは今後まだ見込まれそうかどうか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○毛利住民環境課長 12月前の補正予算で一度増額をお願いしておりますけれども、その後、南箕輪の方で処理を継続しております。3月末までに全ての処理が終わる見込みだという話は聞いておりますけれども、その時点で若干予想していたよりも量が増えそうだという話はいただいております。細かな数量だとか経費については、清算がついておりませんので事業が終わった後どの位掛かったのかというところを清算していただいて最終的には来年30年度の6月の補正で調整していくという形になろうかと思っております。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑終わりました。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決を行います。議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算（第8号）住民環境下課に係わる案件につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、本会でその旨ご報告をさせていただきます。

続きまして議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計予算についてを議題といたします。  
課長

○毛利住民環境課長 それでは議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計予算の住民環境課に関する部分につきまして資料、緑色の冊子でございます。箕輪町予算に関する説明書に沿いましてそれぞれ担当の係長から説明をさせていただきます。なお、歳入を説明しそれから引き続きまして歳出の方の説明に移らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○唐沢生活環境係長 まず歳入ということでお願いをいたします。ページで16ページをお願いいたします。15款 使用料及び手数料の関係でございます。02 町内循環バスの使用料でございますが、一応例年どおり105万6,000円を予定しております。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○宮尾住民係長 それでは17ページをご覧ください。同じく15款 使用料及び手数料です。02 総務手数料のうちの03 戸籍住民基本台帳手数料です。総額873万1,000円で01 戸籍の手数料ですけれども、362万8,000円、02 住民票交付手数料は298万6,000円、03 諸証明手数料が184万5,000円、04 印鑑登録証明書の交付手数料は21万8,000円、05 通知カード個人番号カードの再交付の手数料5万4,000円で前年とほぼ同額となっております。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○唐沢生活環境係長 続きまして04 衛生手数料でございます。01 保健衛生手数料でございますが犬の登録手数料と狂犬病の予防注射済票交付手数料でございます。135万5,000円でございます。例年どおりの計上ということでさせていただきます。それから02 清掃手数料でございますが、一般廃棄物処理業者許可申請等の手数料と浄化槽清掃業者申請等の手数料となっております。19ページをお願いいたします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○宮尾住民係長 総務費補助金です。23 個人番号カード交付事業費補助金です。こちらは

また歳出の方でもご説明いたしますが、マイナンバーカードの公布に関する国庫の補助金となっております。以上です。続いて21ページをご覧ください。16款 国庫支出金、総務費委託金のうちの戸籍住民基本台帳費委託金です。02 中長期在留者住居地届出等事務費委託金です。こちら外国人登録の関係の委託費となっております。昨年と同じ31万円となっております。次の01 社会福祉費委託金の国民年金事務委託金ですけれども、こちらにつきましても国民年金の事務の委託金といたしまして424万6,000円となっております。

○唐沢生活環境係長 1ページおめくりいただき、22ページをお願いいたします。17款 県支出金でございます。0247 消費者行政活性化事業補助金でございます。49万円を計上してございます。

○宮尾住民係長 25ページです。17款 県支出金、総務費委託金のうちの戸籍住民基本台帳費委託金です。02 人口動態調査委託金としまして、3万円を計上してあります。大分飛びますが34ページをご覧ください。22款 諸収入です。09の雇用保険料本人負担分ですけれども、0254と0435伊那松島駅の駅員の方と住民系の非常勤職員に掛かる雇用保険料本人負担分としまして2万9,000円と5,000円を計上してあります。

○唐沢生活環境係長 続いて35ページになります。同じく22款 諸収入でございますが19ごみ処理費用有料化手数料、0460ごみ処理費用有料化手数料が1,722万。上伊那広域連合市町村交付金としまして37万5,000円でございます。これについては第2段階チケットの購入分という形になります。1ページおめくりください。0245 公共交通事業費、町内循環バス車両掲載広告料18万9,000円。伊那松島駅乗車券販売手数料といたしまして188万4,000円。町内循環バスのバス停掲載の広告料といたしまして10万円でございます。続きまして37ページをお願いいたします。中ほど、下段ですが0435 自然エネルギー導入促進事業費、BDFの販売収入でございますが18万6,000円。0451 公園墓地事業費、公園墓地駐車場整備管理組合の負担金でございます。30万円、こちらについては芝宮公園墓地の駐車場の整備に伴っての組合負担分ということになります。0460 ごみ・し尿処理事業費でございますが生ごみからできた堆肥の販売収入で6万円でございます。収入は以上ということになります。

続きまして歳出をお願いいたします。ページで言うと52ページをお願いいたします。02款 総務費、0232 財務管理費でございます。今年度1,445万5,000円、比較で95万4,000円の増ということでございます。駅駐輪場とトイレの経費でございます。続きまして58ページをお願いいたします。0245 公共交通事業費、本年度3,381万1,000円、比較で12万4,000円の増でございます。駅員の報酬、バスの委託料でございます。59ページ、次のページでございますが0247 消費者行政事務費61万9,000円、比較で18万6,000円の減でございます。11の需用費04印刷製本費でございます。消費者行政の啓発パンフレット印刷ということで40万円をしております。これについては食品ロスの削減の啓発の関係のパンフレットを配布ということで予定をしております。続きまして町民菜園費、29年度については0249ということで提示をしてあったわけですが、次年度につきましては産業振興課の方



へ移管をしましたので一応6款へ移っております。2ページおめくりいただいて62ページをお願いいたします。

○宮尾住民係長 0254 戸籍・住民基本台帳費です。こちらは主なものとしましては職員の人件費等63ページになっていますが、負担金が主なものとなっております。主な負担金のものとしましては、マイナンバーカードの交付負担金、先ほど歳入の方でもお話ししましたがマイナンバーカードの交付金の負担金と年金システムの改修が本年度ありますのでこちらの負担金が主なものとなっております。総額3,437万1,000円、比較681万7,000円昨年度よりも増額となっております。以上です。

○唐沢生活環境係長 94 ページをお願いいたします。04 款 衛生費でございます。0430 環境衛生費でございます。本年度3,124万9,000円、比較で351万3,000円の減でございます。01 報酬でございますが衛生事務嘱託員報酬が314万9,000円。給料、職員手当等、共済費については職員にかかわる部分でございます。08 報償費につきましては衛生部長会出席謝礼等でございます。15万9,000円を予定しております。1ページおめくりいただきまして95ページになりますが0431 公害対策事業費でございます。本年度34万9,000円、比較で327万4,000円の減、これにつきましては29年度八乙女の最終処分場水脈探査を実施させていただきました部分の減額ということになります。0433 自然保護事業費でございます。243万7,000円、本年度と同額で計上してございます。1ページおめくりください。96ページになりますが0435 自然エネルギー導入促進事業費でございます。531万、比較で533万2,000円の減、これにつきましては29年度は自然エネルギーのイベントの開催、それからみどりの資源リサイクルステーションへの備品購入がございましたその分の減ということになります。事業内容といたしましてはBDFの精製とみどりの資源リサイクル事業でございます。

続きまして97ページをお願いいたします。0451 公園墓地事業費でございます。本年度1,375万1,000円、比較で1,327万7,000円、芝宮公園墓地の駐車場整備に掛かる部分でございます。1ページおめくりいただきまして13の委託料でございます。芝宮公園墓地の駐車場分筆登録等の委託料として20万4,000円。工事請負費といたしまして、同じく芝宮公園墓地の駐車場の整備工事費ということで260万7,000円。公有財産購入費、芝宮公園墓地の駐車場用地といたしまして1,050万でございます。続きまして0460 ごみ・し尿処理事業費でございます。本年度3億1,285万8,000円、比較で210万7,000円の増でございます。11の需用費でございますが、04印刷製本費、ごみ・資源物分別の手引き印刷、平成31年伊那の清掃センターの関係の新施設の稼働に伴って一部不燃から可燃、燃やせないごみから燃やせるごみへと変わる部分がありますので冊子の新しく印刷ということで計上させていただいております。129万6,000円でございます。13の委託料でございますがごみ・資源物収集業務の委託料といたしまして6,354万8,000円でございます。続きまして99ページでございますが19負担金、補助及び交付金でございますが01負担金といたしまして2億2,996万6,000円でございます。伊那中央行政組合、上伊那広域連合のそれぞれ負担金

でございます。続きまして0461生活排水汚泥処理施設運営費でございます。本年度726万2,000円、比較で14万6,000円の減でございます。事業内容としては例年どおりということでございますが、01の委託料といたしまして汚泥処理施設維持管理委託料、余剰汚泥の処理委託料といたしましては合わせましてですが677万2,000円ということでございます。歳出についても、以上で説明を終了とさせていただきます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 細部説明をいただきましたので質疑を行います。質疑ございませんか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 一つですけど、マイナンバーの交付の状況と、これから他の目的への利用の見通しというかそこら辺を質問したと思います。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○宮尾住民係長 マイナンバーカードなんですけれど、発行枚数はそれ程伸びてはいないんですけれど、今後上伊那8市町村の中でマイナンバーカードの利用としまして、戸籍の取得と税証明の取得が出来るように今話が進んでおります。それに伴いまして、また条例改正とか料金との関係とかいろいろ諸々を今打合せをしているところですので、その利用が進むにあたってマイナンバーカードの申請がもう少し増えることを願っています。以上です。

○10番 小出嶋委員 今どの位の割合なのマイナンバーカードの交付状況は。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○宮尾住民係長 申請者としましては、2月28日現在で人口に対して9.6%申請はしていただいております。件数としましては、2,398人です。ただ、まだ交付は申請はしても連絡をしても取りにお見えにならない方も何人かいらっしゃいますのでそんな状況です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 よろしいですか。唐澤委員

○12番 唐澤敏委員 96ページから97ページあたりにかけて大きく2点ほどお聞きしたいと思うんですけど、まず自然エネルギー導入促進費ですけど大幅に半分近く事業費が減額という事がありますが、啓発イベントが一応やらないと、元気づくり支援金の関係もありましてのようなんですけれど、やはり私自然エネルギーの導入の啓発とかこの辺に関わる事業について、何かもう少し考えを盛り込んでもらいたいと思うんですが、30年度はこういう形だということなんです、その先に向けてですね、何かそういう事を考える必要があるんじゃないかという事、それからみどりの資源リサイクル関係が非常に知名度の問題とかありますけれども、こういう具体的な取り組みという事がですね、進んできているのは良い事だろうと思いますけれど、しかしやっぱりこの辺の周知が一致しない事があるので合わせてこの辺の啓発に合せてもうちょっと自然エネルギー導入の、特に木質資源といいますか、そういったものを含めてもう少しもうちょっとなんかこのところを考えると必要があるんじゃないかという事、その辺の状況について説明をお願いしたいという事と、それから墓園費の方がかなり大幅に増えるということで芝宮公園墓地という事のようにですけど、この辺ちょっと私場所もよく存じないし、それから墓地のニーズがあるの

かどうか、今のこの墓地の状況ですね町の町営の状況等も説明をお願いしたいと思います。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○毛利住民環境課長 まずはじめに自然のエネルギーの促進の関係でございます。0435の自然エネルギー促進導入事業費でございますが、説明させていただいたとおり予算においては前年の当初大幅に減額となっております。こちらにつきましては、先ほど委員がおっしゃられたようにまず一つは、自然エネルギーイベントが3年やってきてひと区切りという事で今年は予算を計上しなかったという事、それからもう一つは、みどりの資源リサイクルステーションを立ち上げるにあたって、施設の改造だとか備品の購入だとかという経費がございました。こちらについて、減額となって今年度30年度につきましては運営が主なものになっていくという事で大きく減額となっております。それともう一つ、自然エネルギーのイベントを3年を一つの区切りとして辞めたという事があるんですけど、この3年の中で参加していただいた皆さんと若干繋がりがございまして、それをここで断ち切ってもどうなんだろうというところの話もヒアリングの中でもございました。それで専門のイベントとしては、主なイベントとしてはやらないんですけど町で行う何かのイベントにそういう皆さんも一緒に出て違うところの中でまた自然エネルギーを若干でも啓発が出来たら良いかなと考えております。自然エネルギーの啓発イベントで主役ではないのですけれど何かの中に一緒にやっていきたいなというところを計画しております。何の事業と一緒にやっていくかはまだ詰め切れていないところでございます。

それからもう1点が芝宮公園墓地ですけれど、場所は松島南町の信号機を下りてニチノウさんのある所、ニチノウさんの会社のすぐ南側くらいの位置になります。昔からその地域の皆さんのあった墓地、それから町が開発した所、もう一つは松島区がその昔分譲したという所が三つ一緒になって若干大き目な墓地になっておりますけれども、現状あの場所には駐車場が全くなくて、いわゆるお墓場に来た皆さんどうしていたかという、ニチノウさんの南町の信号機から下ってく所に車を停める若しくはニチノウさんの駐車場に入れたりして墓地を利用していたというところがございます。そんな中で墓地の組合の方から何年前から駐車場の整備がしたいという相談を受けておりました。いろんなお話をさせていただく中で、ここでようやくその予定地が決まったり地権者の方のご理解をいただいたりという事で事業が進められそうになってきたという事で今回予算の計上をさせていただいているところでございます。また歳入でも組合の方から若干の負担金をいただきたいという事で30万円負担金いただくような予算を計上させていただいております。そうは言っても墓地を使う皆さんが主な施設になるものですから管理の方は組合の方で責任もってやっていただくという事、それから整備については一部組合の方も負担していただきたいという事で事業を進めております。以上でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○12番 唐澤敏委員 その関連というかその関しての質問ですが、墓地に対する公園墓地に対するニーズなんかはどうなんでしょうか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○唐澤生活環境係長 現在の状況でいくと、やはり段々あとを継承していく人がいないという方の相談でお墓を継承させてもらったんだけど、言い方が正しいかどうか、要らなくなってしまうという方、ちょっと先に戻ってしまいますが現在町で管理している墓地については、空いている状況のものはありません。全て永代使用权という形でお貸ししているという状況にはなっているんですが、先ほど言ったように継承する人が居なくなってきたりという中でお返ししたいという方は何人か申出されている方がいらっしゃいます。逆にうちの方で新たに販売できる土地、土地というかお墓の部分ございませんので、そういう方と逆に欲しい方とをマッチングという言い方が正しいのか分かりませんが、紹介をさせていただいてお互いの中で譲り合うというような形になっておりますが、なかなか希望する場所と今譲りたい場所と合わずにうまくお話がまとまっていないうところはございます。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○12番 唐澤敏委員 あと自然エネルギーの関係ですけれど、課長さんのお話の中で何らかの形でいろんなイベント等のもと併せて啓発というか、みどりの資源リサイクルの周知みたいなものと考えていくという話でありましたけれど、ちょっとやはりこの辺含めてですね、こういう町の資源を有効に活用するという大事なことでありますので力を入れていっていただきたいと思います。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがですか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 ちょっと2点ほどお聞きしたいのですが、一つは浄化槽とか生活雑排水の処理の関係ですけれど、この利用の状況というのは下水道の接続の方にどの位移行しているのかという事と、それが進んでいるのかという事。

二つ目ですけれど、バスの方ですが伊那本線の利用状況ですけれど、目標と実績がどの位の差があるのかどうかお願いします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○毛利住民環境課長 まず生活排水の関係ですございますけれど、下水への繋ぎこみなどにつきましては、水道課が担当しております生活環境の方では数字的には把握していませんところでございます。

それから伊那本線でございますけれど、先ほども説明させていただきました。年間のいわゆる料金収入でいう見込みで比べますとそんなに大きな利用減にはなっていないところがございます。ただ、最終日の全協の中でも説明させていただきますけれど利用の状況につきましては、平日が9往復18便、それから休日、土日が3往復6便というような運行の中で、特に平日の9往復18便の一番最初と一番最後の便の利用がものすごく低調な状況です。大体1年間通して見てきて統計取ってみると、その1便と9便の便当りの平均利用者数が1.0人を下回っている利用状況でございます、来年度4月以降につきましては、1便と9便を減便しようという事で協議会の方で検討させていただいて、4月

1日から平日につきましては9便ではなく7便の14往復という運行形態にしてまいりたいと考えています。それに伴いまして、運行経費の減、それから僅かですが利用料金の減というものもありますけれども、その中で負担金として掛かる経費は今年よりも若干少なくなるのかなと思いますけれども、それは1年間運行してみてもどの位かかったかという状況がございますので、今の段階では何とも言えないところがございますして今年の予算につきましては29年度の当初予算と同額、定住自立圏の計画額をそのまま計上させていただいているという事でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 よろしいですか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 先ほどの生活雑排水の関係ですけれど、こっちの処理というかは減っていないのですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○唐澤生活環境係長 はっきりした数字は持っていないのですが、減ってはいます。それは間違いはないのですが、下水道の使用区域が広がってきている部分もございますしという部分だとは思いますが、生活雑排水だけ見た場合はやはり減っているのは間違いございません。以上になります。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 よろしいですか。大槻委員

○2番 大槻委員 犬の狂犬病の注射について、注射率と野良犬等々の状況、それから今小さい犬飼ってるじゃないですか、みんな家庭で。そういう犬が役場の方へ登録されているのか、そのパーセントはどのくらい、想像の域になるとは思いますけれどもその3点お願いしたいと思います。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○唐澤生活環境係長 まずは狂犬病の予防注射の関係でございますが、平成29年度で登録が約1,300頭に対して2月現在で狂犬病の予防注射を済ませている頭数が1,230頭くらいですので、98%位は実施済みということにはなります。登録の関係でありますけれど、こちらの方もあそこに犬がいるけどっていう情報があって調べに行って実際登録してあるか、してないかということでしか分からない部分がありまして、たまに逃げ出しましたよと言って捕まえて、飼い主さんのところに戻す時にこちらの方では一応登録されているか確認するんですが、ごくたまにですが登録がないという事実は確かにありますので現在、先ほど申し上げたように29年度については、1,300頭ほどの登録頭数になっていますよということですが、実際に町内で飼われている頭数は1,300頭イコールかということ、そうではないと思います。中には、飼いはじめて間もないから登録してない場合もあるかと思いますが、100%の登録には至っていないと思います。あと野犬、野良犬の関係ですけれども、町内を含め上伊那管内においても今現在は野犬、野良犬というものは存在してないのではないかとこちらでは把握しています。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがですか。唐澤委員

○9番 唐澤千洋委員 先ほども質問がありましたけれど、墓地に対する意識間隔が変わ

ってきている。私もお寺の事に係わってきているんですけど、各お寺が納骨堂なりなんなりを用意をして、大体30年間から33年間くらい金額にして1年に1万円くらいの保管料を得て管理するという方向がかなりお寺の経営の事を含めて出てきている。そういう状況の中で墓地公園としての大原墓地のあり方というものが、今までのような考え方で続くかどうかということなんです、その辺の捉え方をどんな風に捉えているか考えがあったらお示しいただきたい。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○毛利住民環境課長 墓地でございますけれど、現在は形態とすれば個人の方に一定の区画のものを永代で使用いただいている形のものでございます。こちらの方で全体を1年間の中で見させていただく中で、概ねそれぞれ管理していただいているんですけども、中には何も管理がなくて草がぼうぼう生えているような所もあつたりします。そういう方に対しては、通知を出したりして管理をしてくださいというようなお願いはしているところなんですけども、心配されるのは今後そういうものを管理していく人すらももしかしたらいなくなっちゃう時代が来るのではないかと心配しております。

それともう一つ、個々の墓地というよりは（聴取不能）の方がどちらかと言うと合葬みたいな、一つの納骨堂なんですけれども一つの建物の中に遺骨を安置していくというような、いわゆる管理者がその施設を全体的に管理するというような合奏式の墓地というようなものが出始めているかなと考えています。そういった事も後は視野に入れて考えていった方が良いのかなというところは思っているところでございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○9番 唐澤千洋委員 他所でやっている樹木葬とかそういった事を含めて、墓地に対する意識変化が起きているのを察知した墓地公園管理みたいなことが今後検討される必要があるのではないかと思います。町の現状は分かりました。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。大槻委員

○2番 大槻委員 みどりの資源リサイクルのところでは、看板等々やった方が良くないかという話があつたんですけども、予算には入ってますか？その広告の。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○毛利住民環境課長 自然エネルギーの導入促進事業費の需用費の中に看板等の費用は計上してございます。それから一般質問でもご意見をいただいております、広報してますというお話はさせていただいたんですけども、広報の他に今年印刷したごみのカレンダーの中にもみどりのステーションのことを入れさせていただいたのと地図もつけさせていただいております。地図はステーションばかりでなくて、八乙女のクリーンセンターとかそういった物も併せて一緒に分かるような地図になってございます。そんな中でごみの収集の日程表からもあるということが理解いただけるかなと、今年はそんなふうな対応もさせていただいております。それから入口の所が非常に分かりづらいというお声をいただいております、入口の所に看板を立てる予定なんですけれども、現在その枝を置く

所に行くのにどういふふうに行くかと言うと、一旦堤防に出て堤防の道路を通過して入るような状況になってございまして、その辺が天竜川を管理する国の方から責任を持ちきれないと、極力通らないでほしいと言われておりまして、この3月位に道路の方から直接、今堀のようになっているのですけれど、そこに土を入れて直接入り込めるような進入道路を天竜川上流工事事務所で作ってくれるという中で、施工を待ってその入り口が分かりやすい看板を立てたいなと思っております。その辺をお待ちいただければと思います。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 関連ですけれどよろしいですか。リサイクルステーションが遠くから見えますけれど、看板がその付近になって看板があるよりも、ステーション自体に看板としてイメージがみどりのステーションということが分かるイメージが遠くから見えるっていう、例えば学校の子どもさんが描いた絵をステーションに書くとか。ちょっと柔らかいイメージはどうでしょうか。

それともう一つ、この新規事業の中に生ごみ減量啓発の中に、ひとしぼり運動というのがあります。大変良い事だとイメージでパツと思うんですが、具体的にはどんなふうに進めていくのかという事と、生ごみ処理機の29年度にどのくらい購入された方があったかをお願いします。係長

○唐澤生活環境係長 みどりのリサイクルステーションの件でございます。建物自体には看板と言うか名前を張り付けたという事で、そこまで行けば分かる状況ですが、何せあの場所自体がこちらとしても説明がしにくいような場所で皆さんも分かりづらいということでもあります。今ご意見いただいた部分、検討しながら分かりやすいようなもの、また利用しやすいようなものについて検討させていただきたいと思っております。

それから生ごみのひとしぼりの関係でございますが、モニターというかこちらの方で、こういったものを使って手軽にひとしぼり出来ますよみたいなものを何人かの方に協力いただいで実際に試していただくと、どんなふうでしたかというような形でご意見をいただきながら、そういったものがもし有効であればそういったものを提供していくとか紹介していく形をとっていったり、また方策として一応私は、うちの家庭ではこんな方法でひとしぼりしてますよと、わざわざ器具を使わずにというような事を含めてご提案をいただきながら、それを広く町民の皆さんに発信していく形で生ごみの減量に努めていきたいと考えています。

それから生ごみ処理機の件数でございますが、今年度につきましては25件ほどです。ちょっと始まった当初は100件だとかという話もある時代はありましたけれど、このところ大体年数で20件前後くらいの購入に対する補助となつてございます。今年度につきましては、2万円から3万円に1万円補助金上げさせていただきました。その影響もあるのか若干今年については伸びてございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがですか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑終わりました討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決をいたします。議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計予算、住民環境課に係わる案件につきまして原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨ご報告をさせていただきます。

【住民環境課 終了】

⑦子ども未来課

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 休憩に引き続きまして、委員会を再開いたします。それでは、こども未来課に関わる案件を議題といたします。議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号) 子ども未来課に関わる案件につきまして審査を行います。細部説明をお願いいたします。課長

○北條子ども未来課長 議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)のうち子ども未来課に関わる部分について担当の係長からご説明をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○前島子育て支援係長 補正予算につきましてご説明させていただきます。まず、歳出の方から説明いたします。

補正予算書27ページをお開き下さい。3款 民生費に係る子ども未来課に係るものになります。27ページの中ほどから下になりますけれども、児童福祉費の内、0370 児童福祉総務費でございます。補正を280万円お願いするものでございます。こちらですが、償還金利子割引料となります。過年度国庫支出金返還金の増としまして280万円をお願いするものでございます。こちらですが、平成28年度の子ども子育て支援交付金の実績報告に伴い国に返還金が生じたものでございます。こちらの内訳ですけれども、子ども子育て支援金の内、学童クラブに係る部分がおよそ195万4,000円となっております。その他支援センター、子育て支援関係部分が84万6,000円の返還金となっております。

続きまして11需用費でございます。こちらが152万円補正をお願いするものでございます。こちら05の光熱水費ですけれども、沢保育園の建設に伴い規模が拡大したために電気料の利用料が増え、また契約も変更となりましたので67万円の増をお願いするものでございます。

続いて07賄材料費でございます。こちらは秋から冬にかけての気候により、野菜や果物の価格高騰により85万円の増をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして28ページの上、委託料こちらが保育園広域入所事業委託料500万円減としております。こちらは他市町村の保育園へ箕輪町のお子さんが広域を依頼する時



に委託するものですが、29年度は他市町村の保育園に入所希望するお子さんが少なかったために（聴取不能）の減とさせていただいております。

○小林こども相談室係長 続きまして、05目発達支援費の0396子ども・子育て支援事業費になります。01報酬ですが224万4,000円の減でお願いしております。非常勤職員の報酬になりますが、教育相談員1名減による減でございます。2名対応を予定しておりましたが、確保が出来なかったため1名対応となりました。大変苦慮いたしました。虐待関係で学校とのネットワークが非常に重要となっております。また、共済費、費用弁償につきましては、教育相談員1名減によるものになっております。

○前島子育て支援係長 続きまして、子ども・子育て支援事業費の負担金の部分でございますが、こちら病児・病後児保育事業運営負担金40万円を増とさせていただいております。こちらは2月に開所になりました伊那中央病院の敷地内に開所になりました、病児・病後児保育「アルプス」の運営費負担金の分として40万円の増をお願いするものでございます。

○福島子育て支援担当係長 続きまして、0398児童発達支援事業費に関してであります。こちらは、子ども発達事業所「若草園」の利用者増に伴いまして、給付費が増えます。それに伴いまして財源の組み替えをお願いするものでございます。こちらに関しては、歳入のところで説明させていただきます。以上です。

○前島子育て支援係長 それでは歳入につきまして説明をさせていただきます。13ページをお開きください。14款分担金及び負担金でございます。中ほど上になります。02項03目民生費負担金になります。こちらが、399万円の増となっております。内訳ですけれども、保育園運営費負担金特別保育分としまして、長時間保育・一時預かり保育の利用が増ということで利用料120万円を計上させていただいております。それから、広域入所負担金分としましてこちらは他の市町村のお子さんを箕輪町の保育園でお預かりした場合の負担金になりますけれども、こちらが89万円増とさせていただいております。先ほど説明がありましたけれども、児童発達支援事業費負担金ということで国保連の方から入るものですけれども、こちら190万円の増となっております。また、14ページ中ほどになりますけれども、国庫支出金の内民生費国庫補助金に係る部分でございます。こちらが75万9,000円の減となっております。こちらは子ども・子育て支援事業補助金の内、先ほどの教育相談員の1名減に伴いまして申請額が減になりますので75万9,000円の減とさせていただいております。次のページ15ページになりますが、同じく県支出金の内03民生費県補助金でございます。こちらも同じでございますが、子ども・子育て支援事業補助金の内教育相談員の人件費に係る部分が減になりますので75万9,000円の減となっております。

更におめくりいただきまして20ページでございます。22款諸収入でございます。雑入の内、雇用保険料本人負担分ということで先ほどの教育相談員の雇用保険料本人負担分を8,000円減とさせていただいております。以上でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 細部説明をいただきましたので質疑を行います。質疑

ございませんか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 27 ページのところにあります光熱水費ですが、新電力による移行が増の中に入っているのですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○北條子ども未来課長 こちらのほうですけれど沢保育園につきましては1年経っていないという事で新電力には移行できておりませんので、これは一般的な光熱水費だと思います。

○10番 小出嶋委員 他の保育園はないですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○北條子ども未来課長 他の保育園ですけれど、来年度から松島ですとか東みのわ等を新電力に移行させる予定でございます。

○10番 小出嶋委員 他の施設は、みんな今年の3月の幾日からの分までは、今年払わなければならなくなり予算の増が出てきたが、保育園は関係がないですか。3月15日から3月31日の分は、普通は4月に払えば良くて来年度の予算に盛れば良かったが、今度新電力に移行するために3月15日から3月31日までは旧年度で払わなければいけないという補正が出てきたのですが。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○前島子育て支援係長 そちらの部分も含んでいます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑終わります、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め、議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)子ども未来課に関わる案件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、可決すべきものと決しましたので本会議でその旨をご報告させていただきます。

続きまして議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計予算子ども未来課に係わる案件についてを議題といたします。細部説明をお願いいたします課長

○北條子ども未来課長 それでは議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算のうち子ども未来課に係わる部分について担当の係長からご説明をさせていただきます。歳出からご説明をさせていただきます。また、主要事業の概要等の調査等も合わせてご覧いただきながらご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○前島子育て支援係長 30年度予算に関する説明書のうち79ページ、歳出の部分からご説

明させていただきます。また主要事業の概要等調書では17ページから子ども未来課に係る部分でございます。それでは03款 民生費のうち79ページの下段になりますけれども02項0370の児童福祉総務費をご覧ください。30年度9,379万9,000円を計上してございます。こちらは主に子ども未来課で実施する事業に係る経費となっております。主な内容としましては非常勤職員の報酬、正規職員の人件費となっております。またページおめぐりいただきまして今年度に引き続きまして子育て応援誕生お祝い事業ということで、出産祝い金それからありがとうギフトを引き続き実施させていただく予定であります。それから13の委託料でございますが子育て情報アプリ保守委託料としまして子育てアプリのむしを30年度も引き続き運営していく予定でございます。負担金及び補助金でございますが、施設給付費負担金ということでこちらは他市町村の認定こども園へ通われる箕輪町のお子さんに対する給付費となっております。その下の幼稚園奨励費補助金ですがこちらも箕輪町のお子さんか利用する幼稚園への給付費補助金というふうになってございます。続きまして0371児童手当費でございます。こちらが4億3,098万1,000円を計上してございます。こちらは子どもを養育する養育者に給付する手当となっております。こちらにつきましては国から3分の2、県から6分の1の負担金がございます。町が6分の1というふうになってございます。

続きまして0372子育て支援センター事業費でございます。こちらが2,156万7,000円を計上してございます。こちらはいろいろポケット、みのわ〜れの運営に掛かる経費を計上してございますが、地域の子育て支援拠点としてこの二つの施設を30年度も運用をしてまいりたいと思います。81ページの中ほどになりますけれども報償費、子育てイベントということで親子の交流や母親のリフレッシュ、それから遊びの紹介等子育て支援となる講座を来年度も開催していく予定です。また下段になりますけれども、負担金、補助及び交付金ということでこちらは地域の子育てサークルの各団体に補助金を交付しておりますけれども、そちらも30年度引き続き実施をしていきたいと考えております。

続きまして0376運動あそび推進事業費でございます。こちらが171万円ということで計上してございます。こちらは運動あそびを行う運動保育士に対する謝礼が主なものとなっておりますが、各保育園を運動保育士が巡回いたしまして子どもたちの基礎的な運動能力の向上、それから体を動かすことが好きな子どもを増やすこと、またケガの予防を目的としまして実施するものでございます。ページをおめぐりいただきまして82ページ上段になります。0377読育推進事業費、こちらが125万8,000円を計上してございます。こちら絵本に触れることで豊かな心やコミュニケーション力を育むためにこちらの事業を実施いたします。主なものとしましては7カ月、2歳、卒園児にお子さんに本をプレゼントするみのわっ子絵本プレゼント事業、それから保育園で園児が気軽に本に触れ合える機会を提供するために絵本図書の充実を図る、そういったものが主なものとなっております。

続きまして0380保育園運営費でございます。こちらが7億3,475万3,000円を計上してございます。主なものとしましては保育園の運営に係る部分でございますけれども、非常

勤保育士の人件費、それから正規保育士の人件費となっております。また保育園では子どもの五感を刺激する事業、それから山保育など各保育園で特色ある保育を実施するためにいきいき保育創出事業ということで各保育園で実施しておりますけれども、そちらに事業実施に係わる報償費、謝礼ですとか消耗品等の予算を計上してございます。また来年度は一時預かり保育の現在8園で実施しておりますけれども、30年度は沢と子育て支援センターにそちらの実施を集約いたしまして担当保育士を専門におき、より利用者のニーズに応えられる体制を整えていきたいと思っておりますので、そちらの関係の需用費も含まれてございます。それから83ページの委託料のところでございますけれども、第三者評価委託料ということで今年度もう2園、木下北保育園、南保育園で実施しましたが来年度は3園の保育園でこちらの第三者評価を実施する予定でございますので105万円ということで計上させていただきます。おめくりいただきまして84ページでございます。

○三井保育園施設係長 それでは私の方から0381保育園施設整備費からご説明をさせていただきます。予算額2,162万6,000円、こちらの事業費ですけども主には各保育園の施設整備にかかわるものでございます。すみません、主な事業につきましては主要事業の概要の17ページをご覧くださいまして、来年度になります保育園施設整備事業ということで空調の設備の整備を行います。こちら松島保育園にエアコンを設置するものでございます。工事費の方を1,000万計上してございます。あと屋外遊具整備事業ということで300万計上してございます。続きまして04児童福祉施設建設費のうち保育園建設費、こちらでございますが予算額が7,560万9,000円となっております。こちら主なものにつきましては主要事業の概要の18ページをご覧くださいまして木下保育園の建設事業にかかわります土地購入費7,200万と建設用地の補償料ということで320万計上してございます。私の方からは以上でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○前島子育て支援係長 続きまして85ページです。0396子ども・子育て支援事業費でございます。こちら3,069万6,000円を計上してございます。主なものとしましては教育相談員の人件費となっております。また下段の方になります委託料としまして病児・病後児保育室いちごハウス等の委託料ですとか子育て短期入所生活援助委託料ということでお子さんの短期入所や緊急一時保護のための（聴取不能）の里への委託料として計上してございます。養育支援訪問事業の委託料としまして、こちらは育児家事援助としまして社協さんと上伊那生協病院さんへ（聴取不能）委託をして実施する予定でございます。また19節の負担金、補助及び交付金でございますが、こちらは伊那中央病院で実施する病後児保育室あるぷすの利用負担金の分となっております。

○小林こども相談室担当係長 おめくりいただきまして86ページをお願いします。0397の相談支援事業費になります。障がい児のよりよい育ちのために課題への対応についての相談や必要な療育、また福祉サービスについての提案をし必要に応じて障がい児支援利用計画を立てる事業になってございます。こちらの方は12万8,000円の計上でございます。

○福島子育て支援担当係長 0398 児童発達支援事業であります。こちら子ども発達支援事業所若草園の予算になりますが、2,207万5,000円の予算を盛っております。こちらは職員の報酬、非常勤、正規含めましての報酬、それと若草園の運営費含める予算となっております。今年は施設遊具点検料ということで若草園（聴取不能）遊具等もありますのでそちらの施設点検を入れたりとか、あと清掃委託ということで高窓の方のブラインドカーテン等もありますがそちらの清掃業を多く盛っております。

○前島子育て支援係長 続きまして歳入につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。予算書の14ページをお開きください。14款 分担金及び負担金でございます。こちらが一番下の下段になりますけれども民生費負担金1億9,944万4,000円のうち子ども未来課に係る部分ですけれども02節 児童福祉費負担金でございます。こちらが1億9,888万4,000円でございます。主なものとしまして保育園利用者の負担金、広域入所者の負担金、それから病児・病後児保育利用負担金、こちらは辰野町、南箕輪村、伊那市さんの利用者の方が利用した場合に市町村から振り込まれる負担分になります。主なものとしましてはそちらの負担金、それから相談支援事業負担金、児童発達支援事業負担金ということで国民健康保険連合会から入る負担金となっております。

ページおめくりいただきまして19ページになります。16款の国庫支出金のうち01、03目 民生費国庫負担金でございます。こちら4億8,571万3,000円のうち保育園運営費負担金でございますが、こちらの子どものための教育・保育給付費負担金でございますがこちらは認定こども園を利用したお子さんについて国から7割圧縮した分について国から4分の1、県から2分の1、それから3割分につきまして1号認定という幼稚園を主に利用するお子さんについての給付費に対して2分の1がまた県から支給されるものでございます。03節の児童手当費負担金でございますが、こちら児童手当を支給した部分につきまして国から3分の2負担金ということで入るものでございます。同じページの下段になりますけれども、民生費国庫補助金でございます。こちらが1,201万1,000円でございますが子ども子育て支援事業補助金となりまして主なものは子育て支援センター事業費ですとか子ども子育てに関する支援事業費に対しまして国から3分の1補助金が出るものでございます。その下の子ども子育て支援体制整備補助金でございますが、こちらは保育園の産休保育士の代替職員の賃金の部分につきまして国から2分の1支給になるものでございます。おめくりいただきまして22ページでございます。17款 県支出金のうち民生費県負担金としまして1億5,764万5,000円を計上してございます。こちらが先ほどもございましたが子どものための教育・保育給付費県負担金としまして認定こども園に通うお子さんについての給付費負担金でございます。その下の児童手当県負担金、こちら児童手当の支給額に対する県からの負担金でございます。

次のページ、23ページの中ほどでございます。児童福祉費補助金としまして1,565万4,000円計上してございます。こちらですが子育て支援総合助成金、こちらが保育士の研修に対してその費用に対して県から2分の1助成があるものでございます。それから子ども

子育て支援事業補助金でございますが、こちら先ほど説明をしました子育て支援センターの事業費、それから養育支援訪問ですとか赤ちゃん訪問等の子ども子育て支援事業に対して県から3分の1補助が出るものでございます。その下にあります多子世帯保育料減免補助金ですけれどもこちらが保育園に通う第三子以上のお子さんに対して減免の措置をしておりますが、この減免分に対して県から2分1補助が出るものでございます。またおめくりいただきまして30ページになります。20款の繰入金でございます。下段になります。がふるさと応援基金繰入金のところですが、このうち保育園運営費の方に100万円、それから保育園施設整備の方に1,000万円ということで繰入金の方を計上させていただいております。続きまして33ページ、22款の諸収入でございます。こちら一番下の雑入のうち一番下になります。が、保育園職員給食費負担金としまして、こちらは保育園の職員が給食を食べた場合の個人負担になりますけれども771万1,000円ということで計上してございます。おめくりいただきまして34ページの中ほどになります。が雇用保険料本人負担分のうち、中ほどの0372子育て支援センター事業費で保育園を運営費、子ども・子育て支援事業費、児童発達支援事業費、こちらは非常勤職員の雇用保険料本人負担分ということで計上してございます。おめくりいただきまして36ページ、諸収入になります。が下段になります。が下から2番目若草園の利用者給食代ということで、若草園の利用する親子のお子さんにも給食を提供してございますが、そちらは実費負担ということでお願いしておりますのでそちらが24万円。それからその下、土曜保育の場合もおやつ代は実費でいただいておりますのでそちらに14万4,000円、それから次のページの一番先頭になりますけれども、東みのわ保育園太陽光発電電力販売代ということでこちら沢保育園も太陽光設置しておりますので、沢保育園の分も含まれてくるかと思いますが70万円ということで計上してございます。それからその下になります。証明書発行手数料ですが、保育園の利用や児童手当資金について証明を発行しておりますそちらの手数料ということで6,000円、それから園児用名札代ということで名札を壊されたり失くした場合お子さんにつきましては、二つ目からは実費でいただいておりますのでそちらを2,000円ということで計上してございます。

○三井保育園施設係長 39ページをご覧ください。23款 町債のうち03民生債、こちら保育園建設事業債ということで6,010万計上してございます。こちら木下保育園建設事業の用地取得、用地補償料に掛かる起債でございます。予算説明については以上でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 細部説明をいただきましたので質疑を行います。質疑ございますか。松本委員

○11番 松本委員 80ページの出産祝い金のありがとうギフトのことですが、細かく分かりましたら説明をお願いします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○前島子育て支援係長 出産祝い金につきましては、箕輪町で生まれたお子さんにつきまして、お一人2万円の支給額で出産祝い金を支給させていただいております。ありがとう

平成30年3月定例会福祉文教常任委員会審査

ギフトにつきましては、生まれたお子さんにつきまして4ヶ月健診の際にギフトのカタログのカードセットを一人ずつ支給をさせていただいております。1件3,600円位のものを購入してプレゼントしております。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがですか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 補正でも出てきましたけれど、教育相談員は、また二人体制で出来るのかということと、認定こども園に通っている子どもはどのくらいいるのですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○小林こども相談室係長 教育相談員につきましては、平成30年度分は二人体制でいける予定になってございます。

○10番 小出嶋委員 見つかりそうですか。

○小林こども相談室係長 確保できそうです。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○前島子育て支援係長 認定こども園につきましては、30年度は申請が出ているのが9名のお子さんが認定こども園を利用するという事で申請をいただいております。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。大槻委員

○2番 大槻委員 木下保育園の建設購入代が入っていますが、これは予定どおりの土地の広さが入っているという事ですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○三井保育園施設係長 議員さんのご質問にありますとおり、予定どおりの土地の広さになってございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがですか。唐澤委員

○9番 唐澤千洋委員 保育園関係の臨時職員等への対応ということで、予定どおり確保できているのかどうか、そのことが一点。それからいろいろ事業を進めるについて、外部からの専門職あるいは業務委託等の仕事というか事業があると思うんですけど、その辺今小出嶋委員の質問もありましたけれど、全般的に足りているのかどうか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○北條子ども未来課長 保育士の確保につきましては、4月当初に関しては今のところ確保できておりますが、8月から少しずつ足りなくなっていくということで今も人員確保を進めているところでございます。それから、外務専門職につきましては確保が出来ているという状況でございます。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にいかがですか。一つお願いします。信州山保育の登録を上古田保育園から始めて、あと南小河内でしたか…今後その他の保育園で広げる予定はございますか。課長

○北條子ども未来課長 現在、山保育の認定を受けている保育園は、上古田保育園、長田保育園、東みのお保育園の3園になっております。今のところ3園でやっていこうと考えております。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 経過は順調にやっておりますでしょうか。

○北條子ども未来課長 順調に進んでおりまして、外でよく遊ぶことを中心にしておりますし、長田はながた自然公園を使わせていただいております。東みのわの方は、上の原等へも散歩に行かせていただいている状況です。上古田につきましては、地域の皆様のご協力をいただいております。いろいろ自然に親しむことをさせていただいております。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 その他にはいかがですか。一つよろしいですか。子育て支援センターの「いろはぼけっと」、イオン内にある、トイレやおむつ替えの意見が少し出たことがあったんですが、その対応をしていただいたということですが、現状どんなふうですか。係長

○前島子育て支援係長 「みのわ〜れ」につきましては、隣でカフェで飲食もあるということで、その場所でのおむつ替えはご遠慮いただいておりますが、上のお子さんがいるお母様については、支援員の方で上のお子さんを見ている間にイオンのトイレに設置してあるおむつ替え施設で利用いただけるように配慮させていただいております。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはございませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑終わります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決を行います。議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計予算、子ども未来課に関わる案件につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、可決すべきものと決しましたのでその旨本会議でご報告させていただきます。以上で終わります。

【子ども未来課 終了】

午前11時05分 閉会